

官報

號外

明治三十四年三月二十四日

日曜日

印刷局

第十五回 帝國議會 衆議院議事速記錄第十九號

明治三十四年三月二十三日(土曜日)午後一時十分開議

議事日程 第十九號 明治三十四年三月二十三日

午後一時開議

- 一 明治二十四年度歲入歲出總決算
- 二 明治二十四年度各特別會計歲入歲出決算
- 三 明治三十一年度歲入歲出總決算
- 四 明治三十一年度各特別會計歲入歲出決算
- 五 事業公債條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 六 東京都制案(貴族院提出) 第一讀會
- 七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 八 千代田縣設置ニ關スル法律案(貴族院提出) 第一讀會
- 九 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 十 東京都千代田縣組合法案(貴族院提出) 第一讀會
- 十一 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 十二 不動産登記法中改正法律案(松島廉作外) 第二讀會
- 十三 町村制中改正法律案(松島廉作外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 十四 開墾地、開拓地、新開地、年期繼續ニ關スル法律案(早川龍介外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 十五 鐵下年期、新開免租年期、地價据置年期ノ延長ニ關スル法律案(早川龍介外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 十六 北海道水產稅則廢止法律案(山下千代雄) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 十七 田畑地價特別修正法律案(後藤文一郎外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 十八 刑法中改正法律案(安藤龜太郎) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 十九 民法中改正法律案(安藤龜太郎) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 二十 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(早川龍介外) 第一讀會
- 二十一 酒類造石稅納期改正ニ關スル建議案(長坂重孝外四) (委員長長報告)
- 二十二 名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案(稻垣示外) (委員長長報告)

二十三

札幌農學校ヲ大學ト爲スノ建議案(西原清東) (委員長長報告)

二十四

下總國畜牧開墾地ニ關スル建議案(高津雅雄) (委員長長報告)

二十五

千島開發ニ關スル建議案(松岡長康外) (委員長長報告)

二十六

公債抽籤償還ノ實施ニ關スル建議案(栗原亮) (委員長長報告)

二十七

補助貨幣ノ改鑄ニ關スル建議案(栗原亮一外) (委員長長報告)

二十八

家祿賞典祿處分法施行ニ關スル建議案(植松) (委員長長報告)

二十九

外國語學校擴張ニ關スル建議案(神藤才) (委員長長報告)

三十

元寇殉難者國祭ニ關スル建議案(安部井翁根) (委員長長報告)

三十一

請願法制定ノ建議案(平岡萬次郎) (委員長長報告)

三十二

農會補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案(稻垣示外) (委員長長報告)

三十三

農事試驗場、水產試驗場國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案(稻垣示外) (委員長長報告)

三十四

北陸及北越鐵道聯絡線速成ニ關スル建議案(西田收三外) (委員長長報告)

三十五

東京灣築港ニ關スル建議案(松田秀雄外) (委員長長報告)

三十六

海藻磯燒ケノ原因調査ニ關スル建議案(白井哲夫外) (委員長長報告)

三十七

(特別報告第九號)北見鐵道線路變更急設ノ請願 (委員長長報告)

三十八

(特別報告第十號)鐵道敷設法中追加ノ請願 (委員長長報告)

三十九

(特別報告第十一號)染織業獎勵保護ノ請願 (委員長長報告)

四十

(特別報告第十二號)開港場指定ノ請願 (委員長長報告)

四十一

(特別報告第十三號)葉煙草專賣法改正ノ請願 (委員長長報告)

四十二

(特別報告第十四號)富山直江津間鐵道急設ノ請願 (委員長長報告)

四十三

(特別報告第十五號)賣藥課稅法改正ノ請願 (委員長長報告)

四十四

(特別報告第十六號)賣藥稅法改正ノ請願 (委員長長報告)

四十五

(特別報告第十七號)矢作川河身改修ノ請願 (委員長長報告)

四十六 (特別報告第十八號) 國債證券買入償却法廢止ノ請願 (委員長報告)

四十七 (特別報告第十九號) 山梨縣監獄署谷村支署再設ノ請願 (委員長報告)

四十八 (特別報告第二十號) 直江津富山間鐵道敷設工事第一期線ニ線上ノ請願外一件 (委員長報告)

四十九 (特別報告第二十一號) 在外國賣淫婦取締法制定ノ請願 (委員長報告)

五十 (特別報告第二十二號) 鐵道敷設法中追加ノ請願 (委員長報告)

五十一 (特別報告第二十三號) 賣藥規則改正並賣藥印紙稅規則全廢ノ請願 (委員長報告)

五十二 眞言宗高野派同御室派同大覺寺派同醍醐派ノ四派獨立許可取消ノ請願(石黒瀧一郎外三十一名要求)

○議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

關直彦君外五名提出東京市區長選任ニ關スル質問ニ對シ末松內務大臣ヨリ、安部井馨根君提出勅語ニ關スル質問ニ對シ松田文部大臣ヨリ、高木正年君提出伊豆七島ニ於ケル區裁判所設置ニ關スル質問ニ對シ金子司法大臣ヨリ、後藤文一郎君外十名提出司法官ノ増俸運動ニ關スル質問ニ對シ金子司法大臣ヨリ、藤金作君提出樟腦專賣制度ニ關スル質問ニ對シ林農商務大臣ヨリ、福田久松君提出財政ニ關スル質問ニ對シ伊藤內閣總理渡邊大藏大臣ヨリ、田中正造君提出一方ニハ河身ヲ浚濬シ一方ニハ共同水源山林ノ濫伐ヲ許可セシ義ニ付質問ニ對シ林農商務大臣ヨリ、山田喜之助君提出從軍新聞記者ニ關スル質問ニ對シ山本海軍兒玉陸軍末松內務三大臣ヨリ田中正造君提出無責任ノ答辯ニ對シ林農商務大臣ヨリ左ノ答辯アリ

衆議院議員關直彦君外五名提出東京市區長選任ニ關スル質問ニ對シ別紙內務大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日

內閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

東京市區長選任ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
東京市參事會カ小石川牛込本郷ノ三區區長ヲ新ニ選任シタル事件ニ付テハ監督官廳ニ於テ現ニ調査中ニ付調査ノ結果其違法ナル事實ヲ確認シタル以上ハ監督官廳ハ相當處分ヲ行フヲ怠ラス

明治三十四年三月十九日

內務大臣文學博士男爵末松謙澄

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員安部井馨根君提出勅語ニ關スル質問ニ對シ別紙文部大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日

內閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙) 衆議院議員安部井馨根君提出勅語ニ關スル質問書ニ對シ別紙答辯書差進候也  
明治三十四年三月二十二日  
衆議院議長片岡健吉殿  
文部大臣松田正久

(別紙)

勅語ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
數種ノ新聞、雜誌ニ於テ文部省中ニ教育ニ關スル勅語撤回ノ議アリタリト云ヘルハ事實全ク無根ナリ又文部省職員中嘗テ此ノ如キ說ヲ唱ヘタル者ナシ

右及答辯候也

衆議院議員高木正年君提出伊豆七島ニ於ケル區裁判所設置ニ關スル質問ニ對シ別紙司法大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日

內閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員高木正年君提出伊豆七島ニ於ケル區裁判所設置ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月二十二日

司法大臣男爵金子堅太郎

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員高木正年君提出伊豆七島ニ於ケル區裁判所設置ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
新島區裁判所ノ管内ニ於テ是迄區裁判所ヲ増設セサリシハ事件僅少ニシテ未タ其必要ヲ認メサリシニ由ル將來ノ設備ニ付テハ目下調査中ニ係ル但大島ハ東京區裁判所ノ管轄ニ屬シ新島區裁判所ノ管轄ニアラス

右及答辯候也

明治三十四年三月二十二日

司法大臣男爵金子堅太郎

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員後藤文一郎君外十名提出司法官ノ増俸運動ニ關スル質問ニ對シ別紙司法大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日

內閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員後藤文一郎君外十名提出司法官ノ増俸運動ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月二十二日

司法大臣男爵金子堅太郎

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員後藤文一郎君外十名提出司法官ノ増俸運動ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書  
裁判所ニ關スル増俸豫算問題ニ關シ司法官ノ爲シタル行動ニ付テハ目下調査中ナルヲ以テ其結果ニ依リ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

明治三十四年三月二十二日

司法大臣男爵金子堅太郎

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員藤金作君提出樟腦專賣買制度ニ關スル質問ニ對シ別紙農商務大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日 衆議院議長片岡健吉殿 内閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議員藤金作君提出樟腦專賣買制度ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月二十二日 衆議院議長片岡健吉殿 農商務大臣林有造

衆議院議員藤金作君提出樟腦專賣買制度ニ關スル質問ニ對スル答辯書

内地ニ於ケル樟樹ニ付テハ從來政府ニ於テ他ノ樹木ト取扱ヲ異ニシ特ニ一層ノ注意ヲ以テ保護繁殖ヲ期スルモ其效果ノ未タ現著ナラサルハ遺憾トスル所ナリ然レトモ尙ホ進シテ此ノ特産ヲ永遠ニ増殖スルノ速成方法ニ關シテハ既ニ其必要ヲ認メ現ニ之ヲ調査ヲ爲シツ、アリ故ニ調了ノ上ハ植伐製腦等ニ關シテ特殊ノ取締方法ヲ設クルカ或ハ專賣制度ヲ開始スルノ必要ヲ見ルニ至ルヘキカ未タ之ヲ明言スルコト能ハサルモ今ヤ諸種ノ企劃上充分ナル材料ト鄭重ノ考察ヲ盡サンコトヲ期セリ

右及答辯候也 農商務大臣林有造

衆議院議員福田久松君提出財政ニ關スル質問ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月二十三日 衆議院議長片岡健吉殿 内閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議員福田久松君ノ提出ニ係ル財政ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一政府ハ現在ノ財政ニ就テハ既定ノ經畫ニ依リ進行スルノ見込ニシテ其將來ニ屬スルモノニ就テハ財政整理ノ結果ニ依リ適當ノ方法ヲ定ムルノ考ナリ但翌年度繰越金ノ計算ハ一年度毎ニ決算スルモノニシテ質問ノ如ク連年ノ累計トナルモノニアラス

一政府ハ全般ニ互リ行政及財政ノ整理ヲ爲スノ見込ナリ隨テ政費ノ増減事業ノ緩急等其ノ順序方法ニ關シテハ調査ノ結果ニヨリ相當斟酌スヘキモノニシテ一概ニ斷定スルヲ得ス

右及答辯候也 内閣總理大臣侯爵伊藤博文 大藏大臣子爵渡邊國武

衆議院議長片岡健吉殿 衆議院議員田中正造君提出一方ニハ河身ヲ浚渫シ一方ニハ其同水源山林ノ濫伐ヲ許可セシ義ニ付質問ニ對スル別紙農商務大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日 衆議院議長片岡健吉殿 内閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議員田中正造君提出一方ニハ河身ヲ浚渫シ一方ニハ其同水源山林ノ濫伐ヲ許可セシ義ニ付質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月二十二日 衆議院議長片岡健吉殿 農商務大臣林有造

衆議院議員田中正造君提出一方ニハ河身ヲ浚渫シ一方ニハ其同水源山林ノ濫伐ヲ許可セシ義ニ付質問ニ對スル答辯書

一 渡良瀬川ノ水源ニ於テハ明治二十七年以後山林立木拂下ヲ許可シタル事實ナシ

二 明治二十九年及三十年中足尾銅山鑛業主古河市兵衛ニ立木拂下ヲ許可シタル事實ナキハ前答辯書ノ通トス而シテ現在古河ニ拂下ケタル事實アルハ三十二年十二月末群馬縣利根郡根利ノ國有林水中水源其他土保國安上支障ナキ箇所ニ於テ拂下ヲ許可シタルモノアルニ據ル本拂下ニ關シ木材運搬道路ノ設備ヲナセシコトナシ

三 群馬縣勢多郡東村澤入國有林ヲ私林トナシタルハ民有引展申請ニ對シ民有タルヲ確認セシニ據ル而シテ本林中三千餘町歩ハ現在保安林ニシテ伐木制限中ナリ但シ木頂利根郡トアルハ勢多郡ト認メ答辯

右及答辯候也 農商務大臣林有造

衆議院議員山田喜之助君提出從軍新聞記者ニ關スル質問ニ對シ別紙海軍陸軍内務三大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日 衆議院議長片岡健吉殿 内閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議員山田喜之助君提出從軍新聞記者ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月二十三日 衆議院議長片岡健吉殿 海軍大臣 山本權兵衛 陸軍大臣男爵 兒玉源太郎 内務大臣 文部卿 末松 謙澄

衆議院議員山田喜之助君提出從軍新聞記者ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第十四回議會ニ於テ建議セラレタル明治二十七年、八年戰役ニ從軍シタル新聞記者ノ行賞並靖國神社合祀ノ件ハ目下猶ホ調査中ニ屬ス

右及答辯候也 海軍大臣 山本權兵衛 陸軍大臣男爵 兒玉源太郎 内務大臣 文部卿 末松 謙澄

衆議院議員田中正造君提出無責任ノ答辯ニ對スル質問ニ對シ別紙農商務大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月二十三日 衆議院議長片岡健吉殿 海軍大臣 山本權兵衛 陸軍大臣男爵 兒玉源太郎 内務大臣 文部卿 末松 謙澄

明治三十四年三月二十三日 衆議院議長片岡健吉殿

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

(別紙)

衆議院議員田中正造君提出無責任ノ答辯ニ對スル質問書ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月二十一日

農商務大臣林有造

(別紙)

衆議院議員田中正造君提出無責任ノ答辯ニ對スル質問ノ答辯書 鑛毒ノ爲メ天産ヲ亡滅スヘキ有形上ノ價格ニ關スル質問ニ對スル答辯書

ニ於テハ鑛毒ノ文字ヲ避ケタルニアラシテ渡良瀬川沿岸耕地ノ被害ハ主トシテ洪水ノ氾濫ニ基因スルモノナルコトヲ答辯シタルナリ

右及答辯候也

農商務大臣林有造

貴族院ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

東京都制案

千代田縣設置ニ關スル法律案

東京都千代田縣組合法案

貴族院ハ事業公債及鐵道公債特別會計法中改正法律案水害地方田畑地租免除ニ關スル法律案兩院協議會成案ヲ可決セル旨同院ヨリ通牒アリ

堀田連太郎君伊藤藤直純君須藤善一郎君島山雄三君ヨリ鑛業條例中改正法律案ヲ提出セラレタリ

高木正年君ヨリ正貨準備ニ關シ、花井卓藏君大塚成吉君丸山嵯峨一郎君ヨリ外國人又ハ外國法人ノ爲メニ設定シタル永代借地權ニ關シ、田中正造君ヨリ大臣責任ニ關スル件、亡國ニ至ルヲシラサル義ニ付質問主意書ヲ提出セラレタリ

石黒滿一郎君外三十一名ヨリ眞言宗高野派同御室派同醍醐派ノ四派獨立許可取消ノ請願ヲ院議ニ付センコトヲ要求セリ

委員長及理事左ノ通當選セラレタリ

事業公債條例中改正法律案

委員長 大三輪長兵衛君 理事 三輪潤太郎君

委員 齋牛結核病豫防法案 理事 西村淳藏君

委員長 石谷董九郎君 理事 西村淳藏君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

正貨準備ニ關スル質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治三十四年三月二十三日

提出者 高木 正年

贊成者 藤野 辰次郎

外二十九名

質問主意書

一正貨準備ノ基礎漸ク危弱ナラントスルヲ憂ヘ第十四議會ニ於テ政府ニ尋

ナルニ如何ニシテ之ヲ將來ニ維持スルノ考ヘアルヤヲ質問シタリ然ルニ政

府ハ之レニ漠然タル答辯ヲ與ヘテ毫モ苦慮スルノ要ナシト云ヘリ爾來月

ヲ閱シ日ヲ經ルニ隨ヒ正貨ノ外出ハ奔流ノ勢ヲ以テ殆ト停止スルアルナシ而モ政府ハ適當ノ方法ヲ講セス今日ノ趨勢察スルニ餘リアリ今後政府ハ之ヲ如何ニセントスルカ

一正貨ノ回收ヲ圖ルニ政府ハ唯金利引締ノ手段ニ據ルノ外策ナキカ如シ果シテ金利引上ヲ以テ將來ノ危險ヲ豫防シ得ルモノナリトナスカ其考按如何

一準備基金ノ減少今日以後ニ墮落セルアラハ政府ハ何等ノ手段ニヨリ之レカ補足ヲナサントス

右及質問候也

外國人又ハ外國法人ノ爲メニ設定シタル永代借地權ニ關スル質問主意書

動産ヲ所持スル所ノ永代借地契約書ハ有效ノモノト確認セラルヘシ而シテ右ノ如キ性質ノ不動産ニ對シテハ特ニ右借地契約書ニ規定シタルモノノ外ハ何等ノ條件ヲモ附セス又何等ノ租稅賦課金取立金ヲモ徵收セサルヘシ但右借地契約書中ニ領事官トアルハ日本國官吏ヲ以テ之ニ代ラスヘキコトト知ルヘシ

二 日本國民ノ契約ヲ以テ外國人ノ爲メニ設定シタル永代借地權ナルモノアリト聞ク其實例如何而シテ政府ハ是等ノモノニ對シ民法上例如何ナル權利ヲ認ムル乎

三 改正條約實施後永代借地權ヲ地上權トシテ登記シタルモノアリト聞ク其實例如何

四 政府ハ東京駿河臺ニ建設セル「ニコライ」教會堂ヲ以テ露國公使館ノ附屬地ナリト云ヘリ從テ永代借地權ヲ以テ設定シタル永代借地權ヲ有スル地所ニアラサルモノ、如シ果シテ然レハ該教會堂ハ公使館ノ一部ニシテ治外法權ノ場所ト見ルヘキ乎

右及質問候也

大臣責任ニ關スル義ニ付質問書  
右成規ニ據リ提出候也  
明治三十四年三月二十三日  
提出者 田中 正造

贊成者 原田 赴城  
外三十九名

質問主意書  
足尾銅山鑛毒ノ加害顯著ナルニ致リシハ去ル明治十三年ノ頃ニシテ爾來漸漸多クノ國土ヲ亡滅シテ年々國家ニ幾百萬圓ノ損害ヲ被ラシメ内ニハ天產ニ屬スルモノアリ耕作ニ屬スルモノアリ永久土地ニ屬スルモノアリ山川破壞ニ屬スルモノアリ其他悉ク一切ノ萬象ヲ毒シテ其極ヤ父子不相見兄弟離散ノ慘若クハ母子飢ヘテ救フノ途ナキニ至ラシメ終ニ人畜ノ死亡兵役壯丁ノ減損アリ或ハ此被害民ヲ屢ニ牢獄ニ投シ一方ニハ彼ノ加害者ニ亂暴ノ行動ヲ爲サシメタリ被害民ノ窮困例フルニ物ナク明治三十三年二月十三日ニ至リ憲法上ノ請願ヲ爲サントスル其途中ニ於テ加害者一派ノ黨與ハ被害民ヲ毆打シ亦之ヲ牢獄ニ投シテ苦痛ヲ與ヒ此歲月モ亦鑛毒ノ流下スルコト依然舊ノ如クニシテ且ツ鑛毒ノ處置ヲ爲サ、ル彼ノ惡逆無道ノ加害者カ位階僭奪ノ爲メ宮中ニ出入スルヲ傍觀シ終ニ位階僭奪ノ皇室ニ對スル不敬ノ行爲ヲ遂ケサシメタリ當時當局大臣ハ更ニ之ヲ傍觀セシノミナラス加害者市兵衛ノ暴勢ニ怖キ時ニ或ハ彼レノ惡意ヲ助勢シ被害民ヲ苦メ或ハ之レニ驅役セラレ位階僭奪ヲ遂行セシメルハ果シテ總理大臣以下補弼ノ責ヲ負ハサル可ラサリシニ如何

亡國ニ至ルヲシラサル義ニ付再質問書  
右成規ニ據リ提出候也  
明治三十四年三月二十一日  
提出者 田中 正造

贊成者 原田 赴城  
外四十名

質問主意書  
第十四議會ニ於テ前内閣ニ對シ亡國ニ至ルヲシラサレハ之レ即チ亡國ナリ

官報號外 明治三十四年三月二十四日 衆議院議事速記錄第十九號 議長ノ報告

ノ質問ニ「質問ノ旨趣要領ヲ得ス」トノ答辯ヲナセリ然ルニ既往ヨリ當時ニ至リ内地紊亂憲法ノ破壞ハ日ニ非ニシテ或ハ司法權ノ侵害行政權ノ暴用經濟ノ紊亂鑛毒地方ノ死人國庫收入ノ減損地方制度ノ消滅國土ノ荒亡等ハ皆事實ノ顯著ナルモノナリ然ルニ現政府ノ之ヲ認メサルハ之レ既ニ憲法ノ精神ヲ無視スル證左ニアラスシテ何ゾ憲法既ニ破壞セハ國家ノ精神モ隨テ亦腐敗スルハ明カニシテ其害ハ憲法ナキヨリモ甚シ帝國議會アリト雖モ憲法ヲ遵守セサレハ議會ナキニ如カス只官衙法院ノ存在ヲ視テ内部ノ骨髓精神モ亦存在セリト速斷スルハ抑何等ノ妄想ツヤ今一二ノ例ヲ以テ明カニセハ行政權ノ暴用忠直無罪ノ司法判事ヲ黜ケ亦ハ鑛毒激甚地人民ノ請願者ヲ牢獄ニ投シ無罪ノ良民ニ惡名ヲ負ハセ釀シテ罪名ヲ附スル等此窮民ヲ牢獄ニ死地ニ陷レテ加害者ノ横行ヲ恣ナラシム利ハ此惡逆無道ノ加害者ヲシテ宮中ニ出入ヲ許シ終ニ位階僭奪セシムル等ノ失態ヲモ釀スニ至ラシメタルニ非スヤ而モ尙亡國ニ至ルヲシラス其要領ヲ得スト云フカ如何

右及質問候也

議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス  
〔議長議長ト呼フ者アリ〕

議長(片岡健吉君) 少シ靜ニナサイ、昨日司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案ノ委員ヲ指名シテ置キマス、マダ委員長理事ノ選舉モナイヤウデアリマスガ、是ハ貴族院送付ノ案デゴザイマシテ、是非此議會期中ニ通過ラシナイト、困ルサウデアリマスカラ、ドウウツ早ク委員長理事ノ選舉ヲセラレテ、急イデ審査ニ取掛ラレンコトヲ希望致シマス、ソレデ諸君ニ御諮リスルコトガアリマスルガ、明日ハ會議ノ終リノ日デアリマス、日曜日ニモ拘ラズ貴族院ハ開會ヲスル趣デアリマス、衆議院モ明日ハ開會ヲ致サネバナラヌト考ヘルノデアリマス、又時間モ明日ハ午前ニ繰上ゲテ、貴族院ト同様に時ヨリ開會ノコトニ致シタイト考ヘマスルガ、御異議ガゴザイマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス  
野間五造君(百四十九番) 私ハチヨット議長ニ質問ヲ致シテ置キタイト考ヘマス、先日一昨日ノ議場ニ於キマシテ、私カラ議長ニ御尋フ致シマシタ、大祭日ニ於テ議長ガ會議ヲ御開キニナツタノハ、如何ナル御理由デゴザイマセウカ、御尋致シマシタラ、議長ハ特權ニ依ッテ開イタト云フ御返事デアリマシタ、併シ其前日ニ議院ニ御諮リニナツタノデゴザイマス、併ナガラ不幸ニシテ其時ハ少數デアツタカラ、議場ニ諮ツタト云フコトヲ形式的ニ言フコトハ、出來ナイデアラウト云フコトヲ申シマシタラ、是ハ參考ノタメニ云フ御返事ヲ受ケマシタ、其後私等一我憲政本黨ノ者ハ色々之ニ附イテ評議ヲシテ、議長トモ打合セテ致シ、又御質問モ申上ゲマシタガ、尙ホ要領ヲ得ヌ所モゴザイマス、旁、此席ニ於テ私ハ議長ノ御返事ヲ受ケテ置キタイト考ヘマスノデ、此衆議院ノ先例ノ彙纂ノ中ニゴザイマスコトカラ、一ツ申上ゲテ置キタイト思ヒマスガ、此中ノ七十三條ニハ、一般ノ休日ニ開會スルトキニハ、院議ヲ要スルト云フコトニナツテ居リマスノデ、ソレカラ又同シ彙纂ノ中デ九十八條ニハ、議事進行ノタメ必要ナルトキハ、議長ハ議院ニ諮ウテ午前ヨリ又日曜日ニモ開會スルトゴザイマスノデ、議長ハ免モ角モ休日ニ御開キニナルニ當テハ、一應院議ニ御諮リニナルコトニ、今日マデノ先例ニナツテ居ルカノ如ク覺テ居ルデアリマス、若シ是ガナイ場合ニ於キマシテハ、今日

ノ議長ノ片岡健吉君ト云フハニ對シテハ、吾々ノミナラズ吾々ノ朋友多數ガ、非常ニ信用ヲ置イテアル譯デ、ドウモ之ニ對シテハ問題ヲ起ス程ノ必要ハナ  
 イト思ヒマスガ、此問題ハ將來ヲ支配スベキ先例ヲ開クコトデゴザイマスガ  
 ラ、若シ將來暴橫ナル議長ガ顯レテ、夜ノ夜半ニ開クヤウナコトモ出來ルカモ  
 知レナイ、或ハ旅行ヲ許シテ置イテ、不意ニ己ノ所屬ノ黨派ダケ集メテ、議  
 會ヲ開クコトモ出來ヌトモ限ラヌカラ、將來ヲ私ハ恐レルタメニ、茲ニ議長  
 ニ對シテ、明カニ此以後ハ院議ニ尋ネテ、會議ヲ開クト云フコトニ對シテ、  
 御答辯ガ願ヒタイト思フノ、尤モ先例ノ中ニ院議ヲ尋ネズシテ開イタ場合  
 ガゴザイマス、即チ部長ヲ御呼出ニナリマシテ、部長ニ對シテ御諮リニナッテ  
 開イタ場合ガアリマス、其他二三斯ウ云フ場合ガアツタカノ如ク考ヘマスケ  
 レドモ、ソレモ悉ク此意味カラ申シマスレバ、院議ニ諮ラセテ開イタ居ル、  
 唯形式ガ議長ガ其席デ此院議ニ諮ラナカッタト云フダケテ、形式ノ上デハ幾  
 分カ異ツテ居ルガ、議長ノ精神ト云フモノハ、院議ニ御諮リニナッテヤウニナ  
 テ居ルト思ヒマス、又一昨日ハ不幸ニシテ少數デハゴザイマシタケレドモ、  
 議長ノ院議ニ御尋ニナッテ云フ意志ハ、立派ニ顯レテ居ルノデ、即チ院議  
 ニ尋ネタト云フコトニハ、ナッテ居ルノデゴザイマスカラ、私ハソレニ對シ  
 テハ、毫モ攻撃ヲ致ス考ヘゴザイマセヌ、又今日モ明日開クト云フコトニ  
 ナッテ、院議ニ諮ラセテ、此事ニ附イテハ議長ニ滿場一致ヲ以テ、贊成ヲ申  
 上ゲタヤウナ次第デゴザイマスガ、今後ニ於キマスル例トナルコトハ、決シ  
 テ之ヲ輕クニ看過スコトノ出來ヌモノデアアルト考ヘマスカラ、ドウカ議長ハ、  
 私ガ唯今ノ覺書ニ致シテ置キマシタカラ、之ニ對シテドウカ、御返事ヲ願ヒ  
 タイト思ヒマス

議長ガ休日開會セントスルニ當リテハ必ス院議ニ諮ルノ例ト爲リ居レリ議  
 長カ去ル二十日ノ議場ニ諮ラレシハ假令其時少數ナリシトハ雖議長ノ意思  
 ハ明カニ院議ヲ重セラレタルヲ見ルニ足ルヘシ今日モ亦院議ヲ諮ラテ明日  
 ノ開議ヲ定メラレタル次第ナリ今後モ議長ハ院議ニ諮リタル後開會如何ヲ  
 定メラレシコトヲ希望ス

斯ウ云フコトヲ、私ハ議長ニ覺書ヲ以テ御尋ヲ致シテ置キマスカラ、議長モ  
 後來ノ例ニナリマスカラ、御答辯ヲ願フテ置キタイ

○議長(片岡健吉君) 議長ハ成ルダケ議場ニ諮ルハ、穩當ナト考ヘテ居リマ  
 スカラ、其手續ノ出來ル限ハ、議場ニ諮ルコトニ致シマス

○白井哲夫君(四十一番) 私ハチヨット議長ニ請求致シタイコトガゴザイマ  
 ス、私ハ先日韓國馬山浦ヨリ鎮海灣ニ關シマスル、第三回ノ質問書ヲ提出致  
 置キマシタ、今ニ政府ヨリ答辯ニ接シマセヌ、此問題ノ關シマスル所ノ事實  
 ハ獨リ朝鮮ノ獨立ヲ危クシタルノミナラズ、我帝國ノ國權及利益ヲ侵害セラ  
 ルル所ノ大問題デアアル、會期ハ誠ニ切迫致シテ居リマスケレドモ、露西亞ガ對  
 州ノ對岸ニ加ヘツ、アル危險ナル行動ハ、更ニ切迫致シテ居ルノデゴザイマ  
 ス、會期切迫ヲ名トシテ答辯セヌト云フコトハ、ナイダラウト思ヒマスケレ  
 ドモ、僅ニ明日一日ノ會期ノコトデアアルニ、答辯セヌト云フコトハ、甚ダ怠慢  
 ナルコト、信ズルノデゴザイマス、故ニ議長ハ政府ニ對シ、一刻モ早ク此件  
 ニ關スル答辯アラント云フ要求セラレタク、希望致シマス

○恆松隆慶君(百二十六番) チヨット議長ニ伺ヒタウゴザイマス、今日モ亦質  
 問ガアルダラウト思ヒマスガ、何名位申込ニナッテ居リマスカ

○議長(片岡健吉君) 五名ノ申込ニナッテ居リマス

○恆松隆慶君(百二十六番) サウスルト、私ハ御伺ヒ旁、御注意マデ一言  
 議事モ今日明日ト云フ場合デゴザイマスガ、近日ニ至リマシテ質問ガ續出シ、  
 殊ニ長演說ナドカ段々アリマスルガ、私ハ演說ナドハ決シテ中止ハ致シマセ  
 ス、靜ニ聽イテ居リマスガ、免角長演說ヲヤリテ放シテ其人ハツイト席ヲ去  
 テシマフ、遂ニ折角ノ日程ニ載ツテ居ル議事ガ、マルデ結了ヲ告ゲナイコト  
 ガアル、誠ニ遺憾ナコトデゴザイマス、吾々ハ代議士ノ本分ヲ盡シテ、ドウ  
 カ此議院ニ問題ト爲テ居ル所ノ日程ノコトハ、是非議了致シタイト考ヘテ  
 居リマスル、デ今日ハ御演說ヲ爲サレル方ハ御勝手次第、又靜ニ聽イテ居リ  
 マスルガ、ドウカ今日ノ日程ダケハ議了スルヤウニ、定數ノ缺ケナイヤウニ、  
 議長カラノ御注意ヲ願ヒタイデゴザイマス、又田中君モ昨日ハ四十分位演說  
 スルト云フコトデ、一時五十分位ヤラレマシタガ、今日モ演說スル、今日ハ  
 頗ル今日ノ場合デゴザイマスカラシテ、簡短ニヤルト云フコトデゴザイマス、  
 諸君モ——外ノ演說者モサウデアラウト思ヒマスガ、ドウカ演說ノアル間ハ  
 靜ニ致シマスカラ、議事日程ノコトダケハ、努テ今日ハ議了スルヤウニ、ド  
 ウカ成ルベク御注意ヲ願ヒタイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 降旗元太郎君

〔降旗元太郎君演壇ニ登ル〕  
 ○降旗元太郎君(二百二十五番) 私ヨリ提出ヲシテ置キマシタ、外交ニ關ス  
 ル質問ノ理由ヲ簡短ニ述ベマスル、元來大石佐々工藤三君ノ質問ニ對スル政  
 府ノ答辯ハ、常ニ隔靴搔痒ノ感ガアツタノデゴザイマスケレドモ、事ガ外交ニ  
 關シテ居リマスノト、又聊カ加藤外務大臣ノ手腕ニ望リ掛ケテ居リマスノト  
 デ、今日マデ忍ンデ政府ノ大ニ爲ス所アラントスルノヲ、期待シテ居  
 デゴザイマスガ、昨今開拾ニナラナイ警報ニ接シマシタガタメニ、會期切迫  
 ノ今日デゴザイマスケレドモ、此質問書ヲ提出シタノデゴザイマス、其質問  
 ハ斯様デゴザイマス

外交ニ關スル質問主意書

獨國宰相ビニコロー伯ハ英獨協商ノ清國ナル語ニ清國滿州ヲ含蓄セサル旨ヲ  
 演說セリトノ說アリ帝國政府ハ定テ己ニ此事ニ關シ聞ク所アルヘシ其實否  
 果シテ如何

若シ果シテビニコロー伯ノ說ヲシテ眞ナラシメハ政府ハ何等ノ態度ヲ取ラン  
 トスル乎

是ガ質問ノ要旨デゴザイマス、全體政府ガ清國政府ニ警告ヲ致シマシタ後、  
 新聞ノ傳フル所ニ據リマスルト、劉坤一張之洞等ハ、此露清特約ナルモノニ  
 反對ヲシテ居ッテ、或ハ慶親王トカ、袁世凱トカ、盛宣懷トカ云フ人々モ、之  
 ヲ拒絕スルコトニ、熱心シテ居ルヤウニ傳ヘテ居リマスケレドモ、全權委員  
 ト爲テ居ル李鴻章ノ態度ハ、極テ不審ノ廉ガ多イヤウニ傳ヘラレテ居リマス  
 ノミナラズ、清國ノタメニ面白カラヌ風説ハ、爾來續々本員等ノ耳ニ入ッテ居  
 ルノデゴザイマスカラ、政府ガ清國政府ニ向ッテ、警告ヲ致シマシタ趣意ヲ貫  
 徹スルコトモ、如何ニ成行イテ居ルカ、甚ダ懸念ニ堪ヘマセヌノデゴザイマ  
 スルガ故ニ、本員ハ政府ニ向ッテ其後ノ清國ノ動靜如何ヲ、政府ノ知ル限承リ  
 タイトモ考ヘテ居リマシタ併ナガラ此二月九日及二月二十二日、政府ガ衆議  
 院ニ向ッテ答辯致シマシタル如ク、英獨協商ガ嚴トシテ存在シテ居ッテ、政府モ

亦此精神ヲ貫徹スルコトニ、十分ノ覺悟ガゴザイマシタナラバ、本員等ハ其政府ノ爲ス所ニ依信シテ、姑ク成行ヲ見ヤウト思フテ居リマシタノデゴザイマス、ソレカラシテ又先頃佐々君ガ、此露清特約ノモダ密約トシテ傳ヘラレテ居リマシタ時分ニ、政府ニ向テ質問ヲシタコトガゴザイマス、引續イテ工藤君ガ露國ノ現在滿州ニ於ケル行動ハ、尙ホ政府ニ於テ嘗テ露國ガ平和の宣言ヲサレタノニ信賴スルコトヲ辭デアツタガ、其信賴ハ今日マデ引續イテ居ルカト云フ如キ、質問ヲセラレタコトガアツタ、政府ハ今日マデ引續イテ答辯ヲ致シマスルノニ、マダ之ニ對シテハ説明ノ時機デナイト云フコトヲ、申述ベラレテ居リマスケレドモ、願ミテ政府ノ清國政府ニ警告ヲシタト云フ、事實ニ據テ察シマスルコトニ云フ、此點ダケハ確ニ政府ハ露國ノ曾テ平和の宣言ヲ致シマシタノニ、信賴シテ居ラヌ點ガアルカラ、清國ニ向テモ警告ヲシタノデアアルト云フコトダケハ、明白デアアルト私ハ思ヒマス、而シテ此露清特約ト云フモノニ附イテ、英吉利ノ公使ハ露西亞ノ朝廷ニ向ヒマシテ、種々強硬ナル談判ヲ致シマシタ、メニ、英吉利國ノ利害及英吉利國ノ體面ト云フモノニ關シマシテハ、十分ナル露國ニ讓歩ヲセシムルダケニ、此露清特約ヲ改竄セラレタト云フコトヲ、傳ヘ聞イテ居リマスノミナラズ、或ハ獨逸トカ、伊太利トカ、澳太利アタリニ於テモ、利害ノ關係ニ於テ、露清特約ニハ全ク憂ノナイ點ニマデ、修正セラル、コトニ相成ルデアラウト云フ報ノ、傳テテ居リマスニモ拘ラズ、此露清特約ニ附イテ、利害ノ關係ノ最モ大ナル我帝國ヨリシテ、今日ニ至ルマデ露國政府ニ向テ、未ダ何等ノ手續ニ依テモ、抗議ヲ申込ムコトヲシテ居ラナイト云フノハ如何デアアルカヲ、政府ニ質問シタイトモ考ヘテモ居リマシタ、併ナガラ若シモ亦英獨協商ガ、嚴トシテ存在シテ居リマシテ、サウシテ政府ガ之ヲ貫徹スル十分ナル覺悟ヲ持テ居リマシタコトデアアルナラバ、政府ガ外交上ニ附イテ、工藤君ニ對シテ答辯ノ時機ニアラズト答ヘラレタル如ク、吾モ亦掛引ニ屬スル部分ニマデ立入テ、政府ニ此衆議院ニ向テ、明言セヨト迫ルコトハ致シマセストモ、而モ寬弛猛張ニ如何ニアラウトモ、政府ノ此英獨協商ノ趣意ヲ貫徹シヤウト云フ、其覺悟ニ倚信シテ、暫ク政府ノ爲ス所ヲ見テ居ラウト考ヘテ居リマシタ、然ルニ此英獨協商ナルモノニ附イテ、政府ガ二月九日及二月二十三日ヲ以テ、此衆議院ノ議場ヘ向テ、明白ニ英獨協商ハ支那ノ全領土ニ涉ルモノデアアルテ、無論清國ノ一部タル滿州ヲ包含シテ居ルノデアアルト、明言セラレタルニモ拘ラズ此頃「ルーター」電報ノ傳フル所ニ據リマスル、三月十五日ノ獨逸國會ニ於イテ、獨逸ノ宰相ヒューロー伯ハ、明ニ英獨協商ハ滿州ニ對シテ、無關係デアアルト云フコトヲ申述ベラレテ居ルノデゴザイマス、是ハ獨逸宰相ノ申述ベマシタコト、我外務大臣ガ衆議院ニ向テ、演說セラレタ辭ニ照合セテ見マシテモ、政府ガ我衆議院ノ質問ニ關スル答辯書ニ照合セテ見テモ、明白ニ其見解ハ衝突シテ居ルノデゴザイマス、勿論二月九日加藤外務大臣ガ、此衆議院ノ議場ニ於テ演說セラレマシタ、辭ノ中ニモ見エテ居リマス如ク、我國ガ英獨協商ヘ加テ盟スルコトニ方ツテハ、先ヅ豫メ此二國ト同シ地位ニアアルト云フ保障ヲ待テ後ニ、加盟ヲシタト云フコトデゴザイマスガ故ニ、其英獨協商ノ提案者ハ誰レデアラウトモ、我既ニ之ニ加盟シタル政府ハ、十分ニ己ノ執ル所ノ見解ニ依テ、此見解ヲ貫徹スルコトニ、努メラレル方針デアラウトハ思ヒマスルケレドモ、併ナガラ既ニ獨逸宰相ガ其國會ニ於テ、斯様ナ演說ヲサレタト云フコトガ、吾モハ事實トシテ聽イテ居リマスルケレドモ、政府ノ之ニ對シ

テ聽ク所ハ、尙ホ一層精密デナケレバナラヌ答デアアルカラ、其政府ノ聽ク所ニ據テ實否果シテ如何ヲ、第一ニ衆議院ニ向テ答辯シテ貫ヒタイノト、第二ニハ果シテ獨逸宰相ガ斯様ナ演說ヲシテ居ルナラバ、其演說ニ附イテ吾モ信ズル如ク、政府ハ獨逸ノ見解如何ニ拘ラズ、飽クマデモ政府ノ執リシ見解ニ依テ、之ヲ貫徹スルコトニ努メル覺悟ガアルカドウカ、又此獨逸宰相ノ演說ニ對シテハ、如何ヤウナ態度ヲ獨逸ニ向テモ取ルカ、其邊ノコトヲ明細ニ承リタイト云フノガ、此質問ノ趣意デゴザイマス、尙ホ種々申述ベタイコトガゴザイマシタノデスガ、會期切迫ノ折デゴザイマスルガ故ニ、此質問ノ要點ニ附イテ、明白ナル政府ノ御答辯ヲ得レバ宜シウゴザイマスルカラ、演說モ是ニテ止メマス

○議長(片岡健吉君) 此際諸君ニ御諮リスルコトガアリマス、是マデノ慣例ニ依ルト、質問演說ガ濟ミマシテ、サウシテ議事日程ノ議事ニ移ルノデアリマスガ、此議事日程ノ第五ニ出テ居ル所ノ事業公債條例中改正法律案ハ、政府案デアリマシテ、本院へ提出ニナツテ、既ニ委員會ハ之ヲ結了シテ居リマス、是ガ可決ニナレバ貴族院ニ回ラヌナラヌ案デアリマスカラ、委員長ヨリ此際緊急動議デ、議事日程ノ變更ヲシテ、此議事ニ掛リタイト云フ申出ガアリマスルガ、之ヲ諸君ニ御諮リ致シマスルガ、委員長申出ノ通、議事日程ヲ變更スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、直チニ此議事ニ掛ルコトニ致シマス、大三輪長兵衛君

五 事業公債條例中改正法律案(政府提 第一讀會ノ續(委員長報告))

○星松三郎君(二百八十一番) 私モ唯今緊急動議ヲ提出致シマス、ソレハ外デハゴザイマセヌカ……

○議長(片岡健吉君) 此議事ノコトデナケレバ、少々御待チナサイ

○星松三郎君(二百八十一番) 委員ニ付託スルコトデゴザイマスカラ、引續イテ願フ方ガ宜カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 此議事ハ濟ンデカラ後……

○大三輪長兵衛君(五十四番) 事業公債條例中改正法律案ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、御承知ノ通ニ誠ニ之ハ單簡ナモノデアリマシテ、既ニ事業モ進行ニナツテ居テ、既ニハヤ延引ヲシテ居ル位ナモノデゴザイマス、委員會ハ滿場一致ヲ以テ原案ニ可決致シマシタ、會期切迫ノ折デゴザイマスカラ、讀會省略ヲ以テ、直チニドウゾ御決議アランコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 委員長カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、讀會ヲ省略シテ直チニ議事ニ付スルコトニ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ決シマス

官報號外 明治三十四年三月二十四日 衆議院議事速記第十九號 議事日程變更ノ件 事業公債條例中改正法律案 第一讀會ノ續 確定議

○星松三郎君(二百八十一番) 此第六カラ第十一マデノ所ハ、貴族院カラ送付ニナツテ居ルモノデ、此都制案トツレカラ千代田縣ト、是ハ委員ヲ設ケテ委員ニ付託スルコトニ附イテ、緊急動議ヲ提出致シマス、議事日程ノ變更ヲ致シテ委員ヲ選舉スルコトニ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 賛成ガナイト認メマス

○西村淳藏君(二百三十二番) 私ハ畜牛結核病豫防法案ニ附キマシテ委員長ニ代テ委員會ノ結果ヲ報告致シタイノデアリマスガ、是ハ貴族院ヨリ送付サレタノデアリマスカラ、此際緊急動議トシテ議事日程ノ變更ヲ求メマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 是ハ今西村淳藏君ノ言ハレル通、貴族院カラ送付ニナツタモノデ、コチラテ修正ニナツテ居リマスカラ、場合ニ依ツテハ協議會ヲ開カナケレバナラヌト思ヒマスカラ、此際ニ緊急動議ヲ容レテ、議事日程ヲ變更シテ之ヲ議スルコトニ、御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、委員長ノ報告ヲ...

畜牛結核病豫防法案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(西村淳藏君演壇ニ登ル)

○西村淳藏君(二百三十二番) 本案ニ附キマシテハ、委員長ヨリ報告致ス答デゴザイマスガ、唯今閣席デゴザリマスカラ、不肖理事ヨリ御報告ヲ致シマス、本案ハ當節柄最モ適切ナル必要ナル案ト考ヘマシテ、委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、併ナガラ二三箇條、貴族院デ修正サレテ居ル所ガアリマスケレドモ、是レ亦全會一致ヲ以テ可決致シマシタガ、唯遺憾ナガラ二條ニ向ツテハ、ドウシテモ同意ガ出來ヌト云フコトニ、相成ツテ居リマス、ワレハ政府案デハ、大抵此乳牛ツレカラ種牝牛ト云フモノ、及結核ニ罹タル所ノモノニ、ツベルクリンヲ注入スルコト云フノデアリマスガ、貴族院ノ方デハ之ニ加フルニ、雜種ニモ注入スルコト云フコトニシタノデアリマス、斯ク致シマスレバ、大層事ガ大業ニナツテ、從ツテ手數モ掛リ入費モ要ルト云フノデア、豫算ノ上ニモ影響ヲ致シマスカラ、先ヅ政府案ノ如ク、乳牛ト種牝牛及結核ノ恐レアルモノニ向ツテノツベルクリンヲ注入スル方ガ宜カラウト云フノデア、要スルニ貴族院ノ修正ヨリハ、原案ガ宜カラウト云フコトデ、是レ亦全會一致ヲ以テ可決致シマシタカラ、ドウカ諸君ニ於テモ此案ニ御賛成ヲ仰グヤウニ、チヨット一言申シテ置キマス、ドウカ左様ナ譯デアリマスカラ、直チニ議事日程ヲ變更シテ此場合ニ議決ヲ仰ギマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○西村淳藏君(二百三十二番) 讀會ヲ省略シテ、直チニ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略致シマス——委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス——藤金作君

(藤金作君演壇ニ登ル)

○藤金作君(百八十三番) 私ノ質問ハ標題ノ如ク、全國經濟ニ關スル質問書ト云フ題目ヲ以テ、質問シテゴザイマス、併ナガラ議會切迫ノ今日デゴザイマスカラ、長イ演說ハ致シマセヌ、又演說ヲシロト言フテモ、私ニハ出來マセヌ、併シ當局者ニ少シノ注意ヲ與ヘテ置キタイト思ヒマス、演說ノ主意ハ、此質問書ニ委シク書イテアルノデゴザイマスカラ、此質問書ニ對シテ政府ハ明瞭ニ答辯スルヤウニ、深ク希望ヲ致シテ置キマス、而シテ此質問タルハ、實ハ此議會切迫ニ及ンダカラ提出ヲ致シタノデゴザイマス、大體ヲ申シマスレバ、本期議會ニ於テモ、歳入歳出各二億五千萬圓ヲ可決シ、増稅各法案モ協贊ヲ致シマシテ、將ニ明日ヲ以テ議會ヲ終リマス云フ場合ニ於テ、日本全國ノ經濟界ノ有様ハ如何ト申シマスレバ、諸君ガ御承知ノ如ク、非常ナル困難ニ陥ツテ居リマス、銀行ニ破産スルモノ多ク、又將ニ破産セントスルヤウナ、危殆ニ陥ツテ居ル銀行ハ、澤山諸君ノ御承知ノ通デアル、諸會社モ亦段々ト解散スルノ不幸ニ陥リ、個人尙ホ倒産スルモノ實ニ尠カラヌ次第デアリマス、此經濟界ニ對シテハ、政府ハ如何ナル措置ヲ施スカト云フコトハ、諸君モ吾々モ俱ニ當局者ニ問ハント欲スル所デアリマス、而シテ九十日ノ議會ノ中ニ、政府ノ財政ニ關スルモノハ、總テ結了ヲ致シマシタケレドモ、此全國ニ對スル經濟界ニ向ツテハ、何等ノ施スコトモナイコト、私ハ信ジマス、明日ヲ以テ如何ナル法案ノ出ルト云フコトモ、是ハ出來ナイ話デアル、斯ルガ故ニ今日質問ヲ致スノデアル、此趣意書ト其間フ所ノ目的ハ、第一ヨリ第六マデニ分ケテ、一々明瞭ナル答辯ヲ求ムルノデゴザイマスカラ、明日ノ速記録ニ載ツテ居リマスカラ、諸君モ御一讀アツテ、御注意ヲ下サレタラバ、成程間ハナケレバナラヌト云フコトモ、能ク問ウテ吳レタ極テ諸君ノ御同意ヲ下サルコトデアラウト思ヒマス、就キマシテ政府ハ例ノ如ク簡短ナル答辯ヲ以テ、其答辯ヲ脱レヤウトシテモ、吾々ハ許サヌ考デアリマス、私ノ質問デハナイ、日本全國ノ工商實業家一般ニ代ツテ質問フシテ、第十五議會ノ責任ヲ了ラントスル考デ、提出ヲ致シテ居リマス、ドウゾ當局者ハ此質問ニ對シテ、慎重ニ明瞭ニ、決シテ等閑ニスルコトナク、引續イテ官報ニ載セテ答辯アラントトヲ、偏ニ希望致シマス、此質問書ノ外ニモ參考書ヲ一通添ヘテ置キマスカラ、ドウゾ政府ハ等閑ナク、直チニ答辯アラントトヲ希望致シマス

(藤金作君演壇ニ登ル)

○議長(片岡健吉君) 花井卓藏君

(花井卓藏君演壇ニ登ル)

○花井卓藏君(百七十九番) 私ハ質問書ヲ提出シテ置キマシタガ、登壇ヲシテ演說ヲ致スコトハ、今日ノ場合デゴザイマスカラ、見合スコトニ致シマス、私ハ實ハ會期切迫ノ今日デゴザイマシテモ、問題ノ到來シ致シマシタノガ昨日デゴザイマスカラ、其他ノ質問ニ比スレバ、矢張登壇ヲシテ、辯明ヲスル價ハアルノデゴザイマスガ、書面ニモ載ツテ居ルコトデゴザイマスカラ、省略ヲ致シマス、質問書ノ細條ハ四點デ、即チ外國人又ハ外國法人ノタメニ、是ガ設定シタル永代借地權ニ關スル法律案ニ對シテ、疑ヲ起ス箇條ガ四點アル、是ガ法律ニナツタ曉ニハ、現行ノ法令ノ上ニ於テ、又外國トノ條約上ニ於テ、甚ダ惡念ニ堪ヘザル點ガアルノデゴザイマス、願ハクハ速ニ政府ニ轉送セラレテ、明

日ハ愈々會期モ盡キル日デゴザイマスカラ、ソレマデニ書面ノ上ニ於テ、答辯ノ要領ヲ得タイト云フ、希望ヲ申上ゲテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 田中正造君

(田中正造君演壇ニ登ル)  
○田中正造君(二百二十九番) 今日ハ極テ短クヤリマス、過ル十九日ヲ以テ政府ハ自ラ侮リテ國ヲ危クスルト云フ義ニ附イテ、質問書ヲ出シテ置キマシタガ、政府ハ憲法上ノ質問ヲ致シ或ハ説明ヲ求ムレバ、帝國議會ガ開ケテ居ルヤナイカ、帝國議會ノアルノハ、即チ憲法ガアルデハナイカナド、云フヤウナコトヲ、御述ベニナリマシテゴザリマスガ、尤モ是ハ此議席デ質問ヲ受ケテ、即席ニ答辯ヲシタノデスカラ、深思熟考シタ答辯デモナイモノデガスカラ、其ヤウナコトヲ以テ答メ立テスルヤウナコトデヤナイ、併ナガラ再三大藏大臣モ總理大臣モ、サウ御述ベニナリテ居ルカラ、深ク之ヲ辭答メテスルト云フヤウナコトデモゴハセンガ、帝國議會ガアルカラ、憲法ガアルデヤナイカト云フヤウナコトハ、宜クナカラウ餘リ考ガ粗末デアラウト云フコトハ、苟モ日本ノ政府ヲ政府タラシメテ置カウト云フニハ、研究ヲシテ置カナケレバナラナイ、議會ガアルカラ議會アル中ハ憲法ガアルト云フ以上ハ、人間カ活キテ居ル中ハ、此人間ハ飯ヲ食フ、飯ヲ食フ中ハ善人デアアル、惡人デアナイト云フ話デアアル、サウ云フ自分ノ都合ノ好イ解釋バカリシテ居ルト云フト、ソレデヤモウ惡ルイコトヲスル者ガ、ドンドン出來テ來ル、サウ政府自ラ侮レ、自分デ油斷ヲシチヤイケナイ、斯ウ存ジテ居ル、ソレデ今日ノ質問ハ、大臣ノ責任ニ關スル件、是ハモウ長イコトハ申サヌ、モウ一ツハ亡國ニ至ルヲ知ラザレバ、即チ亡國デアルト云フ質問致シマスガ、是ハ其質問書ガ要領ヲ得ナイト云フ、答辯ヲシマシタケレドモ、今日ノ如ク事實ニ於テ要領ノ明ナル時代ニ於テ、要領ヲ得ヌト云フコトハゴザイマセヌカラ、是ハ前内閣ヨリ引續イテ居ルモノデゴザリマスカラ、現内閣ニモ問フノデス、其始末ハモウ書イテゴザリマスカラ、何分時日モ許シマセヌカラシテ、此書イテアルモノダケハ、敢テ説明ヲ致シマセヌデモ、御覽ニナルモノト認メテシマス、唯諸君ニ御訴申サナケレバナラナイノハ、御互ニ人ノ命ハ明日モ期シ難イコトデゴザリマス、會期ハ明日了ルト云フニ至ッテハ、殊ニ吾々ノ如キ年ヲ取リマシタ者ハ、是コソ全ク明日ヲ期サナイノデアアル、來ル十六議會ハ姑ク措イテ、明日ガ計リ難ナイノデゴザリマスルカラシテ、思フコトノ要點ハ、是ハドノヤウニモ一言タリトモ、諸君ニ御訴ヘ申シテ置キタイノデゴザリマス、是ハドノヤウニモ一言タリトモ、諸君ニ御訴ヘ申シテ置キタイノデゴザリマスト云フノハ、當年モ此増稅騒ギ、昨年モ増稅騒ギ、是デ是デ矢張り又明年モ増稅、明後年モ増稅ト云フ筆法ニ往クノデアアル、諸君、今日ノ此ヤリ方デ、是マデノヤリ方デアラウ、サウシテ憲法ハブ壊シ、ツ放シシテ置イテ、稅ノ増スコトハ昨年モ増稅、當年モ増稅、明年モ増稅ハ極リ切ッテ居ルデアアル、サレバ何處マデ往ッテ、之ガ停止スルノデアアルカ、今日ヨリ宜シク諸君ニ御研究ヲ願フテ置カケレバナラナイト存スルノデ、畢竟日本ノ此人民ガ誠ニ柔順デアアッテ、御仕合セテ話デアアル、若シ此國民ガ一ツヤカマシイ人民デアタナラバ、此納稅ノ義務ハナイノデアアル、今日ノ亂暴デハ租稅ヲ納メルノ租稅ヲ出スノ義務ハナイノデアアル、幸ニ人民ガ穩デ、租稅ヲ納メルカラ宜シイノデアアル、人民ガ穩デ租稅ヲ納メル中ニ、此御話ヲシテ置カケレバナラナイ、今日ノ如ク少數ノ人間ガ、僅ノ人間ガ此格外ナル所ノ幸福ヲ占有シテ、亂暴狼籍ニ人ノ財產ヲ打倒シテ、己ガ非常ナル所ノ利益ヲ私スルト云フコト

ヲ、政府ガ一緒ニナッテ殆ド結托ヲシテヤリ、或ハ其勢ヲ助ケテヤルト云フ、此少數ノ少數デモ此表向ノ少數デヤナイ、穩ナラヌ少數ナル者ノタメニ、國家ノ經濟ヲ蹂躪サレルト云フヤウナコトデハ、此國家ノ全體ノ元氣ト云フモノヲ失ヒマシテ、一般ノ人民ガ政府ニ對シテ、柔順ナル所ハ宜シイガ、之ニ伴フ所ノ日本國ト云フ、國ノ片書ノ所有權ヲ輕シテ來ルノデアアル、此少數ノ佞奸邪智ノヤツニバカリ橫領サレテ置イテ、一般ノ人民ヲ壓倒シテ置クトキニハ、日本ノ所有權ト云フモノヲ、共ニ又之ヲ重ズル思想ハ滅シテ來ルノデアアル、左様ナコトデアアル、此政府ニ對シテ、此日本ノ住民ガ柔順デアアルカラ幸ダト云ハレテ、殆ド人民ハナキモノ、如クニ見テ、吾々幾ラ惡ルイコトヲシテモ知レマイ、ドシナ事ヲシテモ人民ノガニハ分ルマイ、斯様ナ淺墓ナル考ヲ以テ、當年モ増稅、明年モ増稅ト云フコトニナリマシタナラバ、何ヲ以テ諸君ハ其止マル所ヲ爲サルノデゴザリマセウカ、財源、私ハ御參考ニ申スガ、財源ガナイト云フコトヲ能ク申シマスルガ、財源ハ増稅ナンゾヲシマセヌデモ、財源ハ山ノ如クアル——山ノ如クアルト田中正造君ハ之ヲ明言スルノデアアル、一二ノ御話ヲ致シマスレバ、此山ノ泥坊ヲ先ツ止メルノデアアル、山賊ヲ止メルノデアアル、亂伐ヲ嚴禁ヲシタバカリデモ、一年ニハ數百萬圓ノ國家ノ寶ヲ失ハナクナルノデアアル、之ニ對スル治水費ト云フモノヲ失ハヌモノ、亦數百萬圓ヲ減ズルノデアアル、差引キ年々五百萬圓ト七八百萬圓ノ金ハ、山ノ木ヲ大切ニスレバ、即チ其一事ヲ以テモ分ッテ往クノデアアル、今日川ヲブチ壊シマシテ置キ、山ハ亂伐ヲ構ハシメ居テ、年々此川ノ荒スコトハ、今日仕事ヲシテ居リナガラ一方ニ向ッテ租稅ヲ増ス、其口實ハ財源ガナイトハ何事デアアル、尙ホ進デ申上ゲマスレバ、今二ツバカリ此自家撞著ノコトヲヤラナイヤウニスルガ宜イ、開墾開拓シ又ハ北海道ヲ開墾スルトカ、何トカ云フガ、此内地ノ立派ナ地面ヲ潰スト云フヤウナ、何万町ト云フヤウナ地面ヲ惡ルクスルト云フヤウナ、馬鹿ナコトヲシナイヤウニスレバ宜イ、之ガ自家撞著ノ大筋棒、何ト名ヲ附ケテ宜イカ分ラナイノデアアル、或ハ移民地ヲ探險スル、馬鹿ヲツケ、内地ノ此ノ本土ノ内デ、立派ナ人民ガ居ル所ヲ失フモノガ、釐穀ノ下ニ在ルノデアアル、斯様ナ此自家撞著ノ無駄ナコトヲ、御省キニナルト云フコトヲ致セバ、自然ニ此經濟ハ財源ガ有リ餘ッテ、シヤウノナイヤウニナッテ來ルノデアアル、自家撞著ヲ省クト云フコトハ、雙方共ニ利益ガアル、一方カラハ利益ガ舉ッテ來ル、一方ハ無駄ナモノガナクナッテ往クノデアアル、尙ホツレデ足リナカカッタナラバ、色ニ經濟上ノ問題トシタラアルダラウ、或ハ兵隊ノ年期ヲ極短クスルトカ、色ニアルデゴザイマセウ、尙ホツレデ金ガ足リナカッタナラバ、今日ノ農商務ノ如キモノハ、之ヲ廢シテシマフガ宜シイ、農商務ヲ一ツ廢シテモ五百萬圓ト云フ金ガ出ルノデアアル、農商務省ヲ一ツ廢スト云フハ、チヨット亂暴狼籍ノ話ヲスルト云フヤウニ聽ユルケレドモ、私ハソノサウ云フ御考ヲ持ッテ居ル者ニハ、一言スルノデアアル、從來ノ農商務ニシテカラガ、五百萬圓ト云フ金ヲ使ッテ、此農商務ハ五百萬圓ノ金ヲ土臺ニシテ、國家ノ財政ヲ紊亂スル、之ガ運動費ニナッテ居ルノデアアル(笑聲起ル) 國家ノ財政ヲ紊亂スル所、此惡黨ノ俱樂部ニナッテ居ルノデアアル、其俱樂部ヲ一ツ叩キ壞セバ、五百萬圓ト云フ金ガ減ッテ國家ノ山泥坊モナクナレバ、川ヲ荒ス泥坊モナクナレバ、鑛毒泥坊モナクナレバ、何ヲ苦シテ、日本富メリト未ダ自ラ富貴ナリト誇ルニ足ラザル、今日何ヲ以テ此國家ノ財政ヲ紊亂スル所ノ此ノ山師、藤金作君ノ演說中ニモ、化物屋敷ト云フコトガアッテケレドモ、

ヲ、政府ガ一緒ニナッテ殆ド結托ヲシテヤリ、或ハ其勢ヲ助ケテヤルト云フ、此少數ノ少數デモ此表向ノ少數デヤナイ、穩ナラヌ少數ナル者ノタメニ、國家ノ經濟ヲ蹂躪サレルト云フヤウナコトデハ、此國家ノ全體ノ元氣ト云フモノヲ失ヒマシテ、一般ノ人民ガ政府ニ對シテ、柔順ナル所ハ宜シイガ、之ニ伴フ所ノ日本國ト云フ、國ノ片書ノ所有權ヲ輕シテ來ルノデアアル、此少數ノ佞奸邪智ノヤツニバカリ橫領サレテ置イテ、一般ノ人民ヲ壓倒シテ置クトキニハ、日本ノ所有權ト云フモノヲ、共ニ又之ヲ重ズル思想ハ滅シテ來ルノデアアル、左様ナコトデアアル、此政府ニ對シテ、此日本ノ住民ガ柔順デアアルカラ幸ダト云ハレテ、殆ド人民ハナキモノ、如クニ見テ、吾々幾ラ惡ルイコトヲシテモ知レマイ、ドシナ事ヲシテモ人民ノガニハ分ルマイ、斯様ナ淺墓ナル考ヲ以テ、當年モ増稅、明年モ増稅ト云フコトニナリマシタナラバ、何ヲ以テ諸君ハ其止マル所ヲ爲サルノデゴザリマセウカ、財源、私ハ御參考ニ申スガ、財源ガナイト云フコトヲ能ク申シマスルガ、財源ハ増稅ナンゾヲシマセヌデモ、財源ハ山ノ如クアル——山ノ如クアルト田中正造君ハ之ヲ明言スルノデアアル、一二ノ御話ヲ致シマスレバ、此山ノ泥坊ヲ先ツ止メルノデアアル、山賊ヲ止メルノデアアル、亂伐ヲ嚴禁ヲシタバカリデモ、一年ニハ數百萬圓ノ國家ノ寶ヲ失ハナクナルノデアアル、之ニ對スル治水費ト云フモノヲ失ハヌモノ、亦數百萬圓ヲ減ズルノデアアル、差引キ年々五百萬圓ト七八百萬圓ノ金ハ、山ノ木ヲ大切ニスレバ、即チ其一事ヲ以テモ分ッテ往クノデアアル、今日川ヲブチ壊シマシテ置キ、山ハ亂伐ヲ構ハシメ居テ、年々此川ノ荒スコトハ、今日仕事ヲシテ居リナガラ一方ニ向ッテ租稅ヲ増ス、其口實ハ財源ガナイトハ何事デアアル、尙ホ進デ申上ゲマスレバ、今二ツバカリ此自家撞著ノコトヲヤラナイヤウニスルガ宜イ、開墾開拓シ又ハ北海道ヲ開墾スルトカ、何トカ云フガ、此内地ノ立派ナ地面ヲ潰スト云フヤウナ、何万町ト云フヤウナ地面ヲ惡ルクスルト云フヤウナ、馬鹿ナコトヲシナイヤウニスレバ宜イ、之ガ自家撞著ノ大筋棒、何ト名ヲ附ケテ宜イカ分ラナイノデアアル、或ハ移民地ヲ探險スル、馬鹿ヲツケ、内地ノ此ノ本土ノ内デ、立派ナ人民ガ居ル所ヲ失フモノガ、釐穀ノ下ニ在ルノデアアル、斯様ナ此自家撞著ノ無駄ナコトヲ、御省キニナルト云フコトヲ致セバ、自然ニ此經濟ハ財源ガ有リ餘ッテ、シヤウノナイヤウニナッテ來ルノデアアル、自家撞著ヲ省クト云フコトハ、雙方共ニ利益ガアル、一方カラハ利益ガ舉ッテ來ル、一方ハ無駄ナモノガナクナッテ往クノデアアル、尙ホツレデ足リナカカッタナラバ、色ニ經濟上ノ問題トシタラアルダラウ、或ハ兵隊ノ年期ヲ極短クスルトカ、色ニアルデゴザイマセウ、尙ホツレデ金ガ足リナカッタナラバ、今日ノ農商務ノ如キモノハ、之ヲ廢シテシマフガ宜シイ、農商務ヲ一ツ廢シテモ五百萬圓ト云フ金ガ出ルノデアアル、農商務省ヲ一ツ廢スト云フハ、チヨット亂暴狼籍ノ話ヲスルト云フヤウニ聽ユルケレドモ、私ハソノサウ云フ御考ヲ持ッテ居ル者ニハ、一言スルノデアアル、從來ノ農商務ニシテカラガ、五百萬圓ト云フ金ヲ使ッテ、此農商務ハ五百萬圓ノ金ヲ土臺ニシテ、國家ノ財政ヲ紊亂スル、之ガ運動費ニナッテ居ルノデアアル(笑聲起ル) 國家ノ財政ヲ紊亂スル所、此惡黨ノ俱樂部ニナッテ居ルノデアアル、其俱樂部ヲ一ツ叩キ壞セバ、五百萬圓ト云フ金ガ減ッテ國家ノ山泥坊モナクナレバ、川ヲ荒ス泥坊モナクナレバ、鑛毒泥坊モナクナレバ、何ヲ苦シテ、日本富メリト未ダ自ラ富貴ナリト誇ルニ足ラザル、今日何ヲ以テ此國家ノ財政ヲ紊亂スル所ノ此ノ山師、藤金作君ノ演說中ニモ、化物屋敷ト云フコトガアッテケレドモ、

化物屋敷ト云フカ、博奕打ノ俱樂部ト云フカ、泥坊ノ俱樂部ト云フカモウツ  
 レダケノ事實ガチヤント擧テ居ルノダカラ、之ハ何ト云フモ仕方ガナイノ  
 デ、實ニ吾々モ斯様ナ事ヲ云フノハ、實ニ之ハ情ナイ残念ナ事デアアルノ  
 ル、五百萬圓ノ金ヲ以テ農商務ノ役人ヲ置イテ、其役人共ハ先ヅ一例ヲ申セバ、  
 暴力勢力アリコトヲ以テ、古河市兵衛ノ如キ者ノ下ニハ、皆之ガ奴隸ニ  
 ナテ惡力アリコトヲ以テ、古河市兵衛ノ如キ者ノ下ニハ、皆之ガ奴隸ニ  
 等ガ皆二千圓四千圓五千圓ノ金ヲ取テ居ル、此一商人ノ下ニ膝ヲ屈シテ、  
 ヘイ、機嫌ヲシテ居ルノデアアル、斯様ナコトヲシテ、國家經濟ヲ紊亂ス  
 ルコトハ、獨リ古河市兵衛ニ對スルバカリデハナイノデアアル、何ノ方面ニ向  
 テモサウデアラウ、五百萬圓ノ金ガ悉ク無駄ト云フコトデアアル、其  
 中ノ必要ナルモノハ何ト云フモノハ、内務省ナラ内務省ノ中へ、之ヲ設ケ  
 テ置ケバ、アンナモノハ無クテモ宜シイノデアアル、モウ實ニ彼ハ國家ニ有害  
 ナモノデアアル、ソコデ此農商務ガ既ニ有害ナルモノデアアルトキニハ、續テ矢  
 張内務省ト雖モ、サウ云フ性質ニテ來テ居ルノデアアル、然ルニ今日ノ所ハ、  
 諸君金ヲ掛ケテ官衙ヲ立派ニ立テ、置イテ、又官衙ガ何ヲスルト云ヘバ、  
 國家ヲ紊亂サセル俱樂部ニナテ居ルノデアアル、是ヨリ伊藤博文君ガ如何ナル  
 脚前ヲ以テ、此改革ヲセラレカ、ソレハ改革ヲ致シタナラバ卒ザ知ラズ、  
 是マデノ有様デアリマシタ以上ハ、皆惡漢ノ俱樂部ナリト、私ハ明言スル  
 デアル、サウ云フコトヲ此處ニ於テ述ベルノハ、宜クナイトカ何ト云フ御  
 方ガゴザルナラバ、之ハ御相手ニナリマス、ドナタデモ宜シイ、出テ御相手  
 ニナルコトヲ、私カラ御望ミ申スノデアアル、ソレヨリ此帝國議會ガ開ケテ居  
 ルカラ、憲法ハアルヂヤナイカト云フコトハ、是ハ議員ノ質問ニ對シテ直  
 チニ御答デアアルカラシテ、御答ハ申スデハゴザイマセヌガ、ナカク議會ガ  
 開ケテ居ルカラ、憲法ガアルヂヤナイカト云フヤウナ心持テ居リマシテハ、  
 此改革ハ出來ナカラウト存ズルノデゴザイマス、デ大分腦病デアリマスル  
 カラ、最早御話申上ゲタクモ出來ナクナテ參リマシタガ、一體此勅語ノコト  
 ニ附キマシテハ、二ツノ質問書ヲ提出シテゴザイマス、議會ニ於テモ勅語  
 ニ附イテハ先頃大分御論ガアツテ、雙方共ニ誠ニ御立派ナ御論デアアルカラ、吾  
 吾ハ此時ノ速記録ヲ持テ居リマス、大分日本ノ憲法論トシテ、御立派ナ  
 御論ガ數アル、是ハ此雜誌「雜誌」ハナイ、官報ノ附録ハドウモ世ノ中ニ  
 見ルガ少イカラ、吾々ハ是カラ有志ヲ募ツテ、之ヲ別冊ニ刷ラテ、サウシテ多  
 ク國家ノ有識者ニ見テ貰ハウト思フ、サウシテ是ハ大切ナ問題デアアルカラ、唯  
 議會一時ノ議論ニ終ツテヤナラナイ問題デアアル、是ハ日本人民トシテ心得ベキ  
 コトデアゴザイマスルカラシテ、又此諸君ノ御説モ、餘リ御研究爲サテ爲スツタ  
 ト云フ譯デモゴザイマセヌ、三日カソコラノ此御研究デアゴザイマセウカラ、  
 此説ノ不完全ナル或ハ不敬ナコトデアアルトカ、國體ニ背クトカ云フヤウナコト  
 ヲ以テ、深ク御咎メ申ス譯デハゴザイマセヌケレドモ、免ニ角帝國議會ニ於イ  
 テ此詔勅トカ憲法ニ對スル所ノ演說デアレバ、幾ラカ責任ガアルダラウト思  
 フ、イヤ十分責任ヲ以テ、御述ベニナツタ御論ニ相違ゴザイマセヌカラ、此皆  
 様ノ御論ヲ世ノ中ニ、能ク之ヲ御知ラセ申サウニ努メルノハ、一個人トシ  
 テ議員ノ田中正造等ノ、是モ義務デアラウト思フ、總理大臣以下ノ五六人ノ  
 御演說、呈亨君

○議長(片岡健吉君) 田中君、質問ノ要領ヲ……  
 ○田中正造君(二百二十九番) ハイ、是ハ甚ダ……責任ト云フ積デゴザイマ

シタシ、ソレデモウ全ク倒レルヤウニナテ居リマスカラ、諸君ガ私ノ顔ヲ御  
 覽デモ御分リデゴザイマセウガ、逆モ御話ハ出來マセヌガ、何分マ申上ゲ  
 殘シタコトガゴザイマセウガ……憲法ガアル、立派ニ憲法ガ行レテ居ル、租稅  
 モ出セ、絶對的ニ私ハ反對デゴザイマス、明年ヲ氣遣ヒ、又明後年ノコト  
 ヲ氣遣フノデゴザイマス、唯一例ハ外ノ經濟論ハ、藤金作君ノ如キ立派ナ  
 御論モゴザイマシタカ、一二ヲ捉マヘテ申上ゲマス、先ヅ憲法ノ中ニ於  
 テモ詔勅ト云フヤウナモノヲ、議會デ御議論ヲ爲サルニハ、此議論ヲ爲  
 サルニハ、即チ一ノ資格ガ其人ニ具ラヌト云フト、開イテオカシクナ  
 テ來ル、ソレハ國會議員デアアルカラ、憲法ヲ論ズル資格ガナイト云フ話  
 ガアルモノカ、ソレハ法律上ノ資格デアアルガ、德義上ニ於テ口廣ク、憲法  
 詔勅ニ對シテ、議論ヲスル資格ガアルカドウカト云フコトヲ、憲法ヲ解釋  
 カナケレバナラヌ、憲法ハ書イタガモノバカリノ理窟デナイ、憲法ヲ解釋  
 スルニハ德義ダ、德義ヲ守ル者ガ憲法ヲ所有スル權利ガアル、背德ノ人間  
 ハ憲法ヲ所有スル權利ハナイノデアアル、憲法ハ國民四千万同胞ガ、之ヲ共有  
 スベキモノデアアルケレドモ、此憲法ヲ法律ハ申スマデモナク、惡人ニハ其  
 有權ガナイノデアアル、鑛毒地方ハ無罪ノ人間ガ、毒ノタメニ殺サレテ居ル  
 デアル、然ルニ斯ノ如キ悲ヲ懷イテ出テ來ル、順良ノ人民ガ憲法ノ條規ニ  
 依テ憲法ヲ履ンテ出テ來ル請願人ヲ、兇徒嘯聚ト云フ名ヲ以テ、牢ヘ打込  
 セ、一方ハドウデアアル、其加害者ヲ加ヘル此惡人、惡人ガ宮中ニ出入ヲシ  
 テ、位階ヲ僭奪シタノデアアル、從五位ト云フ位ヲ盜シタノデアアル、之ヲ見  
 居ル大臣ノ責任ハドウデアアル、大臣ハ國家ノ經濟ヲ一年ニ數百萬圓宛損害ヲ  
 與ヘ、人民ノ生命財產ヲ奪ヒ取ル人ガ、宮中ニ出入シテ從五位ノ位ヲ盜シ  
 出テ來テ、之ヲ大臣ガ知ラズニ見テ居ル、大臣ハ、憲法ノ明文ニハ、ソ  
 ナ番ヲシト云フコトハ、書イテナイト云フ、斯ウ云フ解釋ヲスルカ、憲法  
 ハ憲法學者モ多イコトデアゴザイマセウガ、サウ云フコトヲスルノヲ見テ居ル  
 ノガ、大臣ノ責任ヲ盡サヌト云フモノデアアルノデ、是ハ宮内大臣ト云フモノ  
 ガアルカラ……サウ云フハソレハ通辭デアアル、サウ云フコトヲ云フテ逃ゲル  
 ノハ、ソレハ即チ三百ノ解釋ト云フモノデアアルノデアアル、極憲法上ノ解釋ナ  
 ドト云フモノハ、サウ云フモノデアナイ、苟モ大臣ノ位置ニ居ル者ハ、一人溝  
 壑ニ轉ジテ落チレハ、己ガ之ヲ押込シテ殺シタト思ヘ、一人其所ヲ得ナイ者  
 ガアレバ、是ハ自分ノ責任トスルガ、大臣タル職ヲ重ンズル者ノ責任デアアル、  
 宮中ヘ惡人ガ出入シテ位ヲ盜シテ出テ來ル從五位ヲ僭奪スルト云フコトガ、  
 是ガ大臣ト云フモノヲ、如何ナル場合ニ心得テ居ルハ、實ハ其當時ノ大臣ト云フモノ  
 ハ、責任ト云フモノヲ、如何ナル場合ニ心得テ居ルハ、實ハ其當時ノ大臣ト云フモノ  
 或ハ古河市兵衛ノ暴勢ニ恐レテ、此暴力ニ恐レテ、サウシテ或ハ唯責任ヲ盡  
 サナイノミナラズ、此位ヲ僭奪スル方ノ勢ヲ助ケハセヌカト云フハ、吾々ノ盡  
 懸念シテ居ルノデアアル、マサカニ左様ナコトデアアルノデ、或ハ司法權ヲ蹂躪  
 スルガタメニ、行政權ヲ妄用シテ、忠直ナル無罪ナル高野猛矩君ト云フヤウ  
 ナ者ヲシテ、亂暴狼藉ニ其職務ヲ奪イテ、實ニ從順ナル——從順ナル所ノ此  
 被害民ハ惡名ヲ附ケテ牢ヘ打込ム、此ノ如クシテ帝國議會ガアルカラ、憲法ハ  
 アルデハナイカト云フヤウナコトハ、之ハ先ヅ氣樂ナル所ノ御考デアリマ  
 シテハ、是マデノ農商務省ノ如キ、内務省ノ如キ、化物屋敷ト云フモノヲ、決シ  
 テ之ヲ改革スルコトモ何モ出來ナイデハ、伊藤内閣モ矢張前ノ通ノ内閣デア

テ、田中正造が第十五議會ニ於テ述べた通、誰ガ代テモ行ケナイト云フガ如ク、矢張前ノ内閣ノ如キコトヲヤツテ居ルナレバ、之ハ無駄ナコトデゴザイマスルカラ、ヤレヌナラ早ク御罷メナサルガ宜シイノデアアル、ドナタガドナタガ内閣ニナラウトモ、私ハ之ハ言フノデ、明日伊藤内閣ガ變テ、大隈ガ内閣ノ大臣ニナラウガ、山縣ガナラウガ、松方ガナラウガ、唯ダ増稅ヲシテ憲法ハ勝手次第ニ擲テ置イテ、亂暴狼藉ヲヤリタイ者ニハヤラシテ、増稅ヲスルト云フ政府ニハ、ドナタニデモ之ハ反對ヲシナケレバナラヌ、命ノアラン限反對ヲシナケレバナラナイ、モウ極リ切ツタ問題デゴザリマスルカラシテ、敢テ改テ申上ゲルマデモナイ位ノコトデゴザリマスガ、人ハ明日ト云フコトヲバ、御互二期セナイモノデゴザリマスカラシテ、今日ノ此御用ノ多イ中ヲモ御妨ト云フコトヲ願ミズ、暫ク御耳ヲ拜借致シマシタ次第デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程ノ議ニ移リマス、議事日程ノ一明治二十四年度歳入歳出總決算

○榎松隆慶君(百二十八番) 序ニ一カラ四マデ一括トシテ、議題ニナラシメト望ミマス

○議長(片岡健吉君) 是ハ一ヨリ四マデ一括シテ議題ニスルト云フニ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——石黒瀧一郎君

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程ノ議ニ移リマス、議事日程ノ一明治二十四年度歳入歳出總決算

○榎松隆慶君(百二十八番) 序ニ一カラ四マデ一括トシテ、議題ニナラシメト望ミマス

○議長(片岡健吉君) 是ハ一ヨリ四マデ一括シテ議題ニスルト云フニ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——石黒瀧一郎君

一 明治二十四年度歳入歳出總決算  
 二 明治二十四年度特別會計歳入歳出決算  
 三 明治二十一年度歳入歳出總決算  
 四 明治二十一年度各特別會計歳入歳出決算

○石黒瀧一郎君演壇ニ登ル

諸君、今日ハ明治二十四年度ノ決算及明治三十一年度ノ決算ヲ、御報告致シマスル次第デゴザイマスガ、先ヅ明治二十四年度ノ決算ヲ御報告致シマスル前ニ、二十四年度ノ決算報告ガ、今日マデ何故ニ遷延シ來ツタカト云フコトハ、諸君ノ御疑ノアル所デアラウト思ヒマスカラ、一應其手續ヲ申上ゲテ置キマス、二十四年度ノ決算報告ハ、政府ヨリ第六議會ニ提出サレタノデゴザイマスルガ、第六議會ハ短期ノ間ニ解散サレテシマイマシテ、其閉期中ニ此決算ヲ審查スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、然ル處政府ノ解釋ニ依リマスレバ、一旦報告シタモノハ次ノ年度ニ於テ、再ヒ報告書ヲ提出シナイト云フ解釋ニナツテ居ッタノデアアル、議院ノ方ノ解釋ニ依リマスルト、委員ハ付託ヲ受ケタ議案ノ外ハ、審查スルコトハ出來ナイト云フ、解釋ニナツテ居ッタノデアアル、ソレ故ニ其後ニ於ケル所ノ決算委員ハ、其年度内ニ於テ委託ヲ受ケタ決算案ニ附イテノミ、審查ヲ遂ゲ來ツタノデゴザリマス、然ルニ第十三議會ニ於キマシテ、決算委員ハ其年度ニ付託サレタ議案ニ附イテ、審查ヲ遂グルノミナラズ、前年度ノ議案ニ附イテモ、尙ホ之ヲ審查スベシト云フ決議ニナツタノデアリマスカラ、更ニ決算委員ノ權限ハ、非常ニ廣イモノトナリマシタカラ、既往ノ審查漏レニナツテ居ル所ノ、總テノ決算案ニ附イテ、審查ヲ遂ゲネバナラヌコトニナリマシタノガ、即チ第十三議會ノ決

議デアッタノデアアル、此決議ニ從テ十四議會ニ於テ、當然此二十四年度ノ決算案モ、審查ヲスル筈デゴザイマシタケレドモ、二十四年度ノ決算ハ二十九年三十三年度兩年度ノ決算ヲ審查シ、加フルニ二十七、八年ノ軍事費ノ決算ヲ致シマシタガ故ニ、先ヅ之ヲチョツト集メテ見マシマスル、殆ド三箇年分ノ決算ヲ審查致シタト、同様ノ事務ヲ終了致シマシタノデゴザイマスルガ、ソレ故ニ餘日ヲ得マセズシテ、十三議會ニモ此二十四年度ノ決算ハ、審查ヲ遂ゲルコトハ出來ナカッタノデアリマス、デ本年度ニ於キマシテ、漸ク二十四年度ノ決算ヲ、諸君ニ御報告致ス機會ニ接シマシタ次第デアリマス、按此二十四年度ノ歳入決算收入總額ハ、一億三千二百三十三万四千四百八十八圓六十八錢六厘、仕拂命令濟ノ歳出總額ガ、八千三百五十五万五千八百九十一圓十九錢三厘、此年度ニ於キマシテ會計検査院ノ検査報告ニ基キ、委員ノ調査シマシタ結果ニ據リマスルガ、種々ノ支出ノ點ニ於テ、違法若クハ不當ト認メル點ガ數多クゴザイマスルガ、其數多クゴザイマスル點ハ、報告書ニ委細明記シテゴザイマスルカラシテ、之ニ依ツテ御承知アラシムコトヲ希望致シマス、デ就中重大ナル事件ト認メマスルノハ、遞信省ノ臨時部ニ於キマシテ、第二十二、第二十三、第二十五ノ此四項ハ、就レモ此品物ヲ購買致シマスル場合ニ當リマシテ、入札ニ最高最低ノ制限ヲ二ツ設ケマシテ、其中間ニ位スルモノヲ以テ落札額ト定メ、即チ複制限ト云フコトヲ設ケルガ、其中間ノ價格ヲ落札額ト定メテ、物品ヲ購買致シマシタ事柄デアリマスルガ、是ハ甚ダ不都合ナノコトデアリマシテ、會計法ノ入札ノ規定ニ一競爭入札ノ規定ニ違ヒマスルノミナラズ、最低價格ト中間ノ價格ノ間ニハ、幾許ノ差異ガ規定ニ違ヒマスル處置ハ甚ダ不當ナル處置ト、國家ノ損耗ト云フコトヲ認メマシタル故ニ、政府ニ就イテ能ク之ヲ取置シ、且ツ其關係ヲ調ベテ見マシマスル、此問題ハ當時即チ第六議會ニ於キマシテ、貴族院ノ問題ト爲ツテ、上奏ニマシタ簡條デゴザイマスルガ、能ク政府委員ニ就イテ爾後ノ手續ヲ實シテ見マシマスル、二十四年度ノ決算ニハ左様ナ事柄ガ載ツテ居リマスルケレドモ、遞信省モ自ラ覺ル所アツテ、斯ル方法ハ、爾後一切用ヒテ居ラヌト云フコトデゴザイマスルカラ、既ニ過去ツタコトデゴザイマスルガ、不法ハ不法ニ相違ナイノデアアルカラ、不法ト云フ決議ヲ致シテ居リマス、最早事ニ害ハナイ、遞信省自ラ改メタ以上ハ、事ニ害ガナイト認メテ、委員會ニ於テハ認メテ居リマス、第二ノ件ハ内務省所管歳出臨時部ニ於キマシテ、震災地方ノ救済及堤防費、即チ岐阜縣ニ於ケル又富山縣ニ於ケル、水災ノ補助金ヲ政府カラ支出致シマシテ、其支出金額ヲ仕拂フニ附イテハ、頗ル批難ガ多ク餘條ニナツテ居リマスノデゴザイマス、此點ハ當該官ノ説明ニ依ツテ見マシマスル、種々辯解モ致シテゴザイマスルケレドモ、多クハ犯罪人等ヲ出シ、當該官ノ辯明ハ、之ヲ信用スルニ足ラナイコト、認メマシテ、是等ノ點ハ總テ不法ナリト認メテ、決定ヲ致シマシタ、第三ノ點ハ日本鐵道——大藏省ノ所管ニ於キマシテ、日本鐵道ノ補助金ヲ下付致シマスル、此補助金ハ利益ノ補助金デゴザイマスカラ、命令ノ明文ニ據ツテ見マシマスル、營業開始ノ後ニ補助金ヲ與フルガ相當ニナツテ居リマス、會計検査院ニ於テハ、命令書ト背馳スルト云フ點ヲ以テ、之ヲ批難シテ居ルノデアリマス、決算委員會ニ於キマシテモ、此點ハ確ニ命令トハ相反シテ居ルトハ、認メマシタノデアリマスルケレドモ、即チ契約トハ相反シテ居ルト認メタノデアリマスルケレドモ、若シ之ヲ工事ノ竣

官報號外 明治二十四年三月二十四日 衆議院議事速記第十九號 議事日程一乃至四ノ件 三五七

効ヲ延期セシメタガタメニ、補助ノ年限ヲ延スト云フコトニナリマスレバ、却テ國家ノ不利益ニナル故ニ、已ムヲ得ズシテ其保護ノ年度ヲ短縮スルタメニ、採ツタ處置デアルト云フ事情ヲ認メマシタガ故ニ、是ハ實際ニ於テ已ムヲ得ザル處置ナリト認メマシタ次第ゴザイマス、是ガ二十四年度ノ歳入歳出經常部及臨時部ニ於ケル、決算ノ御報告デゴザイマス、特別會計ニ至リマシテハ、別ニ批難ノ點ハ、ゴザイマセヌガ、第一項ハ海軍省ノ辯明ノ通ト決シ、第二ハ會計検査院ノ報告ノ通ト決定致シマシテ、其他ノ點ハ一切不問ニ付スルコトニ決定致シマシタ、是ヨリ明治三十一年度ノ決算報告ヲ致シマス、明治三十一年度ノ歳入決算額ハ、金二億二千零零五万四千二百二十七圓二十錢六厘歳出決算額ハ金二億九千九百七十五万七千五百六十八圓八十八錢テ、此歳入部ニ於キマシテ、會計検査院ノ批難シタモノガ二件ゴザイマス、其一ハ例ニ依リマシテ、彼ノ熊本縣ノ地租ノ徵收ノ不法ナリト云フコト、是ハ何時モ毎年出ル所ノ問題デアリマス、其一ハ地租ノ徵收不足デゴザイマシテ、是ハ富山縣ニ於キマシテ、町村制施行ノ際、郡村宅地目變更ヨリ生ジタ所ノ違法ト認メラレテ居ル件デゴザイマス、此内熊本縣ノ地租徵收ノ事柄ハ、不法ト認メマシタガ、富山縣ノ地租條例ニ違反ナリト云フ、會計検査院ノ非難ハ、其當ヲ得ナイモノト決定ヲ致シマシタ、歳出ノ部ニ於キマシテ、歳出ノ一般ヲ通ジマシテ、尙ホ検査未了ノ分等ヲモ併セマシテ、會計検査院ノ批難ヲ致シタモノガ百一件ゴザイマス、其中七十四ハ會計検査院報告ノ通ト決シ、二十七件ハ政府ノ辯明ヲ是トシテ、會計検査院ノ結果ニ反對ヲ致シタ次第デアリマス、是ハ澤山ゴザイマス、即チ二十七件ゴザイマス、之ヲ一々申上ケルノハ、シウゴザイマス、殊ニ此決算報告ハ前年度及前々年度ノ決算報告ニ依ッテ見マス、稍進歩シタカノ如キ傾キモゴザイマシタ故ニ、一問題ヲ捕ヘテ是ガタメニ特ニ決議ヲ要スルコトカ、若クハ上奏スベシト認ムルガ如キ、重大ナル關係ヲ持ツテ居ルモノハ、先ヅ今年ノ報告中ニハ見出スコトハナイト考ヘラレルデアリマス、併ナガラ二十七件——此是認ヲ致シテ居リマス、中ニ、少シク修正ヲ加ヘナケレバナラヌ點モゴザイマス、是ハ委員會ノ一委員長ノ報告トシテハ、勿論是認致シテ居リマス、ルノデゴザイマス、ケレドモ、一個ノ考カラ申シマス、ト、チヨット御注意ヲ願フテ置カンナラヌ點ガアルノデゴザイマス、即チ會計検査院ノ報告ノ第四十二、第四十九、第五十二、是ハ共ニ委員會ニ於テハ、是認シタコトニナツテ居リマス、前年度ノ繼續デゴザイマシテ、三十年度ノ決算報告ノ際ニハ此箇條ハ皆否認サレテ居リマス、デゴザイマシテ、即チ四十六臨時軍事費ノ一部デゴザイマシテ、彼ノ臺灣ノ水道敷設費ニ關スル問題デ、是ハ前同ノニ於テ否決サレタモノデアアル、又四十九五十二ハ共ニ入札ノ方法ニ於テ、不當ナリトスル議論デゴザイマシタ、此再度ノ入札ノ方法ニ於テ、前ノ入札ガ豫定價格ニ達シシメタト云フノデ、更ニ其上ニ幾部分ノ品物ヲ附加ヘテ、第二ノ入札ヲセシメタト云フノデゴザイマス、是ハ不都合デアルト云フコトデ、共ニ前年度カラ繼續シテ居ル費目デゴザイマス、是ハ一個トシテ動議ヲ提出シタイ積デゴザイマスカラ、御注意ヲ願フテ置キマス、修正ヲ要シマス、點ハ陸軍省所管ノ部ノ三ノ次デス、斯様ナ文章ヲ加ヘタイ、デス、會計検査院報告第六十五項中戰用行李炊具等ヲ除キ器具器械類蹄鐵器械ヲ隨意契約ヲ以テ購入シタル件ハ同院報告ノ通り會計法第二十四條ニ違背シタルモノトス、斯

ウ云フ一項ヲ、附加ヘル必要ヲ見出シタノデゴザイマス、是ハ固ヨリ斯様ニ認ムベキ報告ノ際ニ是ダケノコトガ手落ニナツテ居ラヌデゴザイマス、ソレカラ今一箇條、前同ノ議會ニ於キマシテ、彼ノ釧路鐵道ノ買收方法ニ附イテ本院ノ議決ガゴザイマシタノデアリマス、共議決ノ結果、政府ハ如何ナル處置ヲ取ツタカト云フコトヲ、政府ニ問合セマシタ所ガ、當時ノ北海道長官ヲ始メ、此問題ニ關係ノアツタ所ノ役人ハ、ソレ——之ヲ懲戒處分ニ付シ、既ニ其終結ヲ終ヘ、若クハ進行中ニ係ツテ居ルト云フコトデゴザイマス、之ヲ諸君ニ御報道申上ケマス、此外大體ニ附キマシテハ——詳細ノコトニ附キマシテハ、諸君ノ御手許ニ同シテゴザイマス、報告書ニ依ッテ、御承知下サルヤウニ願ヒタウゴザイマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○星亨君(二百四十一番) 今決算ニ附イテハ、石黒君ノ報告通是認スルト云フコトニ致シタイ、尙ホ石黒君一個ノ動議モ相當ト考ヘマスカラ、矢張是ハ否認スルコトニ希望致シマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) ソレデハ先ヅ決算ニ附イテハ、委員長ノ報告通是認スルト云フコトニ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ソレカラ石黒涵一郎君ノ動議ニ附イテモ、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ六東京都制案、第一讀會

○恆松隆慶君(百二十六番) 第六ヨリ第十一マデハ、一括シテ議題ニ供シテ貰フデ、同一ノ委員ニ付託シヤウト思ヒマス、是非是ハ一括シテ議題ニセラレシコトヲ望ム

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ一括シテ議題ニ供シマス

六 東京都制案(貴族院提出) 第一讀會

東京都制 總則

第一款 都及其ノ區域

第二款 都住民及其ノ權利義務

第三款 都條例及都規則

第二章 都會

第一款 組織及選舉

第二款 職務權限及處務規程

第三章 都參事會

第一款 組織及選舉  
第二款 職務權限及處務規程

第一款 都吏員ノ組織及任免  
第二款 都官吏都吏員ノ職務權限及處務規程  
第三款 給料及給與

第一款 都ノ財務  
第二款 財產及收入  
第三款 歲入出豫算及決算

第一款 都内一部ノ行政  
第二款 都行政ノ監督

東京都制

第一章 總則  
第一款 都及其ノ區域

第一款 從來ノ東京市ノ區域ヲ以テ府縣都市町村ノ區域外トシ之ヲ都ノ區域ト爲ス  
第二款 都ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法律命令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法律命令又ハ慣例ニ依リ市又ハ府ニ屬スル事務及將來法律命令ニ依リ都ニ屬スル事務ヲ處理ス

第一款 都ノ區域ノ變更ヲ要スルトキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
第二款 都ノ區域ノ變更分ヲ要スルトキハ内務大臣ハ關係アル都府縣都市參事會及町村會ノ意見ヲ徵シテ之ヲ定ム

第一款 都ノ境界ニ關スル爭論ハ關係團體ノ申請ニ由リ内務大臣之ヲ裁決ス其ノ裁決ヲ違法ナリトスル關係團體ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第二款 前項ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ關係團體ニ交付スヘシ

第一款 從來ノ東京市ノ區ハ都ノ區トス  
第二款 法人トシ官ノ監督ヲ承ケ其ノ財產ニ關スル事務其ノ他法律勅令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス

第一款 廢置分合又ハ境界ノ變更ヲ要スルトキハ内務大臣ハ都參事會及關係區會ノ意見ヲ徵シテ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テ財產處分ヲ要スルトキハ併セテ之ヲ定ムヘシ

第一款 境界ニ關スル爭論ハ關係區ノ申請ニ由リ都參事會之ヲ裁決ス其ノ裁決ヲ違法ナリトスル區ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第二款 前二項ノ場合ニ於テ都ノ境界ニ涉ルトキハ第三條及第四條ノ規定ニ依ル

第一款 名稱ヲ變更スルコトヲ要スルトキハ都會及關係區會ノ議決ヲ經都長官ノ申請ニ依リ内務大臣之ヲ定ム  
第二款 本條第四項ノ裁決ニモ前條第二項ノ規定ヲ適用ス

第一款 都内ニ住所ヲ有スル者ハ都住民トス  
第二款 都ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第一款 帝國民ニシテ公權ヲ有スル滿二十五年以上ノ男子二年以來(一)都ノ住民ト爲リ(二)都ノ負擔ヲ分任シ及(三)都内ニ於テ直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ都公民トス但シ公費ヲ以テ貧民救助ヲ受ケタレ後二

年ヲ經カル者及禁治產者準禁治產者ハ此ノ限ニ在ラス  
前項二年ノ制限ハ場合ニ依リ都會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ特免スルコトヲ得  
家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト見做ス  
境界變更ニ由リ都ニ編入セラレタル區域ニ於テ其ノ編入前住所ヲ有シ市町村ノ負擔ヲ分任シ及直接國稅ヲ納メタル年限ハ之ヲ第一項ノ年限ニ通算ス

第一款 都公民ハ都ノ選舉ニ參與シ都ノ名譽職ニ選舉セララル權利ヲ有シ及都ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ  
第二款 左ニ掲グル者ニ非サレハ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ退職スルコトヲ得ス  
一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者  
二 業務ノ爲常ニ都内ニ居ルコトヲ得サル者  
三 滿六十年以上ノ者  
四 官職ノ爲ニ都ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者  
五 四年以上都ノ名譽職ニ任シ爾後四年ヲ經過セサル者  
六 其ノ他都會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認メラル者

第一款 前項一乃至六ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ退職シ又ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサル者ハ都會ノ議決ヲ經テ一年以上六年以上都公民權ヲ停止シ且場合ニ依リ其ノ停止年期以內他ノ住民ノ負擔スヘキ都稅ノ率ニ比シ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ増課スルコトヲ得  
第二款 前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ヲ違法ナリトスルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第三款 本條第三項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス  
第四款 本條ノ事件ニ付テハ都長官ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第五款 第九條 都公民ニシテ第七條ニ掲載スル要件ノ一ヲ失フトキハ公民權ヲ失フ  
第六款 都公民ハ公權停止中又ハ租稅滯納處分中ハ公民權ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ復權ノ決定アルマテ及公權剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ爲公判ニ付セラレタルトキヨリ其ノ裁判ノ確定ニ至ルマテ亦同シ  
第七款 陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ都ノ公務ニ參與セサルモノトス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキモ亦同シ  
第八款 都公民ニ限リテ任スヘキ職務ニ在ル者ニシテ本條第一項乃至第三項ノ場合ニ當ルトキ又ハ第八條第三項ノ處分ヲ受ケ其ノ處分確定シタルトキハ其ノ職ヲ失フ  
第九款 前項ノ職務ニ在ル都吏員ニシテ公權剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ爲豫審ニ付セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職ヲ停止スルコトヲ得  
第十款 第三款 都條例及都規則  
第十一款 都ハ此ノ法律ニ規定スルモノノ外都住民ノ權利義務及都ノ事務ニ關スル事項ニ付條例ヲ設クルコトヲ得  
第十二款 都ハ此ノ法律ニ規定スルモノノ外都ノ營造物ニ關スル事項ニ付規則ヲ設クルコトヲ得  
第十三款 都條例及都規則ハ法律命令ニ抵觸スルコトヲ得ス  
第十四款 都條例及都規則ヲ發行スルニハ一定ノ公告式ニ依リ其ノ公告式ハ都條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二章 都會

第一款 組織及選舉

第十一條 都會議員ハ都會ノ選舉人其ノ被選舉權アル者ヨリ之ヲ選舉ス  
議員ノ定員ハ都會ノ議決ヲ經都條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ六十八ヲ超  
ユルコトヲ得ス

第十二條 都公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者及第九條第三  
項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス  
帝國臣民ニシテ公權ヲ有シ直接都稅ヲ納ムル者其ノ額公民ノ最多ク直接  
都稅ヲ納ムル者三名中ノ一名ヨリモ多キハ第七條ノ要件ニ當ラズト  
雖選舉權ヲ有ス但シ禁治產者準禁治產者及第九條第二項ノ公民權停止ノ  
條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス  
法人ニシテ前項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

第十三條 都ノ區ヲ以テ都會議員ノ選舉區トス各選舉區ヨリ選舉スヘキ議  
員ノ員數ハ都會ノ議決ヲ經都條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
各選舉區ヨリ選舉スヘキ議員ノ員數ハ三名ヲ下ルコトヲ得ス  
第十四條 選舉人ハ各選舉區ニ於テ之ヲ三級ニ分ツヘシ  
選舉人ハ住所ニ依テ所屬ノ選舉區ヲ定ム其ノ都内ニ住所ヲ有セサル者ハ  
直接都稅ノ賦課ヲ受ケタル物件又ハ營業所ノ所在ニ依リ若數選舉區ニ互  
リテ賦課ヲ受ケタル物件又ハ營業所アルトキハ稅額ノ最多キ物件又ハ營  
業所ノ所在ニ依リ又都稅ノ賦課ヲ受ケタル物件又ハ營業所ナキトキハ滯  
在ノ地ニ依テ之ヲ定ム但シ本文ノ規定ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ムルコト  
ヲ得サルトキハ本人ノ申出ニ依テ之ヲ定ムヘシ  
選舉人中直接都稅ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人總員ノ納ムル總額ノ三  
分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ一級トス  
一級選舉人ヲ除ク外直接都稅ノ納額多キ者ヲ合セテ選舉人總員ノ納ムル  
總額ノ三分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ二級トシ爾餘ノ選舉人ヲ三級トス  
各級ノ間納稅額兩級ニ跨ル者アルトキハ上級ニ入ルヘシ又兩級ノ間ニ同  
額ノ納稅者二名以上アルトキハ都内ニ住所ヲ有シタル年數ノ多キ者ヲ以  
テ上級ニ入ル若住所ヲ有シタル年數ニ依リ難キトキハ八年長者ヲ以テシ年  
齡ニモ依リ難キトキハ區長抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
各選舉區ヨリ選舉スヘキ議員ハ每級各別ニ其ノ三分ノ一ヲ選舉スルモノ  
トス若等分シ難キトキハ端數二名ノ場合ハ之ヲ一級及三級ニ配當シ一名  
ノ場合ハ之ヲ二級ヨリ選出スヘキ員數ニ加フヘシ  
被選舉人ハ同級内ノ者ニ限ラス又其ノ選舉區内ノ者ニ限ラサルモノトス  
本條ノ直接都稅額ハ選舉名簿調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課  
額ニ依ルヘシ

第十五條 選舉權ヲ有スル都公民ニシテ直接國稅年額十圓以上ヲ納ムル者  
ハ總テ被選舉權ヲ有ス左ニ掲クル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタ  
ル後一箇月ヲ經過セサル者亦同シ  
一 都ノ官吏及有給吏員  
二 檢事警察官吏及收稅官吏  
三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師  
四 小學校教員  
前項ノ外ノ官吏ニシテ當選シ之ニ應セムトスルトキハ所屬長官ノ許可ヲ  
受クヘシ  
都ノ爲請負ヲ爲ス者又ハ都ノ爲請負ヲ爲ス法人ノ役員ハ被選舉權ヲ有セ

第十六條 都會議員ハ名譽職トス  
都會議員ノ任期ハ四年トシ毎二年各級ニ於テ其ノ半數ヲ改選ス若各級ノ  
議員二分シ難キトキハ先ツ多數ノ一半ヲ解任ス初回ノ半數改選ニ於テ解  
任スヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
各級議員ノ定數若ハ其ノ配當ヲ變更シタル爲任期滿限前解任ヲ要スル者  
ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 都會議員中關員アルトキ及各級議員ノ定數若ハ其ノ配當ヲ變更  
シタル爲議員ノ選舉ヲ要スルトキハ三箇月以内ニ之ヲ行フヘシ  
補關議員ハ前任者ノ殘任期間在任ス  
補關議員ヲ除ク外本條第一項ニ依リ選舉セラレタル議員ハ前條第二項ノ  
結果ニ依リ次に改選期又ハ其ノ次に改選期迄在任ス但シ新ニ選舉セラレ  
タル議員二人以上ニシテ改選期ヲ異ニスヘキトキハ次に改選期ニ於テ解  
任スヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
定期改選及補關選舉ハ前任者ノ選舉セラレタル選舉區及選舉等級ニ從テ  
之ヲ行フヘシ

第十八條 區長ハ毎年九月十五日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ十月十五日  
迄ニ其ノ選舉區ノ選舉人名簿ヲ調製スヘシ  
選舉人名簿ハ十月二十日ヨリ十五日間區役所ニ於テ關係者ノ縱覽ニ供ス  
ヘシ若關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期限內ニ之ヲ都長官ニ申立ツル  
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ都長官ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ十日以内  
ニ之ヲ決定シ其ノ決定ニ依リ名簿ヲ修正ヲ要スルトキハ區長直ニ之ヲ修  
正スヘシ  
前項都長官ノ決定ヲ違法ナリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
選舉人名簿ハ十二月十五日ヲ以テ確定期限トシ確定名簿ハ次年ノ十二月  
十四日判決ヲ據置クヘシ  
訴訟ノ判決ニ依リ名簿ヲ修正ヲ要スルトキハ區長ハ確定期限ノ前後ニ拘  
ラズ直ニ之ヲ修正スヘシ  
本條ニ依リ區長ニ於テ名簿ヲ修正シタルトキハ其ノ要領ヲ告示スヘシ  
確定名簿ニ登錄セラレタル者ハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス但シ選舉人名  
簿ニ記載セラレハキ判決書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ至ルモノハ此ノ  
限ニ在ラス  
確定名簿ニ登錄セラレタル者選舉權ヲ有セサルトキハ選舉ニ參與スルコ  
トヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス  
異議ノ決定確定シ若ハ訴訟ノ判決アリタルニ依リ名簿無効トナリタルト  
キハ九月十五日ノ現在ニ依リ更ニ名簿ヲ調製スヘシ但シ名簿調製ノ期日  
迄ニ選舉權ヲ失ヒタル者ハ名簿ニ登錄スル限ニ在ラス  
前項名簿調製ノ期日縱覽修正及確定ニ關スル期限等ハ都長官ノ定ムル所  
ニ依ル

第十九條 選舉ハ都長官ノ告示ニ依リ之ヲ行フ其ノ告示ニハ選舉ヲ行フヘ  
キ選舉區及等級選舉ノ場所日時及每區每級ヨリ選舉スヘキ議員ノ員數ヲ  
記載シ選舉ノ日ヨリ少クトモ二十日前ニ之ヲ發スヘシ  
各級ニ於テ選舉ヲ行フ順序ハ先ツ三級ノ選舉ヲ行ヒ次に二級ノ選舉ヲ行  
ヒ次に一級ノ選舉ヲ行フヘシ  
第二十條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十一條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十二條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

議事日程八乃至十一ノ件

第十六條 都會議員ハ名譽職トス  
都會議員ノ任期ハ四年トシ毎二年各級ニ於テ其ノ半數ヲ改選ス若各級ノ  
議員二分シ難キトキハ先ツ多數ノ一半ヲ解任ス初回ノ半數改選ニ於テ解  
任スヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
各級議員ノ定數若ハ其ノ配當ヲ變更シタル爲任期滿限前解任ヲ要スル者  
ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 都會議員中關員アルトキ及各級議員ノ定數若ハ其ノ配當ヲ變更  
シタル爲議員ノ選舉ヲ要スルトキハ三箇月以内ニ之ヲ行フヘシ  
補關議員ハ前任者ノ殘任期間在任ス  
補關議員ヲ除ク外本條第一項ニ依リ選舉セラレタル議員ハ前條第二項ノ  
結果ニ依リ次に改選期又ハ其ノ次に改選期迄在任ス但シ新ニ選舉セラレ  
タル議員二人以上ニシテ改選期ヲ異ニスヘキトキハ次に改選期ニ於テ解  
任スヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
定期改選及補關選舉ハ前任者ノ選舉セラレタル選舉區及選舉等級ニ從テ  
之ヲ行フヘシ

第十八條 區長ハ毎年九月十五日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ十月十五日  
迄ニ其ノ選舉區ノ選舉人名簿ヲ調製スヘシ  
選舉人名簿ハ十月二十日ヨリ十五日間區役所ニ於テ關係者ノ縱覽ニ供ス  
ヘシ若關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期限內ニ之ヲ都長官ニ申立ツル  
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ都長官ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ十日以内  
ニ之ヲ決定シ其ノ決定ニ依リ名簿ヲ修正ヲ要スルトキハ區長直ニ之ヲ修  
正スヘシ  
前項都長官ノ決定ヲ違法ナリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
選舉人名簿ハ十二月十五日ヲ以テ確定期限トシ確定名簿ハ次年ノ十二月  
十四日判決ヲ據置クヘシ  
訴訟ノ判決ニ依リ名簿ヲ修正ヲ要スルトキハ區長ハ確定期限ノ前後ニ拘  
ラズ直ニ之ヲ修正スヘシ  
本條ニ依リ區長ニ於テ名簿ヲ修正シタルトキハ其ノ要領ヲ告示スヘシ  
確定名簿ニ登錄セラレタル者ハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス但シ選舉人名  
簿ニ記載セラレハキ判決書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ至ルモノハ此ノ  
限ニ在ラス  
確定名簿ニ登錄セラレタル者選舉權ヲ有セサルトキハ選舉ニ參與スルコ  
トヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス  
異議ノ決定確定シ若ハ訴訟ノ判決アリタルニ依リ名簿無効トナリタルト  
キハ九月十五日ノ現在ニ依リ更ニ名簿ヲ調製スヘシ但シ名簿調製ノ期日  
迄ニ選舉權ヲ失ヒタル者ハ名簿ニ登錄スル限ニ在ラス  
前項名簿調製ノ期日縱覽修正及確定ニ關スル期限等ハ都長官ノ定ムル所  
ニ依ル

第十九條 選舉ハ都長官ノ告示ニ依リ之ヲ行フ其ノ告示ニハ選舉ヲ行フヘ  
キ選舉區及等級選舉ノ場所日時及每區每級ヨリ選舉スヘキ議員ノ員數ヲ  
記載シ選舉ノ日ヨリ少クトモ二十日前ニ之ヲ發スヘシ  
各級ニ於テ選舉ヲ行フ順序ハ先ツ三級ノ選舉ヲ行ヒ次に二級ノ選舉ヲ行  
ヒ次に一級ノ選舉ヲ行フヘシ  
第二十條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十一條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十二條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十三條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十四條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十五條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十六條 區長ハ選舉長下爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取締ニ任ス  
區長ハ臨時ニ其ノ選舉區内ニ於ル選舉人中ヨリ二名乃至六名ノ立會人ヲ  
選舉立會人ハ名譽職トス

第二十一條 選舉人ノ外選舉會場ニ入ルコトヲ得ス但シ選舉會場ノ事務ニ從事スル者選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 選舉會場ニ於テ協議又ハ勸誘ヲ爲スコトヲ得ス

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經投票簿ニ捺印シ投票スヘシ

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一名ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ但シ一級選舉ニ於テハ定數ノ被選舉人ノ氏名ヲ連記スヘシ

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

投票用紙ハ都長官ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用フヘシ

選舉人名簿ノ縦覽期限後選舉人ノ所屬選舉區ヲ定ムル要件ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選舉人ハ前所屬ノ選舉區ニ於テ選舉ヲ行フヘシ

第二十三條 第十二條第二項及第三項ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ代人ヲ出シテ選舉ヲ行フコトヲ得但シ滿二十五年以上ノ男子ニ非サル者及法人ハ必ズ代人ヲ以テスヘシ

代人ハ帝國臣民ニシテ公權ヲ有シ且公權停止中ニ非サル滿二十五年以上ノ男子ニ限ル但シ一人ニシテ數人ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ代人ハ委任狀ヲ選舉長ニ示スヘシ但シ法律上ノ代人ハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス但シ違記投票ニ在テハ第一號及第五號ニ該當スルモノ及記載ノ人員其ノ選舉スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ第三號及第四號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用井サルモノ

二 一票中二人以上ノ被選舉人ヲ記載シタルモノ

三 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

四 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 投票ノ拒否並効力ハ選舉立會人ノ議決ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スヘシ

第二十六條 都會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數相同キトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ選舉長抽籤シテ其ノ當選者ヲ定ム

第二十七條 同時ニ補闕員數名ヲ選舉スルトキハ投票ノ數多キ者投票ノ數相同キトキハ年長者ヲ以テ殘任期ノ長キ前任者ノ補闕ト爲シ同年月ナルトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第二十八條 選舉長ハ選舉錄ヲ製シテ選舉ノ顛末ヲ記載シ選舉ヲ終リタル後之ヲ朗讀シ選舉立會人二名以上ト共ニ之ニ署名シ投票選舉人名簿其ノ他關係書類ト共ニ選舉及當選ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ但シ選舉及當選ノ効力ニシテ選舉人名簿確定ノ日ヨリ一年以内ニ確定シタル場合ニ於テハ選舉人名簿ハ仍名簿確定ノ日ヨリ一年間之ヲ保存スヘシ

第二十九條 當選者定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ且同時ニ選舉錄ノ寫ヲ添ヘ當選者ノ住所氏名ヲ都長官ニ報告スヘシ

當選者ニシテ當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ都長官ニ申立ツヘシ

一人ニシテ數級若ハ數選舉區ノ選舉ニ當リタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ何レノ選舉ニ應スヘキカヲ都長官ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサル者ハ總テ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

定期改選増員選舉補選等同時ニ行ヒタル場合ニ於テ一人ニシテ其ノ數選舉ニ當リタルトキハ前項ノ例ニ依ル

第十五條第三項ノ官吏ニシテ當選シタル者ニ關シテハ本條ニ定ムル期間ヲ二十日以内トス

第二十九條 都會議員ノ當選ヲ辭シタル者アルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ二人以上投票同數ニシテ年長者ニ由テ當選シタル者其ノ當選ヲ辭シタルトキハ年少ニ由テ當選セザリシ者ヲ以テ當選トス但シ年少ニ由テ當選セザリシ者二人以上アルトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ選舉長抽籤シテ當選者ヲ定ム

二人以上投票同數ニシテ抽籤ニ依テ當選シタル者其ノ當選ヲ辭シタルトキハ抽籤ノ爲當選セザリシ者ヲ以テ當選トス但シ抽籤ノ爲當選セザリシ者二人以上アルトキハ選舉長抽籤シテ其ノ當選者ヲ定ム

第二十條 當選者其ノ當選ヲ辭セサルトキハ都長官ハ直ニ其ノ住所氏名ヲ告示スヘシ

第三十一條 選舉人選舉若ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ前條告示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ都參事會ノ決定ニ付スヘシ

都長官ニ於テ選舉若ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ第一項申立ノ有無ニ拘ラズ於テ第二十八條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ都參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

本條都參事會ノ決定ヲ違法ナリトスル選舉人ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ事件ニ付テハ都長官ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十二條 選舉ノ規定ニ違背スルコトアルトキハ其ノ選舉ヲ無効トス但シ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 選舉若ハ當選ニシテ無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ但シ得票數ノ査定ニ錯誤アリタル爲又ハ被選舉權ヲ有セサル爲當選無効ト確定シタルトキハ第二十六條及第二十八條ノ例ニ依ル

第三十四條 都會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無ハ第九條第四項ノ場合ヲ除ク外都會之ヲ決定ス但シ議員ハ自己ノ資格ニ關スル會議ニ於テ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス

都長官ニ於テ都會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ都會ノ決定ニ付スヘシ

失職者トセラレタル者本條都會ノ決定ヲ違法ナリトスルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ都長官ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

都會議員ハ其ノ被選舉權ヲ有セズトスル決定確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

官報號外 明治三十四年三月二十四日 衆議院議事速記錄第十九號 議事日程六乃至十一ノ件 二六一

第三十五條 前條第一項ノ決定其ノ他本款ニ規定スル異議ノ決定ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第三十六條 都會議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用ス

第二款 職務權限及處務規程

第三十七條 都會ノ議決ヲ經ヘキ事件左ノ如シ

一 歳入出豫算ヲ定ムル事

二 決算報告ニ關スル事

三 法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手数料加入金都稅及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事

四 不動産ノ處分並買受讓受ニ關スル事

五 基本財産及積立金穀等ノ設置及處分ニ關スル事

六 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事

七 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

八 其ノ他法律命令ニ依リ都會ノ權限ニ屬スル事項

第三十八條 都會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ヲ都參事會ニ委任スルコトヲ得

第三十九條 都會ハ法律命令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第四十條 都會ハ都ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ都長官若ハ内務大臣ニ呈出スルコトヲ得

第四十一條 都會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

都會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ都會召集ニ應セス若ハ成ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 都會議員ハ選舉人ノ指示若ハ委囑ヲ受クヘカラス

第四十三條 都會ハ議員中ヨリ議長副議長各一名ヲ選舉スヘシ

第四十四條 議長故障アルトキハ副議長ニ之ヲ改選スヘシ

トキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スヘシ

第四十五條 都長官及其ノ委任若ハ囑託ヲ受ケタル官吏更員ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者ニ於テ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十六條 都會ハ通常會及臨時會トス

通常會ハ毎年一回之ヲ開ク其ノ會期ハ三十日以内トス臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ノ限リ之ヲ開ク其ノ會期ハ七日以内トス

臨時會ニ付テハキ事件ハ豫メ之ヲ告示スヘシ但シ其ノ開會中急施ヲ要スル事件アルトキハ都長官ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

第四十七條 都會ハ都長官之ヲ召集ス若シ議員定員四分一以上ノ請求アル場合ニ於テ相當ノ理由アリト認ムルトキハ都長官ハ都會ヲ召集スヘシ

召集ハ開會ノ日ヨリ少クモ十四日前ニ告示スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス都會ハ都長官之ヲ開閉ス

第四十八條 都會ハ議員定員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第四十九條 都會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ可

否スル所ニ依ル

第五十條 議長及議員ハ自己若ハ其ノ父母祖父母妻子孫兄弟姉妹ノ一身

上ニ關スル事件ニ付テハ都會ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ議事ニ參與ス

ルコトヲ得ス

第五十一條 都會ニ於テ名譽職參事會員ノ改選ヲ行フトキハ一人一票ニ限

リ匿名トシ且投票ニ被選舉人一名ノ氏名ヲ記載スヘシ其ノ有效投票ノ最

多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス其ノ他ハ第二十二條第二十四條及第二十

六條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ハ名譽職參事會員ノ補充員ノ選舉其ノ他同時ニ二名以上同一

ノ職務ヲ有スル職員ヲ選舉スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ヲ除ク外法律命令ノ規定ニ依リ都會ニ於テ選舉ヲ行フトキ

ハ一名毎ニ匿名投票ヲ爲シ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス

若過半數ヲ得タルモノナキトキハ最多數ヲ得タル者二名ヲ取リ之ニ就キ

決選投票ヲ爲サシム其ノ二名ヲ取ルニ當リ同數者アルトキハ年長者ヲ取

リ同年月ナルトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テ投票同數

ナルトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ定ム其ノ

他ハ第二十二條第二十四條及第二十六條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ選舉ニ付テハ都會ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選ノ法ヲ用ウルコトヲ

得

都會ニ於テ行ヒタル選舉ノ效力若ハ當選ノ效力ニ付都會議員又ハ都長官

ニ於テ異議アル場合ニ關シテハ第三十一條乃至第三十三條及第三十五條

ノ規定ヲ準用ス

第五十二條 都會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 都長官ヨリ傍聽禁止ノ要求ヲ受ケタルトキ

二 議長若ハ議員三名以上ノ發議ニ依リ傍聽禁止ヲ可決シタルトキ

前項議長若ハ議員ハ發議ハ討論ヲ須ヒス其ノ可否ヲ決スヘシ

第五十三條 議長ハ會議ノ事ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ヲ會議ヲ開

閉シ議長ハ秩序ヲ保持ス

第五十四條 議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用井又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スル

コトヲ得ス

第五十五條 會議中此ノ法律若ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ル

議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ若ハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサルト

キハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシメ

必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉

ツルコトヲ得

第五十六條 傍聽人公然可否ヲ表シ又ハ喧騒ニ涉リ其ノ他會議ノ妨害ヲ爲

場トシキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要ナル

場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ

於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條 議長ハ秩序ヲ紊リ又ハ會議ノ妨害ヲ爲スモノアルトキハ議員

若ハ第四十五條ノ列席者ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第五十八條 都會ニ書記ヲ置キ議長ニ隸屬シテ庶務ヲ處理セシム

書記ハ議長之ヲ任免ス

第五十九條 議長ハ書記ヲシテ會議錄ヲ製シ會議ノ顛末並出席議員ノ氏名

ヲ記錄セシムヘシ會議錄ハ議長及議員二名以上之ニ署名スルヲ要ス其ノ

議員ハ都會ニ於テ之ヲ定ムヘシ  
議長ハ會議ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ都長官ニ報告スヘシ  
第六十條 都會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設ケ内務大臣ノ許可ヲ受  
クヘシ  
會議規則ニハ此ノ法律並會議規則ニ違背シタル議員ニ對シ都會ノ議決ニ  
依リ五日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得  
第三章 都參事會  
第一款 組織及選舉  
第六十一條 都參事會ヲ置キ都長官都高等官三名及名譽職參事會員八  
名ヲ以テ之ヲ組織ス都高等官ニシテ都參事會員タルヘキ者ハ内務大臣之  
ヲ命ス

第六十二條 名譽職參事會員ハ都會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ  
都會ハ名譽職參事會員ト同數ノ補充員ヲ選舉スヘシ  
名譽職參事會員中關員アルトキハ都長官ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補充ス  
其ノ順序ハ選舉同時ナルトキハ投票數ニ依リ投票同數ナルトキハ年長者  
ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ニ依リ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前  
後ニ依リ仍關員ヲ生シタル場合ニ於テハ臨時補充選舉ヲ行フヘシ  
補充員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス  
名譽職參事會員及其ノ補充員ハ都會議員ノ定期改選毎ニ之ヲ改選スヘシ  
但シ名譽職參事會員ハ後任者就職ノ日迄在職スルモノトス  
退任者ハ再選セラレルコトヲ得  
第六十三條 都參事會ハ都長官ヲ以テ議長トス都長官故障アルトキハ高等  
官參事會員議長ノ職務ヲ代理ス

第二款 職務權限及處務規程  
第六十四條 都參事會ノ職務權限左ノ如シ  
一 都會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決ス  
ル事  
二 都會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ都長官ニ於テ之ヲ  
招集スルノ暇ナシト認ムルトキ都會ニ代テ議決スル事  
三 都長官ヨリ都會ニ提出スル議案ニ付都長官ニ對シ意見ヲ述フル  
ル事  
四 都會ノ議決シタル範圍内ニ於テ財產及營造物ノ管理ニ關シ重要ナ  
ル事項ヲ議決スル事  
五 都會ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ニ關スル規定ヲ議決スル事但シ  
法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
六 都會ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事項ヲ議決スル事  
七 其ノ他法律命令ニ依リ都參事會ノ權限ニ屬スル事項

第六十五條 都參事會ハ名譽職參事會員中ヨリ委員ヲ選舉シ之ヲシテ都  
係ノ出納ヲ検査セシムルコトヲ得  
前項ノ検査ニハ都長官又ハ其ノ指命シタル官吏若ハ吏員之ニ立會フコト  
ヲ要ス  
第六十六條 第四十條第四十一條第四十五條及第五十八條ノ規定ハ都參事  
會ニ之ヲ準用ス  
第六十七條 都參事會ハ都長官之ヲ招集ス若名譽職參事會員半數以上ノ請  
求アル場合ニ於テ相當ノ理由アリト認ムルトキハ都長官ハ都參事會ヲ招  
集スヘシ

第六十八條 都參事會ノ會期ハ都長官之ヲ定ム  
第六十九條 都參事會ハ議長又ハ其ノ代理者及名譽職參事會員ノ半數以上  
出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス  
第六十四條第二號ノ議決ヲ爲ストキハ都長官及都高等官參事會員ハ其ノ  
議決ニ加ハルコトヲ得ス  
都參事會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル  
所ニ依リ  
會議ノ顛末ハ之ヲ會議録ニ記載シ議長及參事會員二名以上之ニ署名スヘ  
シ

第七十條 第五十條ノ規定ハ都參事會ニ之ヲ準用ス但シ同條ノ規定ニ依  
リ參事會員ノ數減少シテ前條第一項ノ數ヲ得サルトキハ都長官ハ補充員  
ニシテ其ノ事件ニ關係ナキ者ヲ以テ第六十二條第三項ノ順序ニ依リ臨時  
之ニ充テ仍其ノ數ヲ得サルトキハ都會議員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキ者  
ヲ臨時ニ指名シ其ノ關員ヲ補充スヘシ  
議長及其ノ代理者共ニ除席セラレタルトキハ年長者ノ會員ヲ以テ假議長ト  
爲スヘシ  
第四章 都行政  
第一款 都吏員ノ組織及任免  
第七十一條 都吏員ハ都長官之ヲ任免ス  
前項ノ都吏員ハ都長官之ヲ任免ス  
第七十二條 都收入役及區收入役ヲ置キ每區ニ區收入役ヲ置ク  
都收入役及區收入役ハ官吏員中ニ就キ都長官之ヲ命ス  
第七十三條 都會ノ議決ヲ經都條例ヲ以テ臨時若ハ常設ノ委員ヲ置ク  
コトヲ得  
委員ハ名譽職トス  
委員ハ都會議員ノ選舉權ヲ有スル都公民中ヨリ都會之ヲ選舉シ都長官又  
ハ其ノ命ヲ受ケタル高等官參事會員ヲ以テ委員長トス  
委員ノ定員任期其ノ他必要ナル事項ハ第一項ノ都條例中ニ之ヲ定ムヘシ  
第七十四條 都吏員ハ都長官ニ申請シ其ノ許可ヲ得ルニ非サレハ退職スル  
コトヲ得ス但シ退職申請後三箇月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
名譽職吏員ニ於テ退職ヲ申請シタル場合ニハ都長官ハ都會ノ議決ニ付ス  
ヘシ

第七十五條 都收入役區收入役其ノ他都吏員ノ身元保證及賠償責任ニ關シ  
必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二款 都官吏都吏員ノ職務權限及處務規程  
第七十六條 都長官ハ都統轄シ之ヲ代表ス  
一 都長官ハ都事務ノ概目左ノ如シ  
二 都會費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スル事  
三 都會及都參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發スル事  
四 財產及營造物ノ管理ニ關スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事  
務ヲ監督スル事  
五 收入支出ノ命令シ及會計ヲ監督スル事  
六 證書及公文書類ヲ保管スル事  
七 法律命令又ハ都會若ハ都參事會ノ議決ニ依リ使用料手数料加入金

八 都稅及夫役現品ヲ賦課徵收スル事

其ノ他法律命令ニ依リ都長官ノ職權ニ屬スル事項  
第七十七條 都長官ハ議案ヲ都會ニ提出スル前之ヲ都參事會ノ審查ニ付シ  
若都參事會ト其ノ意見ヲ異ニスルトキハ都參事會ノ意見ヲ議案ニ添ヘ都  
會ニ提出スヘシ  
第七十八條 都長官ハ都ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ區長  
ニ委任スルコトヲ得  
都長官ハ都ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ都吏員ニ臨時代  
理セシムルコトヲ得

第七十九條 都長官ハ都吏員ヲ監督シ委員ヲ除ク外都吏員ニ對シ懲戒處分  
ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責二十五圓以下ノ過怠金及解職トス  
都長官ハ都吏員ノ懲戒處分ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命シ竝給料ヲ支  
給セサルコトヲ得  
懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間都ノ公職ニ選舉セラレ若ハ任命セ  
ラルルコトヲ得ス

第八十條 都會若ハ都參事會ノ議決若ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法律命  
令ニ背クト認ムルトキハ都長官ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ內務大臣ノ指揮  
ニ依リ理由ヲ示シテ直ニ其ノ議決ヲ改メサルトキハ之ヲ取消スヘシ  
前項取消處分ヲ違法ナリトスル都會若ハ都參事會ハ行政裁判所ニ出訴ス  
ルコトヲ得

都會若ハ都參事會ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ都長官ハ自己ノ意  
見ニ依リ又ハ內務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ  
議決ヲ改メサルトキハ內務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ  
第八十一條 都會若ハ都參事會ニ於テ都ノ收支ニ關シ不當ノ議決ヲ爲シ  
タルトキハ都長官ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ內務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ  
示シテ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ內務大臣ニ具狀シテ  
指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ內務大臣ノ指揮ヲ  
請フコトヲ得

第八十二條 都長官ハ必要アル場合ニ於テハ期日ヲ定メテ都會ノ停會ヲ命  
スルコトヲ得  
第八十三條 都會若ハ都參事會召集ニ應セス又ハ成立セサルトキハ都長官  
ハ內務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ  
得第五十條第七十條ノ場合ニ於テ會議ヲ開クコト能ハサルトキ亦同シ  
都會若ハ都參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セス又ハ都會ニ於テ  
其ノ召集前告示セラレタル事件ニ關シ議案ヲ議了セサルトキハ前項ノ例  
ニ依ル

都會參事會ノ決定若ハ裁決スヘキ事項ニ關シテハ本條第一項第二項ノ例ニ  
依ル此ノ場合ニ於テ都長官ノ處分ニ不服アル者ハ各本條ノ規定ニ準シ訴  
訟ヲ提起スルコトヲ得  
本條ノ處分ハ次ノ會期ニ於テ之ヲ都會若ハ都參事會ニ報告スヘシ

第八十四條 都參事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ都長官ニ  
於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ都長官ハ專決處分シ次ノ會期  
ニ於テ其ノ處分ヲ都參事會ニ報告スヘシ  
第八十五條 都參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ其ノ議決ニ依リ都長官ニ於テ  
專決處分スルコトヲ得

第九十六條 區長ハ都長官ノ指揮監督ヲ承ケ區ノ公共事務ヲ管掌シ區ヲ代  
表ス  
第七十六條第二項第二號乃至第七號ノ規定ハ區ノ公共事務ニ關シテハ之  
ヲ區長ニ準用ス但シ都費トアルハ區費都會又ハ都參事會トアルハ區會ヲ  
以テ之ニ該當スルモノトス  
本條ニ揭載スル事務ヲ執行スルカ爲ニ要スル費用ハ都ノ負擔トス  
第八十七條 官吏ノ都行政ニ關スル職務關係ハ此ノ法律中規定アルモノヲ  
除ク外其ノ國ノ行政ニ關スル職務關係ノ例ニ依ル

第八十八條 都收入役ハ都ノ出納其ノ他會計事務及法律命令ノ定ムル所ニ  
依リ國ノ出納其ノ他會計事務ヲ掌ル  
都收入役故障アルトキハ都長官ノ命ヲ受ケタル官吏若ハ吏員其ノ職務ヲ  
代理ス  
第八十九條 區收入役ハ區ノ出納其ノ他會計事務ヲ掌ル  
區收入役ハ都收入役ノ指揮監督ヲ承ケ都收入役ノ委任ニ依リ又ハ法律命  
令ノ定ムル所ニ依リ區内ニ關スル國及都ノ出納其ノ他會計事務ヲ掌リ又  
ハ都收入役ノ命令ヲ承ケ區内ニ關スル都收入役ノ事務ヲ補助執行ス  
本條ニ揭載スル事務ヲ執行スルカ爲ニ要スル費用ハ都ノ負擔トス  
區收入役故障アルトキハ區長ノ命ヲ受ケタル官吏若ハ吏員其ノ職務ヲ代  
理ス

第九十條 都ノ有給吏員ハ都長官ノ命令ヲ承ケ事務ニ從事ス  
第九十一條 委員ハ都長官ノ指揮監督ヲ承ケ都有財產若ハ都ノ營造物ヲ管  
理シ其ノ他都行政事務ノ一部ヲ分掌シ又ハ一時ノ委託ニ依リ事務ヲ處辨  
ス  
第九十二條 都ノ事務ニ關スル處務規程ハ都長官之ヲ定ム  
第九十三條 有給都吏員ノ給料額並旅費額及其ノ支給方法ハ都長官之ヲ定  
ム  
第九十四條 都會議員名譽職參事會員其ノ他名譽職員ハ職務取扱ノ爲要ス  
ル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得  
費用ノ辨償額及其ノ支給方法ハ都會ノ議決ヲ經內務大臣ノ許可ヲ得テ都長  
官之ヲ定ム若シ之ヲ許可スヘカラスト認ムルトキハ內務大臣之ヲ定ム

第九十五條 有給都吏員ノ退職料退職給與金遺族扶助料及其ノ支給方法ハ  
都會ノ議決ヲ經都長官之ヲ定ム  
第九十六條 退職料退職給與金遺族扶助料及費用辨償ノ給與ニ關シ異議ア  
ルトキハ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ得  
前項ノ異議ハ之ヲ都參事會ニ決定ニ付スヘシ其ノ決定ヲ違法ナリトスル  
者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
本條ノ事件ニ付テハ都長官ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第九十七條 給料旅費退職料退職給與金遺族扶助料費用辨償其ノ他諸給與  
ハ都ノ負擔トス但シ區會議員ノ費用辨償ハ區ノ負擔トス  
第五章 都ノ財務  
第九十八條 第一款 財產及收入  
都ハ不動產其ノ他消費ノ豫定ナキ金穀等ヲ以テ基本財產ト爲  
シ之ヲ維持スル義務アリ都ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財產ヲ設ケ若ハ  
金穀ヲ積立ツルハト得此ノ場合ニ於テ前項ノ基本財產ニ加入スヘキ  
收入ノ全部若ハ一部ヲ特別ノ基本財產若ハ積立金穀等ニ加入スルコト  
ヲ得

第九十九條 舊來ノ慣行ニ依リ都住民中特ニ財產ヲ使用スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ舊慣ニ依ル

都住民ニシテ前項ノ財產ヲ新ニ使用スル權利ヲ得ントスル者アルトキハ都會ノ議決ヲ經テ之ヲ許可スルコトヲ得

本條財產ノ使用方法ニ關シテハ都規則ヲ設クルコトヲ得

第百條 前條第二項ノ使用ニ關シテハ使用料若ハ一時ノ加入金ヲ徵收シ又ハ使用料加入金ヲ共ニ徵收スルコトヲ得

第百一條 都ハ必要ナル場合ニ於テハ第九十九條ノ使用者ニ對シ其ノ使用ヲ止メ若ハ制限シ又ハ第九十九條第一項ノ使用者ヨリ使用料ヲ徵收スルコトヲ得

第百二條 都ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第百三條 財產又ハ營造物ノ使用方法ニ關スル都規則ニハ過料二圓以下ヲ科スルノ規定ヲ設クルコトヲ得其ノ處分及徵收ニ關シテハ第九十八條第二項ノ規定ヲ準用ス

第百四條 財產ノ賣却貸與工事ノ請負及物件ノ調達ハ公ノ入札ニ付スヘシ但シ臨時急施ヲ要スルトキ又ハ入札ノ價額其ノ費用ニ比シテ得失相償ハサルトキ又ハ都會ノ同意ヲ得ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百五條 都ハ其ノ公益上必要ナル場合ニ於テハ寄附若ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第百六條 都ハ其ノ必要ナル費用及從來法律命令若ハ慣例ニ依リ府及市ノ負擔ニ屬シ又ハ將來法律勅令ニ依リ都ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第百七條 都稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 國稅ノ附加稅

二 特別稅

附加稅ハ直接ノ國稅ニ附加シ均一ノ稅率ヲ以テ都ノ全部ヨリ徵收スルヲ特別稅トス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルコトヲ要スルトキ賦課徵收スルモノトス

第百八條 此ノ法律中別ニ規定アルモノヲ除外使用料手數料及特別稅ニ關スル細則ハ都會ノ議決ヲ經都條例ヲ以テ之ヲ定ム其ノ條例ニハ過料二圓以下ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

過料ニ處シ及之ヲ徵收スルハ都長官之ヲ掌ル其ノ處分ヲ違法ナリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百九條 三箇月以上都内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ都稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百十條 都内ニ住所ヲ有セス又ハ三箇月以上滞在スルコトナシト雖都内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ若ハ使用シ又ハ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ又ハ都内ニ於テ特定ノ行為ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ行為ニ對シテ賦課スル都稅ヲ納ムル義務ヲ負フ其ノ法人タルトキ亦同シ但シ國ノ事業若ハ行為ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第百十一條 納稅者ノ都外ニ於テ所有シ若ハ使用スル土地家屋物件又ハ都外ニ於テ營業所ヲ定メタル營業ヨリ生スル收入ニ對シテハ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

住所滞在都及府縣ニ涉ル者ノ收入ニ對シ都稅ヲ賦課スルトキハ其ノ收入

ヲ都府縣ニ平分シ其ノ一部ニミ賦課スヘシ但シ土地家屋物件又ハ營業所ヲ定メタル營業ヨリ生スル收入ハ此ノ限ニ在ラス

第百十二條 都及府縣ニ涉リ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ且其ノ本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ營業稅ノ附加稅ヲ賦課スルトキハ關係都長官府縣知事協議ノ上其ノ歩合ヲ定メ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ若協

議調ハサルトキハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第百十三條 所得稅法第五條ニ掲クル所得ニ對シテハ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

社寺又ハ敎社ノ禮拜ノ用ニ供シ又ハ國府縣都市町村其ノ他ノ公共團體ノ直接ノ公用ニ供スル土地家屋物件並營造物ニ對シテハ社寺敎社又ハ國府縣都市町村其ノ他ノ公共團體ニ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

前各項ノ外都稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

皇族ニ係ル都稅ノ賦課ハ追テ法律勅令ヲ以テ定ムル迄現今ノ例ニ依ル

第百十四條 數個人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他必要ナル費用ハ其ノ利益ノ程度ニ準テ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會計ヲ分別セシムルコトヲ得

區ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他必要ナル費用ハ都會ノ議決ヲ經其ノ區ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

數個人若ハ區ヲ利スル財產ニ付テモ亦本條ノ例ニ依ル

第百十五條 數個人若ハ都内ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ不均一ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百十六條 都稅ニ關シテハ此ノ法律中規定アルモノヲ除外勅令ノ定ムル所ニ依ル

第百十七條 都ハ急迫ノ必要ニ依リ夫役及現品ヲ納稅義務者ノ全部若ハ一部ニ賦課スルコトヲ得但シ學藝美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス

夫役ヲ課セラレタル者ハ其ノ便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代

入ヲ出スコトヲ得

第百十八條 都稅ノ賦課ニ關シ必要ナル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ日没マテノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間家宅營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第百十九條 都長官ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ會計年度内ニ限リ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越セル場合又ハ都稅ノ減免ヲ要スルトキハ都參事會ノ議決ヲ經ヘシ

第百二十條 都稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法若ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付後三箇月以内ニ都長官ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ得

本條ノ異議ハ之ヲ都參事會ノ決定ニ付スヘシ都參事會ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ヲ違法ナリトスルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

使用料手數料及加入金ノ徵收ニ關シテモ亦第一項及第三項ノ例ニ依ル

内ニ納メサル者アルトキハ都長官ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

本條ニ記載スル徵收金ハ國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依リ時効ニ付テハ國稅ノ附加稅ニ在テハ各本稅ノ例ニ依リ其ノ他ノ徵收金ニ在テハ政府ノ一般徵收金ノ例ニ依ル

本條都長官ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ヲ違法ナリトスルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條第一項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第百二十二條 都ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ又ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ要スル爲メ又ハ天災事變等ノ爲メ必要アル場合ニ限リ都會ノ議決ヲ經テ都債ヲ起スコトヲ得

都債ヲ起スコトヲ得 都債ノ起スルニ付都會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

都ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲本條ノ例ニ依ラス都參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第二款 歳入出豫算及決算 第百二十三條 都長官ハ每會計年度歳入出豫算ヲ調製シ年度開始前ニ都會ノ議決ヲ經ヘシ

都ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ同シ 豫算ヲ都會ニ提出スルトキハ都長官ハ併セテ財產表ヲ提出スヘシ

第百二十四條 都長官ハ都會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加若ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第百二十五條 都費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ施行スヘキモ又ハ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモ都會ノ議決ヲ經テ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第百二十六條 豫算外ノ支出若ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ但シ都會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

第百二十七條 豫算調製ノ式並費目流用ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

第百二十八條 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ内務大臣ニ報告シ其ノ要領ヲ告示スヘシ

第百二十九條 都會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第百三十條 都會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ都長官ヨリ其ノ原本ヲ收入役ニ交付スヘシ其ノ豫算中監督官廳ノ許可ヲ受クヘキ事項アルトキハ先ツ其ノ許可ヲ受クヘシ

收入役ハ都長官又ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス其ノ命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナキトキ又ハ豫備費支出及費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依ラサルトキ亦同シ

決算ハ出納閉鎖後一箇月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ都長官ニ提出スヘシ

決算ハ次ノ通常會ニ於テ之ヲ都會ニ報告スヘシ 都長官ハ決算ヲ都會ニ報告スル前都參事會ノ審査ニ付スヘシ若都長官ト都參事會ト意見ヲ異ニスルトキハ都長官ハ都參事會ノ意見ヲ決算ニ添ベ都會ニ提出スヘシ

決算ハ之ヲ内務大臣ニ報告シ其ノ要領ヲ告示スヘシ

第百三十四條 都ノ財務ニ付テハ法律ニ規定アルモノヲ除ク外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 都内一部ノ行政 第百三十五條 每區ニ區會ヲ置ク

區會議員ハ都ノ名譽職トス 區會議員ノ定員任期及選舉ニ關シテハ第十一條第二項第十二條第十四條第二項第三項乃至第八項第十五條第十六條第二項第十七條第十八條第二項第二十四條及第二十六條ノ規定ヲ準用ス

但シ區内ニ住所ヲ有セサル者ハ區會議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有セス 乃至第七條ニ記載スル事項並ニ他ノ公共事務ニ關シ第三十七條第一號他法律命令ニ依リ區會ノ權限ニ屬スル事項ヲ議決ス

第三十九條乃至第四十一條ノ規定ハ之ヲ區會ニ準用ス

第百三十七條 區會ニ關スル費用及區有財產其ノ他區ノ事務ニ關シ必要ナル費用ハ區ノ負擔トス

前項ノ外區ハ法律勅令ニ依リ區ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第百三十八條 此ノ法律ニ規定スルモノヲ除ク外都會ニ關スル規定ヲ區會ニ準用シ又ハ區會ニ關シテ特別ノ規定ヲ要スヘキ事項其ノ他區ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 都行政ノ監督 第百三十九條 都ノ行政ハ内務大臣之ヲ監督ス

第百四十條 此ノ法律ニ規定スル異議ハ處分ヲ爲シタル翌日ヨリ起算シ十四日以内ニ之ヲ申立ツヘシ但シ此ノ法律中別ニ期限ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

此ノ限ニ規定スル行政訴訟ハ處分ヲ爲シ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル翌日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告示ノ翌日ヨリ起算シ二十一日以内ニ之ヲ提起スヘシ

此ノ法律ニ規定スル異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ付スヘシ

前項異議ノ決定書ハ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

此ノ法律ニ規定スル異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算並天災事變ノ場合ニ於ケル特例ニ付テハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

異議ヲ申立又ハ訴訟ヲ提起スル者アルモ此ノ法律中別段ノ規定アルモノヲ除ク外處分ノ執行ヲ停止セス但シ行政廳及行政裁判所ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ處分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第百四十一條 内務大臣ハ都行政ノ法律命令ニ背戾セサルヤ又ハ公益ヲ害セサルヤ否ヲ監視スヘシ内務大臣ハ之ヲ爲行政事務ニ關シテ報告ヲ爲サ

シメ書類帳簿ヲ徴シ並實地ニ就キ事務ヲ觀察シ出納ヲ檢閲スルノ權ヲ有ス

第百四十二條 內務大臣ハ都ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得

第百四十三條 內務大臣ハ勅裁ヲ經テ都會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第百四十四條 都會解散ノ場合ニ於テハ三箇月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ

第百四十五條 都會吏員ノ服務規律ハ內務大臣之ヲ定ム

第百四十六條 左ニ掲グル事件ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一 都債ヲ起シ並起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ若ハ變更スル事但シ第百二十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラス

二 特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

三 直接國稅二分ノ一ヲ超過スル附加稅ヲ賦課スル事但シ法律勅令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

四 間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

五 法律勅令ノ規定ニ依リ官廳ヨリ下渡ス歩合金ニ對シ支出金額ヲ定ムル事

第百四十七條 左ニ掲グル事件ハ內務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一 都規則ヲ設定スル事

二 學藝美術又ハ歷史上貴重ナル物件ヲ處分シ若ハ大ナル變更ヲ爲ス事

三 使用料手數料加入金ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

四 基本財産ノ處分ニ關スル事

五 特別基本財産及積立金穀等ノ設置及處分ニ關スル事

六 第九十九條及第一百一條ノ處分ヲ爲ス事

七 寄附若ハ補助ヲ爲ス事

八 不動產ノ處分ニ關スル事

九 均一ノ稅率ニ據ラスシテ國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

十 第一百十四條ニ依リ數個人若ハ區ニ費用ヲ負擔セシムル事

十一 繼續費ヲ定メ若ハ變更スル事

第百五十二條 此ノ法律施行ノ際都會都參事會及區會ノ職務ニ屬スル事項ニシテ急務ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ル迄ノ間都會及都參事會ニ關シテハ都長官區會ニ關シテハ區長之ヲ行フ

第百五十三條 此ノ法律施行ノ際初メテ要スル選舉人名簿ノ調製ニ限リ第十八條ノ期日及期間ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ翌年調製スル選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

第百五十四條 此ノ法律ニ於テ直接稅若ハ間接稅トスヘキ類別ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ告示ス

第百五十五條 從來ノ東京市ノ營造物及市有財産ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ都ノ管理若ハ所有ニ移ルモノトス

第百五十六條 此ノ法律施行前後ヲ通算シ二年以上引續キ市及都ニ住所ヲ有シ市及都ノ負擔ヲ分任シ且市及都内ニ於テ直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ第七條二年以來都ノ住民ト爲リ都ノ負擔ヲ分任シ及都内ニ於テ直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者ト看做ス

第百五十七條 現行ノ法律勅令中府若ハ市トアルハ都會府會若ハ市會トアルハ都會府會議員若ハ市會議員トアルハ都會府知事若ハ市知事トアルハ都會府參事會員若ハ市參事會員トアルハ都會府參事會員ト看做シ其ノ他此ノ例ニ依ル但シ本條ノ例ニ依ラサルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十八條 水利組合條例ニ依リ設置シタル水利組合ハ此ノ法律施行ノ爲消滅セザルモノトス

第百五十九條 現任衆議院議員ハ此ノ法律施行ノ爲其ノ職ヲ失フコトナシ

第百六十條 衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第九區ハ東京都第一區乃至第九區トシ新法ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府東京市ハ東京都トシ其ノ區域及議員ノ數ハ此ノ法律施行ノ爲變更セザルコトナシ

第百六十一條 此ノ附則ニ規定スルモノヲ除ク外此ノ法律ヲ施行スル爲必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

八 千代田縣設置ニ關スル法律案(貴族院提出) 第一讀會

第一條 東京府ヲ廢シ千代田縣ヲ置ク

第二條 東京府ノ區域中東京都ノ區域ト爲スヘキモノヲ除キ其ノ他ヲ以テ千代田縣ノ區域ト爲ス

第三條 此ノ法律施行ノ際縣會及縣參事會ノ職務ニ屬スル事項ニシテ急務ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ル迄ノ間千代田縣知事之ヲ行フ

第四條 此ノ法律施行ノ際縣議員ノ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ノ調製ニ限リ府縣制第九條乃至第十二條ノ期日及期間ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ翌年調製スル選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

第五條 現任衆議院議員ハ此ノ法律施行ノ爲其ノ職ヲ失フコトナシ

第六條 衆議院議員選舉區中東京府第十區乃至第十三區ハ千代田縣第一區乃至第四區トシ新法ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府郡部伊豆トモハ千代田縣トシ其ノ區域及議員ノ數ハ此ノ法律施行ノ爲變更セザルコトナシ

第五條 衆議院議員及縣會議員ノ選舉及被選舉資格中共ノ年限ニ關スルモ  
 第六條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第七條 此ノ法律ヲ施行スル爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

十 東京都千代田縣組合法案(貴族院提出) 第一讀會

第一條 東京都及千代田縣ノ共同事務ヲ處理スル爲東京都千代田縣組合ヲ  
 置ク

組合ニ於テ處理スヘキ共同事務ノ範圍ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 東京都千代田縣組合ニ組合會ヲ置ク

組合會議員ハ名譽職トス  
 組合會議員ノ定員ハ東京都會及千代田縣會ノ議員定員ヲ合シタル員數ノ  
 三分ノ一トス但シ端數ハ之ヲ除算ス

第三條 組合會議員ハ東京都會及千代田縣會ニ於テ議員中ヨリ選舉ス

各會ニ於テ選舉スヘキ組合會議員ノ數ハ內務大臣之ヲ定ム

第四條 組合會議員ノ選舉ニ付テハ都會ニ於テ行フ選舉ニ關スル規定ハ之  
 ヲ千代田縣會ニ準用ス

第五條 組合會議員ノ選舉ハ東京都會及千代田縣會ニ於テ各其ノ定期改選  
 毎ニ之ヲ行フヘシ

組合會議員ノ定數又ハ配當ヲ變更シタル爲解任又ハ選舉ヲ要スル場合並  
 補選選舉ニ關シテハ府縣制第七條第三項及第八條ノ規定ヲ準用ス

第六條 組合會ノ議長及副議長ハ東京都會又ハ千代田縣會ニ於テ行フ組合  
 會議員ノ定期改選毎ニ之ヲ改選スヘシ

第七條 組合會ハ東京都會及千代田縣會ニ於テ選舉スヘキ組合會議員各半  
 數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第八條 組合會ノ職務權限及處務規程ニ關シテハ此ノ法律中別ニ規定スル  
 モノヲ除ク外都制第二章第二款ノ規定ヲ準用ス

第九條 東京都千代田縣組合ニ組合參事會ヲ置キ都長官高等官三名及名譽  
 職參事會員八名ヲ以テ之ヲ組織ス

第十條 名譽職參事會員ノ選舉ニ關シテハ第三條第四條及第五條第一項ノ  
 規定ヲ準用ス

東京都會及千代田縣會ハ各其ノ選舉スヘキ名譽職參事會員ノ闕員ヲ補充  
 スル爲之ト同數ノ補充員ヲ選舉スヘシ

第四條及第五條第一項ノ規定ハ名譽職參事會員ノ補充員ノ選舉ニモ之ヲ  
 準用ス

名譽職參事會員ノ配當ヲ變更シタル爲名譽職參事會員及其ノ補充員ノ解  
 任又ハ選舉ヲ要スル場合ニ關シテハ府縣制第七條第三項及第八條第一項  
 第三項ノ規定ヲ準用ス

第十一條 組合參事會ノ組織及選舉並職務權限及處務規程ニ關シテハ此ノ  
 法律中別ニ規定スルモノヲ除ク外都制第三章ノ規定ヲ準用ス

第十二條 組合會議員及名譽職參事會員ノ費用辨償ニ關シテハ都制第四章  
 第三款ノ規定ヲ準用ス

第十三條 東京都長官ハ東京都千代田縣組合ヲ統轄シ之ヲ代表ス

都長官其ノ他官吏ノ組合行政ニ關スル職務關係並處務規程ニ付テハ府縣  
 制第四章第二款ノ規定ヲ準用ス

第十四條 組合ノ費用ハ財產ヨリ生スル收入及其ノ他ノ收入ヲ以テ充ツル  
 モノノ外之ヲ東京都及千代田縣ニ分賦スヘシ

組合費用ノ分賦ノ割合ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十五條 府縣稅ニ關スル事項ヲ除ク外府縣制第五章ノ規定ハ之ヲ組合ノ  
 財務ニ準用ス

第十六條 組合ノ監督ニ關シテハ府縣制第六章ノ規定ヲ準用ス

第十七條 此ノ法律ニ規定スルモノノ外東京都千代田縣組合ニ關スル必要  
 ノ事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 此ノ法律施行ノ際組合會及組合參事會ノ職務ニ屬スル事項ニシ  
 テ急務ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ルマテノ間東京都長官之ヲ行フ

第二十條 此ノ法律ヲ施行スル爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

〇 恆松隆慶君(百三十一番) 直チニ九名ノ委員ヲ、議長カラ御指名アラシ  
 トヲ希望致シマス

〇 議長(片岡健吉君) 格別御質問モゴザリマセネバ、本案ニ附イテ九名ノ審  
 查委員ヲ、議長ガ指名シテ御異議ハアリマセヌカ

〇 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

貴族院ヨリ送付セラレタル議案左ノ如シ

稅關貨物取扱人法案

貴族院ハ(特追第一號)明治三十四年度特別會計歲入歲出豫算追加案ヲ可決  
 シタル旨同院ヨリ通牒アリ

委員長理事左ノ適當選セラレタリ

司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案

委員長 土居平左衛門君 理事 初見 八郎君

埃宮會國庫補助ニ關スル法律案 理事 中田 彌平君

委員長 齋藤 壽雄君

東京都制案外二件

松田 秀雄君 兒玉 仲兒君 山下 千代雄君

神藤 才一君 高梨 哲四郎君 原田 越城君

淺香 克孝君 堀田 連太郎君 高木 正年君

〇 恆松隆慶君(百三十一番) 恆松隆慶君

〇 議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君

ハ、納期ニ關係スルモノデゴザイマスカラ、之ヲ此場合日程ヲ變更シテ議シ  
 タイ、又北海道農學校ヲ大學校トスル、是モ北海道ノ教育上ニ大關係ヲ來ス  
 モノデアリマスカラ、早ク議シタイ、又東京灣築港、是ハ今日ノ日程ニ載  
 タモノデアリマスガ、此三百ノ議員トシテ東京ヲ盛ニセシメタイト云フノハ  
 皆同一デアラウト思ヒマス、是ハ隨分大問題デゴザイマスカラ、今日ノ日程  
 ニ載セタモノデアリマスガ、此場合日程ヲ變更シテ、速ニ議シタイト思ヒマ  
 ス

〔贊成々々〕又「反對」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 一ツ々々決ヲ採リマセウト、議長モ聽イテ居ッテ、チッ  
 ト分リマセヌカラ、先ヅ第一ニ稅關貨物取扱人法案、之ヲ議事日程ヲ變更シ  
 テ、議スルコトニ御異議アリマセヌカ  
 (異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス

稅關貨物取扱人法案(政府提出貴族院送付)

第一條 本法ニ於テ稅關貨物取扱人ト稱スルハ貨主ノ爲ニ自己又ハ其ノ貨  
 主ノ名ヲ以テ稅關ニ對シ貨物ニ關スル手續ノ取扱ヲ爲スヲ業トスル者ヲ  
 謂フ

第二條 稅關貨物取扱人タラムト欲スル者ハ其ノ業務ニ從事セムトスル地  
 ヲ管轄スル稅關長ノ免許ヲ受クヘシ  
 前項ノ免許ヲ受クルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ免許料ヲ納ムヘシ

第三條 左ニ掲グル者ハ稅關貨物取扱人タルコトヲ得ス  
 第一 剝奪公權者及停止公權者  
 第二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分産若ハ破産  
 ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル  
 迄ノ者

第三 國稅滯納處分ヲ受ケ滿一箇年ヲ經過セサル者  
 第四 重禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及關稅法第七十四條乃至第七十  
 六條ノ規定ニ違反シ處罰ヲ受ケ滿三箇年ヲ經過セサル者

第四條 稅關貨物取扱人ハ其ノ業務ニ關シテ所轄稅關長ノ監督ヲ受ク  
 第五條 稅關貨物取扱人ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ身元保證トシテ金  
 錢又ハ有價證券ヲ提供スルコトヲ要ス

第六條 稅關貨物取扱人ハ前項ノ身元保證物ヲ提供シタル後ニ非サレハ其ノ業務  
 ヲ行フコトヲ得ス

第七條 稅關貨物取扱人稅關ニ納付スヘキ金錢ヲ納付セサルトキハ稅關ハ  
 身元保證物ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第八條 稅關貨物取扱人ノ業務上ノ過失ニ因リ損害ヲ受ケタル貨主ハ其ノ債權ニ  
 付他ノ債權者ニ先チ身元保證物ニ依リ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第九條 稅關貨物取扱人ハ其ノ業務ニ關スル法令ニ違反シ又ハ稅關長ノ職權  
 ニ基ケル命令ニ違反シタルトキハ稅關長ハ其ノ營業ヲ停止シ若ハ其ノ營  
 業ノ免許ヲ取消スコトヲ得但シ營業停止ノ期間ハ三箇月以内トス

第十條 免許ヲ受ケシテ稅關貨物取扱人ノ業務ヲ行ヒタル者又ハ第五條  
 第二項ニ違反シタル者又ハ第七條ノ認可ヲ受ケス若ハ認可ニ違反シテ取  
 扱料ヲ取得シタル者ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 酒類造石稅納期改正ニ關スル建議案(委員長報告)

○内藤守三君(百九十二番) 酒類石稅納期ニ關スル建議案ニ對シ、特別委員  
 會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ノ要領ハ、酒造稅法第六條中、第四期納付ノ  
 三月トアルヲ五月ト改正ヲ致シテ、營業者ニ金融ノ便ヲ與ヘヤウト云フノデ  
 アリマス、第四期ハ二月十八日トアリマス、納稅ノ第三期ハ二月二十八日限リト  
 アツテ、第四期ハ三月十八日トアリマス、全ク一ヶ月ヲ通シニ取ルルコト云フ  
 コトニナツテ居リマスカラ、納稅人ハ釀造ニ仕込最中ニ於テ此納稅ノタメ  
 ニ、汲々トシテ煩ル不便ト苦痛ヲ感ジテ居リマスガ故ニ、此間ニ暫時ノ猶  
 豫ヲ與ヘテ、其苦痛ヲ省イテヤラウ、因リテハ一時地方ノ金融ニモ、圓滿ヲ  
 與ヘヤウト云フノ案デゴザイマス、就キマシテハ政府ノ意嚮モ聞イテ見マン  
 タガ、政府ニ於テハ全ク此改正ノ趣意ハ、贊成ヲシタイト云フ精神デアアルケ  
 レドモ、一時困難ナルコトハ、之ガタメニ一納期ノ金額約ソ一千五百餘萬  
 金ト云フモノゾ、年度ノ末ニ於テハ一時補填ノ必要ガ生ジテ參イル上レ、政府  
 ノ於テ實行ハムゾカシイケレドモ、斯様ニ中スノデアリマスル、要スルニ此酒造稅  
 ノ如キハ、近時五六年ノ間ニ於テ、多額ノ增稅ヲ行ヒマシテ、尤モ是ハ戰後  
 ノ經營トカ軍事ノ完整トカニ使ツタモノデアリマシテ、已ムヲ得ナイモノ  
 デデアリマス、又傍ラ稅源保護ノ一策トシテ、營業者ニ金融ノ便ヲ與ヘテ、

第十條 稅關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ  
 本法ニ違反シタル行爲ハ稅關貨物取扱人ノ行爲ト看做ス  
 明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ之ヲ準用ス  
 附則  
 本法ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 ○議長(片岡健吉君) 本案ハ九名ノ審査委員ヲ、議長ガ指名スルコトニ御異  
 議アリマセヌカ  
 (異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、直グニ委員ノ指名ヲ  
 致シマス  
 (書記朗讀)

稅關貨物取扱人法案

新井 章 吾君 淺野 順平君 門脇 重雄君  
 野田 卯太郎君 西原 清東君 並河 理二郎君  
 福田 久松君 宮原 孝三郎君 藤野 辰次郎君

○議長(片岡健吉君) 今指名致シマシタ委員ノ諸君ハ、第七委員會室ニ御參集  
 ニナツテ委員長理事ヲ選舉ニ引續イテ議案ノ審査アラシムコトヲ希望致シマス、  
 是ハ直チニドワウシ其通セラレテ議案ヲ審査アラシムコトヲ希望致シマス、  
 ルヤウデアリマスカラ、一ツ一ツ採決致シマス

○恆松隆慶君(百三十八番) ツレデハ二十一ノ日程デゴザイマス  
 ○議長(片岡健吉君) 議事日程ヲ變更シテ二十一ノ日程ヲ直チニ議スルト云  
 フコトハ、御異議アリマセヌカ  
 (異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス  
 二十一 酒類造石稅納期改正ニ關スル建議案(委員長報告)

(内藤守三君演壇ニ登ル)  
 ○内藤守三君(百九十二番) 酒類石稅納期ニ關スル建議案ニ對シ、特別委員  
 會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ノ要領ハ、酒造稅法第六條中、第四期納付ノ  
 三月トアルヲ五月ト改正ヲ致シテ、營業者ニ金融ノ便ヲ與ヘヤウト云フノデ  
 アリマス、第四期ハ二月十八日トアリマス、納稅ノ第三期ハ二月二十八日限リト  
 アツテ、第四期ハ三月十八日トアリマス、全ク一ヶ月ヲ通シニ取ルルコト云フ  
 コトニナツテ居リマスカラ、納稅人ハ釀造ニ仕込最中ニ於テ此納稅ノタメ  
 ニ、汲々トシテ煩ル不便ト苦痛ヲ感ジテ居リマスガ故ニ、此間ニ暫時ノ猶  
 豫ヲ與ヘテ、其苦痛ヲ省イテヤラウ、因リテハ一時地方ノ金融ニモ、圓滿ヲ  
 與ヘヤウト云フノ案デゴザイマス、就キマシテハ政府ノ意嚮モ聞イテ見マン  
 タガ、政府ニ於テハ全ク此改正ノ趣意ハ、贊成ヲシタイト云フ精神デアアルケ  
 レドモ、一時困難ナルコトハ、之ガタメニ一納期ノ金額約ソ一千五百餘萬  
 金ト云フモノゾ、年度ノ末ニ於テハ一時補填ノ必要ガ生ジテ參イル上レ、政府  
 ノ於テ實行ハムゾカシイケレドモ、斯様ニ中スノデアリマスル、要スルニ此酒造稅  
 ノ如キハ、近時五六年ノ間ニ於テ、多額ノ增稅ヲ行ヒマシテ、尤モ是ハ戰後  
 ノ經營トカ軍事ノ完整トカニ使ツタモノデアリマシテ、已ムヲ得ナイモノ  
 デデアリマス、又傍ラ稅源保護ノ一策トシテ、營業者ニ金融ノ便ヲ與ヘテ、

營業者ヲシテ益 盛大ナラシメ、又納稅額ヲシテ益 多カフシムルノ一助ト爲ルノ良法案デアルト、委員會ニ於テハ認メマシテ、是ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシテゴザイマス、ドウカ御賛成アラシコトヲ希望致シマス

(贊成々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 此建議案ハ委員長ノ報告通、御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス 恆松隆慶君ノ動議テ、日程ノ二十三札幌農學校ヲ大學ト爲スノ建議案、此議事日程ノ變更デア

リマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ議事日程變更致シマス

札幌農學校ヲ大學ト爲スノ建議案(西原清東君外十二名提出)

(委員長報告)

○井上角五郎君(百四十一番) 議長

(井上角五郎君演壇ニ登ル)

○井上角五郎君(百四十一番) 札幌農學校ヲ大學ト爲スニ就イテノ建議、此建議ニ附キマシテ、特別委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、特別委員會ハ異議ナク之ヲ可決致シマシテゴザイマス、殊ニ西原清東君ヨリ詳シキ説明ヲ聞

イテ、其内容ヲ十分承知スルコトガ出來マシタ、札幌農學校ノ現在ヲ申シテ見マスルト云フト、別段長スルコトハ申サセヌガ、現在ヲ申シテ見マスルト云フト、是マデノ校舍ガ千七百七十八坪アル、ツレカラ今新築中ノ校舍ガ四千六百三十四坪アル、隨分大キナ建物デアリマス、ツレカラ現在ノ財産ハ田畑ガアリ、山林ガアリ、原野ノ開墾スベキモノ、既ニ開墾シタルモノガアリ、又多少ノ公債モ持ツテ居リマシテ、一年ノ收入ガ現在ガ三萬圓、今後十年ヲ期シテ自然ト入來ル金ガ十萬圓、二十年間ニ充テルコトガ容易デア

ルト云フ、又學科ハ如何ヤウデアアルカト云フト、高尙デアアツテ帝國大學ト等差ハナイ、唯彼ハ專門デアアツテ深イ、是ハ稍、廣イ學科ニ涉ラタメニ、廣クハアルガ、深クハナイト云フ邊ハアルケレドモ、要スルニ既ニ出タル所ノ農學

士ガ二百六十四人ゴザイマス、工學士ガ十六人、其中博士モアレバ立派ナ人物モアツテ、相當ニ世ニ知ラレテ居ル者モ多イ、然ルニ又別ニ豫修科ガアツテ、此大學即チ農學校ノ現在ノ學科ト豫修科ト云フモノヲ少シ 取捨テ加ヘレバ取モ直サズ高等學校ト大學ノ仕組ニスルコト容易デアアル、唯今ノ此農學校ノ

入費ハ幾ライカト云フト、五萬九千圓位掛テ居ル、大學ニシテ幾ライカト云フベバ七萬圓、其内既ニ三萬圓ノ收入ガアレバ、大學ニシテ幾ライカト云フベバ少ナルデアアル、前ニ申ス如ク校舍モ十分ナモノガ建ツテ居リマスカラシテ、器械購入其他ニ凡ソ七萬圓、若シ更ニ建築スルト云フコトニ

ナレバ七萬圓、都合十四萬圓ヲ加ヘレバ、立派ナ大學ニスルコトガ出來ル、今ヤ政府ニ於テモ、亦議會ノ希望スル所モ、東北ニ於テ一ノ大學ヲ設ケルコトヲ希望シテ居ルデアアルカラ、政府ニ於テモ其意ヲ容ラレテ、東北大學ガ出來ルコトデゴザイマセヌガ、若シ東北大學ガ出來ル日ニ至ツタナラバ、

此札幌農學校ハ東北大學ノ分校トシテ、農科大學其他ノ學科ヲ設ケタイト云フ、是ガ建議ノ趣意デゴザイマス、委員會ニ於テハ一步進テ、東北大學ノ必要ハ既ニ認メテ居ル、政府モ必ズ此計畫ヲ爲スデアラウガ、東北大學ノアルコトヲ吾々ハ望ミ、其速ナルヲ望ムト同時ニ、其事ニ拘ラズ殊ニ札幌農學校ナルモノヲ一ノ大學ニセラル、ト云フコトノ、必要ヲ認メルト云フ意味ヲ以

テ、建議ノ趣意ニ加フルニ、一層其急ヲ要スルト云フ趣意ヲ以テ、可決致シマシテゴザイマス、是ダケノコトヲ御報告申シテ置キマス

(贊成々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 委員長報告ノ通御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、其次ハ三十五ノ東京灣築港ニ關スル建議案、此議事日程ヲ變更シヤウト云フデアリマスガ……

(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、日程ヲ變更スルコトニ致シマス

(贊成々々)ノ聲起ル

三十五 東京灣築港ニ關スル建議案(松田秀雄君外五名提出)

(委員長報告)

東京灣ノ築港ハ國家須要ノ事業ニシテ政府當ニ自ラ之ヲ施行スヘキモノナリ然ルニ今東京市カ進ミテ其ノ實行ヲ計畫シ其ノ費用ノ大部分ヲ負擔セムトスルハ國家ノ爲嘉ニスヘキ所ナリ

元來此ノ事業タル國家ノ必要ニ應スルモノニシテ單ニ東京ノ獨力ニノミ委スヘカラス故ニ政府ハ速ニ適當補助ヲ供與シ此ノ國家事業ヲ完成セシムコトヲ望ム

右建議案

(松田秀雄君演壇ニ登ル)

○松田秀雄君(二百四十四番) 東京市ノ築港事業ニ附キマシテ、國庫ノ補助ニ關シマス建議案ヲ提出シマシテゴザイマス、此事業ニ於キマシテハ、頗ル重大デゴザイマス、其建議ノ趣意ハ至ツテ簡單デゴザイマシテ、趣意モ頗ル簡明デゴザイマス、其建議ノ要點ハ、東京市ノ經濟ノ獨立ニセズシテ、政府モ此事業ノタメニ適當ノ補助ヲシテ、本事業ノ完成ヲ期セシメラレシコトヲ、望ムト云フノ趣意デゴザイマス、聊カ本案ノ事實ニ附イテ聲明ヲ致サ

ウト思ヒマス、東京市ノ事業ニ於キマシテモ、數多經營ヲ致シテ居リマス併ナガラ築港事業程重大ナ事柄ハナイト考ヘマス、爾來審查ニ審查ヲ加ヘマシタコトデゴザイマス、此來歴ヲ申述ベマス、元來明治ノ初年ヨリ世間

有識ノ士ハ、東京ノ市府ニ於テ、港灣ノ設備ノナイノ遺憾デアアル、實ニ政府ニ於テ是等ノ點ニ於テハ注意ヲサレ、而シテ松田道之氏、明治十四年ノ頃

デゴザイマス、是ガ始テ本事業ノ端ヲ開カレマシテゴザイマス、續テ芳川子爵ガ十八年頃、東京府ノ知事奉職ノ頃、此事業ニ熱心サレマシテ、一ノ東京灣ニ附イテ法案ヲ立テラレ、時ノ内務卿即チ山縣侯爵ニ向ツテ、請求ヲサレ

タデゴザイマス、内務卿山縣侯爵ハ此請求ヲ容ラレマシテ、東京市區審查委員會ニ上申サレマシ、内閣ノ又之ヲ採用サレマシテ、東京市區審查委員會ナ

ルモノヘ諮問ヲサレマシテゴザイマス、此審查會ハ直チニ調査ヲ遂ゲラレ、其結果一ノ法案ヲ立テ、之ヲ又政府ヘ復申シマシテゴザイマス、而シテ又一

面ニハ内務省ニ於テ、別ニ東京灣ノ設計方法ヲ審查ヲ爲サシマシタ、都合此ニ至ツテ、二種ノ設計ガ出來マシテゴザイマス、而シテ政府ハ之ヲ悉ク採

用ヲサレマシタガ、此三種ノ中デドレヲ用ヒルカハ、未ダ決定ニ至ラナカ

ク、内務省ヨリテ、益ニ調査ニ從事ナサシメタノデゴザイマス、然ルニ二十一年

頃デゴザイマス、古市博士洋行ヲサレシニ附キマシテ、之ニ此調査方ヲ委

托ヲサレタノデゴザイマス、古市君ハ各國ヲ巡回セラレマス中ニ、佛國ノ海

軍省ニルノ一氏ト云フ人ガゴザイマシタ、之ニ就イテ、親シク東京灣ノ狀況

ヲ話サレマシテ、能ク事理ヲ質サレタノデゴザイマス、此設計ヲ齎シテ、而

(二四)

シテ内務省ハ即チ東京市區改正委員會ノ方ヘ、報告ヲセラレタノデゴザイマ  
 ス、然ルニ其後調査々々ト云フシテ、荏苒打過ギテ居リマシタ、甚ダ東京市  
 ニ對シテハ遺憾ニ存ジテ居リマシタ、然ルニ東京市ハ彼ノ三十一年ニ、特別  
 市制ヲ廢セテ、爾來直チニ此築港ノ事業ニ著手ヲ致シマシタ、此設計中ニ取  
 ルベキ設計ハ何デアルカ、東京市ノ實地ニ適合スルノハ、何レノ法案デア  
 ト云フニ附キマシテ、種々ニ考テ致シマシテ、如何セン此事  
 實ニ屬シマスルガタメニ、矢張古市氏ニ依頼致シマシテ、適當ノ方法ノ調査  
 ヲバ依託致シマシテ、尙ホ續テ中山博士ト云フノニモ托シマシテ  
 ゴザイマス、此兩氏ガ十分ニ調査セラレマシタ結果、昨年ノ春東京市ニ向  
 テ報告ヲサレマシテ、此報告ハ實ニ東京市ノ港灣ヲ設計致シマス  
 ニ附キマシテハ、頗ル適合致シマシタ法案ト認メタノデゴザイマス、多クハ  
 曩ニ申シマシタルノ一氏ノ設計ニ依テ、古市中山ノ兩博士ガ、之ニ向テ修  
 正セラレマシタ設計デゴザイマス、是ニ至リマシテ、東京市ハ數多ノ事業  
 ヲ經營致シテ居リマス、經費頗ル多端ノ折ニモ拘リマセズ、此大事業ヲバ  
 完成ヲ致シタイト考ヘタノデゴザイマス、實ニ東京市ニ於キマシテハ、御承  
 知ノ如ク歳ニ月ニ商工業ハ盛ニナリマシテ、海外ノ貿易ハ日々繁盛ヲ加ヘ  
 マス、之レ故ニ此東京市ガ事業ヲ負擔スルニ附キマシテ、政府ヘ稟申ヲ致  
 シマシタ、即チ許可ノ稟申デゴザイマス、之ニ添フルニ、政府ヨリ適當ノ補  
 助ヲ受ケタイト考ヘマシテ、即チ此設計ノ經費、總計四百萬圓デゴザイマ  
 ス、此四十二箇年ニ向テ、政府ヨリ補助ハ千二百萬圓、補助トシテ、即チ  
 此事業十二箇年ニ繼續事業デゴザイマス、此千二百萬圓、尤モ政府ニ於キ  
 十二箇年間補助セラレハ、望シタノデゴザイマス、期シテ居リマスルガ、  
 マシテモ、財政ノ許シ限ハ必ズ補助ヲサレ、コトヲバ、期シテ居リマスルガ、  
 元來本事業ノ如キハ政府ノ事業、即チ國家ガ爲スベキ事業ト考ヘテ居ルノデ  
 アリマス、然ルニ東京市民ハ前ニ申述ベマスル如ク、經費多端、租稅ノ負擔頗  
 ル多額ニゴザイマス、モ拘リマセズ、此大事業ヲ引受ケテ、遂ニ完成ヲ致  
 サウト云フノ希望ヲ懷イタシマシマス、故ニ政府ハ必ズ他ノ大阪市其  
 他ノ築港事業ニ向テ、補助ヲセラレマシタ所ノ例モゴザイマス、故、必ズ  
 是ニ向テハ相當ノ許可ヲサレ、コトヲ考ヘマス、又補助ニ伴ウテ、許可ニ  
 ナルコト、信ジテ居ルノデゴザイマス、免ニ角本員ニ於キマシテハ、此東京  
 市ノ築港事業ニ對シテ、適當ノ補助ヲシテ、東京市ノ築港ヲバ完全セシメラ  
 レンコトヲ、希望スルト云フノ建議ヲ致シタイト思ヒマス、諸君ドウカ御贊  
 成ヲ請ヒタウゴザイマス

○工藤行幹君(六十八番) 本案ニ附イテ、反對ノ意見ヲ述ベタイデゴザイマ  
 スカラ、御許アラシコトヲ……

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(六十八番) 本案ハ我帝國政府ノコトニ關係スルコトデゴザイ  
 マシテ、實ニ容易カラヌコトデゴザイマス、之ニ對シマシテ今此帝都ヲ盛ニ  
 スルタメ、此案ヲ提出セラレタニ對シテ、私ハ反對ノ意見ヲ申シテ云フ  
 ハ、如何ニモ残念ナコトデゴザイマス、サリナガラ抑、此補助ノ性質、若  
 クハ我國日本ノ經濟、其他全般ノ國家ノ利益ニ照シテ、果シテ斯クセナケ  
 バナルマイト思フコトハ、本員ハ何分見出スコトガ出來ナイ、故ニ國家ノ  
 メニ已ムヲ得ズ、惡マレ口デハアルカ知レマセヌケレドモ、私ハ十分ニ此案  
 ニ反對スル理由ヲ述ベタイト思ヒマスカラ、ドウカ暫時御清聴ヲ請ヒマス

(「簡短」ト呼フ者アリ) 恆松君ガドウカ、簡短ノ聲ヲ御發シナイヤウニシタイ  
 (「謹聽」ト呼フ者アリ) 簡短々々ト呼フ者アリ、私ガ飽クマデモ此演壇ニ登  
 タ以上ハ、皆サンガ簡短ト云フナラ、尙更私ハ長ク言フ積デゴザイマス、何  
 セナラバ諸君、是カ方千二百萬圓ヲ吾々人民ガ、負擔ヲシナケレバナ  
 ノデアラ、(建議案ニカフ千二百萬圓ト書イテアル)ト呼フ者アリ、書イテアルナ  
 レガ惡イカラ言フノデアラ、(簡短ト呼フ者アリ)抑、此案ハ今日議事ノ日  
 程ニ出テ居リマシタガ、吾々ハ案ヲ見ナイノデアラ、所ガ先刻給仕ガ俄ニ議  
 席ニ著イテカラ、之ヲ持ッテ來タコトデ、見タ位ノコトデアラ、(簡短ト呼  
 者アリ)マア、マア、御聽キナサイ、而シテ東京市市長ナル松田君ハ、之ヲ  
 言フト云フノハ、誠ニ手前味噌デ如何ニモ御勝手ノ御注文デゴザイマセウ、  
 是ダケハ無理ナコト、ハ思ヒマセヌケレドモ、東京市ノタメニ言フノ  
 ゴザイマスカラ、敢テ御無理トバ申サヌノデアラ、併シ之ハ松田君一個ノコト  
 デアレ、決シテ全國カラ見レバ、之ヲ俄ニ議スルコトガ出來ナイノデアラ、  
 何ゼナラバ凡ソ斯ウ云フモノハ、既ニ此理由書ニモ書イテアリマス、政府  
 府ニツレ、手續ヲシテ市カラ之ヲ申立テ、アルト云フコトデアラ、政府ハ  
 之ヲ如何ニ見テ居ルカ、果シテ是ガ必要デアラカ、又果シテ市ノ經濟デ、是  
 ガヤリ切レルモノデアラカ、果シテ今急ニヤラナクヤナラヌモノデアラカ  
 否カト云フコトハ、政府當局者ニ於テ、十分審議シナクヤナラヌコトデア  
 ラウト思フ、決シテ是ガ輕キニスベキモノデヤナイノデアラ、然レバ政府ニ  
 於テ十分ニ之ヲ調査シタ以上、然レ後政府カラ此議會ニ其補助ヲ求メナケ  
 バナラヌト云フコトナラバ、是ハ議會ニ政府カラ提出スルノガ本當デアラ、  
 一方カラ直クニ若干ノ補助金ヲ何箇年間出セト云フコトハ、如何ニモ正當ナ  
 ル順序ヲ經タモノデヤナイ、秩序ヲ守ラヌモノデアラト云フコトハ、明ク  
 トデアアルノデゴザイマス、若シ此建議ノ中ニデモ、或ハ政府ノ目ノ届カヌ所、  
 而シテ人民ノ疾苦ニ關係スルコトハ、大ナルコトデアリマスレバ、是ハ議會カ  
 ラ之ヲ提出スルコト云フコトハ、誠ニ正當ナコトデアラケレドモ、堂々タル帝國  
 首府ニ關スル一大事業デアラ、サレバ政府ハ之ヲ十分ニ調査シテ、然ルニ後  
 ニ、此立法部ニ問フト云フコトハ當然ナコトデアラ、其順序ヲ略シテシマ  
 テ居ルカラ、之ヲ以テ必ズ補助費ヲ幾ラ御遣リナサイト云フ建議ヲ出スト云  
 フコトハ、如何ニモ其當ヲ得ナイコトデアラ、又吾々ノ聞ク所ニ據レバ、之  
 ニハ隨分議論モアルト云フコトヲ聞イテ居ル、何カナラバ或ハ橫濱アタリデ  
 ハ、東京ニ之ヲ置イテハ却テ不利益デアラ、既ニ日本ノ開港ハ橫濱ヲ以テ第一  
 ノコトニシテ居ルニ、此處ニ又置イテ見タ所デ、外國人ノ貿易ヲ以テ第一  
 年來ノ習慣トシテ、彼ノ地ニハ疾ニ東京ノ店モアリ、此處ニ於テソレダケノ  
 利益ガアルヤ否ヤト云フコトハ、橫濱ノ商業會議所アタリデハ、餘程吟味シ  
 テ居ルト云フコトデアラ、又橫濱ニアルトスレバ、東京ノ運輸ノ便ハ、成  
 程港ノアルニハ若クハナイ、アル方ガ宜イニハ相違ナイケレドモ、若シ鐵道  
 ガ一本デ足リナケレバ、二本三本モ架ケルガ宜シイ、必シモ築港ニ據ラナケ  
 レバ、此東京ノ運輸ノ便ヲ開クコトガ出來ヌト云フ譯ハアルマイ、成程是ハ  
 港ヲ造ッタナラバ、鐵道デアルヨリ宜イニハ相違ナイケレドモ、大ナル費用  
 ヲ掛ケナラヌト云フ程ノ、必要ガアルカ否ヤト云フコトハ、之ヲ判  
 ケレバナラヌト云フ程ノ、必要ガアルカ否ヤト云フコトハ、之ヲ判  
 ヲスベカラザルモノデアラ、(簡短ト呼フ者アリ)殊ニ全體此港ノコトニナ  
 ト云フト、吾々ノ考デハ元來政府ト云フモノハ、此日本ノ全國ヲ打ッテ一丸  
 ト看做シテ、然レ後ニ此日本ノ港灣ノ中ニ、多ク不便ナ所ガ澤山アリマス  
 モノデアアルカラ、政府ハ況ク之ヲ調査シタ以上、例ヘハ東京ヲ第一ニシナケレ

バナラヌカ、或ハ此間出テ居ル宮城ヲ第一ニシナケレバナラヌカ、又ハ吾々ノチヨット見聞スル所デ、素人デ分リマセヌナレドモ、臺灣アラヌカ、出ルニナルト云フト、大變港ノ不便ヲ感シテ、物品ヲ出シタクレドモ、出スコトガ出来ナイ場所モアル、或ハ北海道ノ如キ、或ハ北陸地方ノ如キ、實ニ容易ナラヌ不便ノ場所ガアルノデゴザイマス、故ニ政府ハ汎ク之ヲ調査シテ、是ガ第一番ニ手ヲ掛ケル、是ガ第二番ニ手ヲ掛ケルト云フヤウニ、順序ヲ立テ、日本ノ永遠ノ目ノヲ圖シテ、國家全般ノ開通ヲ圖ラネバナラヌ所ニ以テ來テ、今此片端カラ出來テ、マダ政府カラ調査モシテ見ナイモノニ、政府ノ詮議ノ分ラナイモノニ對シテ、是ダケノ補助金ヲ遣ラネバナラヌト云フヤウニ、此方カラ建議スルコトガ、如何ニモ早計ナコトデアル(「簡短」ト呼フ者アリ) 又是ガ愈政府カラ、ソレダケノ補助ヲ受ケヤウト云フナラバ、市民ニ於テ、マアソレダケノ負擔ガナクチャナルマイ、果シテ此市民ガ三分ノ二ノ負擔ニ堪ヘルカ否ヤト云フコトハ、市會ニ於テ決議シタカ否ヤ、ソレ等ハ吾々ハマダ知ラヌノデアル、決議シタカ否ヤ、ソレモマダ分ラヌ中ニ、片方ノ補助タルベキモノ、金ノ額カラ、先キニ極メテ往カウト云フコトハ、如何ニモ當ラ得ナイコトデアル、殊ニモウ一ツ言フナラバ、近來東京府ノ事業ノコトニ附イテハ、甚ダ信ヲ置カレナイノガ澤山アル、先日モ田口君ナドカラ質問ニナッタ通、ドウモ事業ヲ起スタメニ、往々其間ニ賄賂ガ行ハレ、或ハ議員トシテ今ニ獄屋ニ繋ガレテ居ル者ガアル、參事會員トシテツシナ不正ナコトガアル、是ハ畢竟ソレダケノ事業ヲヤルダケノ技術ガナイ、小人ノ者バカリ集テ居ルカラ、斯様ナコトガ出來ルカモ知ラナイ、若シ良イ事業トシテモ、ソレダケノ技術ガナイ者ニ、餘リ大キナコトヲ預ケルト云フト、自ラ土附クノデアル、子供ニ名劔ヲ持タセレバ却テ手ニ傷ケタリ足ニ傷ケタリシテ、益ニナラヌデ、吾々ハ此疑獄デモ定ラナイ中ハ、十分信ヲ置クコトガ出來ナイノデアル、是等ノ者ニ對シテ尙ホ若干ノ費用ヲ與ヘルト云フコトハ、ドウモ其間ニ這入ッテ居ル星君ナドハ、頗ニ之ヲ希望スルダラウケレドモ、堂々タル帝國議會ニ於テ、明日直グニ議會ガナクナルト云フハ今日ニ於テ、タツタ一日ノ場合ニ於テ、斯ノ如キ大事業ヲ直グニ出ス、議案モ一遍モ朗讀ハ出來ナイ時間ニ於テ、サウシテ議事日程ヲ變更シテ之ヲ直チニ決議セヨト云フコトハ、實ニドウモヒドイ、縱令星君ノ勢ガアルトモ、又政友會ノ勢ガアルトモ、斯様ナコトヲ斯クシナケレドモ、明年ニナッテ緩々之ヲ議シテヤル譯ナラバ、事ガ穩便ニ往クカ知ラヌケレドモ、唯強談的ニ斯様ナコトヲシヤウト云フノハ大ニ惡イコトデアルカラ、滿場一致ヲ以テ否決セラレントコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 提出者ノ名前ヲ朗讀ヲ願ヒタイ  
 ○星亨君(二百四十一番) 提出者ノ名前ガ何ニイリマスカ  
 ○星亨君(二百四十一番) 提出者ダケハ幾人アル  
 ○星亨君(二百四十一番) ツレヲ御讀ミ下サイ  
 ○議長(片岡健吉君) 採決ノ際ニ何ニイリマスカ  
 ○星亨君(二百四十一番) ツレニ依ッテ贊否ヲ決シナケレバナラヌ  
 ○議長(片岡健吉君) 議案ハモウ既ニ諸君ノ御手許ニ配ッテアリマス

○星亨君(二百四十一番) 一應御讀ヲ願ヒタイ、工藤君ガア、云フ議論ヲスルノデアルカラ、提出者ノ人名ヲ御讀ヲ願ヒタイ  
 ○議長(片岡健吉君) 其必要ハナイト思ヒマス、皆御手許ニ議案ガ配ッテアリマスカ  
 ○星亨君(二百四十一番) 私ハ朗讀ヲ願フト云フ權利ハアルノデアリマスカラ、朗讀ヲ願フノデアル  
 ○議長(片岡健吉君) ソレデハ朗讀サセマス  
 ○議長(片岡健吉君) 提出者 松田 秀雄君 多田 作兵衛君 門脇 重雄君 内藤 正義君 鳩山 和夫君 山田 喜之助君  
 ○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
 ○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、此際報告ガアリマス  
 ○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、此際報告ガアリマス  
 (書記朗讀)  
 本月二十五日貴族院ニ於テ帝國議會閉會式執行被仰出旨伊藤内閣總理大臣ヨリ通牒アリ  
 貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ  
 狩獵法改正法律案  
 石黑瀧一郎君外三十一名ヨリ本日ノ議事日程第五十二ニ掲ケラレタル要求ヲ撤回スル旨申出テラレタリ  
 ○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御諮リスルコトガアリマス、委員長土居平左衛門君カラ司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案ヲ議事日程ヲ變更シテ直チニ議シタイト云フ緊急動議ガ出マシタガ御異議ハアリマセヌカ  
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ議スルコトニ致シマス、土居平左衛門君

司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(委員長報告)  
 (政府提出貴族院送付)  
 ○土居平左衛門君(百五十五番) 司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案ト、委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、是ハ本日委員會ヲ開キマシテ、委員長ニ私ガナリマス、理事ニ初見八郎君ガナリマシタ、此案ハ委員會ニ於キマシテモ至極適當ト認メマシテ、滿場一致ヲ決議ヲ致シマシタカラ、ドウゾ讀會ヲ省略シテ御決議アラントラ希望致シマス  
 ○議長(片岡健吉君) 本案ハ讀會ヲ省略シテ、直チニ議事ニ附スルト云フコトニ、御異議ハアリマセヌカ  
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、共通ニ致シマス、本案ハ委員長ノ報告通、御異議ハアリマセヌカ

司法官試補實地修習期間ニ關スル法律案 確定議  
 ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、共通ニ致シマス  
 ○恆松隆慶君(百三十六番) 此場合貴族院カラ送付ニナリマシタ、狩獵法案

ヲ日程ヲ變更シテ、議題ニシテラレンコトヲ希望致シマス、其修正ノ理由ハ改  
府委員ノ和田君カラ、少シ御説明下サレバ、何モ異議ハナイ、滿場一致デ贊  
成ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ動議ノ如ク、狩獵法改正法律案ノ議事日  
程ヲ變更シテ、議題ニシテラレンコトヲ希望致シマス、其修正ノ理由ハ改  
府委員ノ和田君カラ、少シ御説明下サレバ、何モ異議ハナイ、滿場一致デ贊  
成ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス

狩獵法改正法律案(貴族院回付)  
(政府委員農商務省農務局長和田彦次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(和田彦次郎君) 修正ノ所ダケヲ申上ゲマス、貴族院ニ於テ修正  
ニナリマシタノハ、原案ノ六條ノ次ハ七條ヲ一條更ニ加ヘマシタ、ソレハ地  
方長官ガ必要ト認ムル場合ニ於テハ、區域ヲ限リ銃獵ヲ禁ズルコトヲ得ト云  
フ條項デゴザイマス、ソレハドウ云フ事柄ニ屬スルカト申シマス、禁獵  
區デナシニ、銃獵ヲ禁ズルコトヲ得ト云フノデゴザイマシテ、例ハ東京ノ隅  
田川ノ出口等ニ於キマシテハ、船舶ノ舟楫ガ多ウゴザイマス、彼ノ輻輳ス  
ル所ニ於テ、銃器ヲ用ヒテ彈丸ノ飛ブコトハ、危險ノ虞ガアル、併シ他ノ網ト  
カ、ハゴトカ申シマス、ソレハヤウナ、他ノ獵具ヲ以テ捕ルコトマデハ、禁ズルニ及  
バズト云ウヤウナ場所ガゴザイマス、サウ云フ所ニハ、銃器ダケヲ禁ズル  
コトヲ得ルコト云フ箇條ヲ置キタイ、斯ウ云フ條項デゴザイマス、ソレカラ現  
行ノ十條今度ノ七條ガ加ツタカラ、一條宛順ニ下リマス、十一條ニナリマ  
シテ、其免許稅ノ所ニ於キマシテ、第一等ノ分ガ資格ノ上ニ於テ所得稅ハ百圓  
以上、地租五百圓以上、若クハ營業稅百五十圓以上納ムル者ト、斯ウゴザイマ  
ス、其下ニ又ハ其ノ家族ト云フ六文字ヲ加ヘタイ、ソレカラ二等ノ分ニ  
モ等シク、又ハ其家族ト云フコトニシタイ、此意味ハ一等ノ免狀ヲ受ケル資  
格アル人ニハ、其家族ト雖モ一等ノ免狀ト同様ニ免狀稅ヲ納ムルコトニスル  
ノガ、至當デアルト云フ意思ヨリ、此修正ニナリマシタノデス、極簡單ナ修正  
デゴザイマス、ドウカ御贊成下サルコトニ致シマス

○恆松隆慶君(百三十八番) 是ハ貴族院ノ修正ニ同意スルモノナリ、ドウカ  
贊成ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 貴族院ノ修出ニ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ致  
シマス

○恆松隆慶君(百三十八番) 同様デゴザイマスガ、稅關貨物云々ト云フノハ、  
ソレ先キニ委員ニ付託シマシテ、最早委員會モ終了シタサウデスカラ、此場  
合日程ヲ變更シテ、直チニ議セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 報告ガアリマス

委員長理事左ノ通當選セラレタリ

花窟神社ニ關スル建議案  
委員長 栗原 亮一君 理事 中田 彌平君  
委員 淺野 順平君

稅關貨物取扱人法案  
委員長 門脇 重雄君 理事 淺野 順平君  
委員 恆松隆慶君カラ 稅關貨物取扱人法案ヲ緊急動議トシ  
テ、議事日程ヲ變更シテ、直チニ議シタイト云フ動議デアリマスガ、御異議  
アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ議スルコトニ致シマス、門脇  
重雄君

稅關貨物取扱人法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○門脇重雄君(百九十一番) 此稅關貨物取扱人ノ法案ハ、貴族院ヨリ回送サ  
レマシテ、ソレハ皆諸君ノ御手許ニアルノデゴザイマス、委員會ニ於キマシ  
テハ、貴族院ヨリ回送セル所ノ修正案ニ、同意ヲ致シマシテゴザイマス、其  
詳細ナル事柄ハ、此修正案アリマス、且本案ニアルコトデゴザイマス、  
委員會ハ滿場一致デ決定致シマシタガ故ニ、本會ニ於テモ滿場一致ヲ以  
テ、決定セラレンコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百三十八番) 讀會ヲ省略シテ、直チニ確定セラレンコトヲ望  
ミマス

○議長(片岡健吉君) 讀會ヲ省略ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略致シマス

稅關貨物取扱人法案 確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通確定致シマス

○恆松隆慶君(百三十八番) 此十四ノ日程開墾地云々法律案ガゴザイマス、  
ガ之ハ政府案トシテ先キニ出シマシテ、兩院デ可決致シマシタ案ニ、矢張關  
シタ問題デアリマスカラ、是ダケハ此場合日程ヲ變更シテ、直チニ可決セラ  
レンコトヲ希望致シマス、ドウカ十四ノ日程ノ變更ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ議事日程變更ノ動議ニ、御異議ハアリマ  
セヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事日程ヲ變更スルコトニ致シマ  
ス、木村哲太郎君

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事日程ヲ變更スルコトニ致シマ  
ス、木村哲太郎君

開墾地、開拓地、新開地年期繼續 第一讀會ノ續(委員長報告)

○木村哲太郎君(九十八番) 委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ハ一昨日協  
議會ニ於テ、能ク研究ヲ致シマシテ、其後正式ニ委員會ヲ開イテ、原案ヲ可  
決致シマシタコトデゴザイマス、此案ハチヨット見マス、少シク分リ惡ク  
イ議案デゴザイマス、チヨット本案ノ要領ヲ簡單ニ述ベヤウト思ヒマス  
ル、現行法デハ御承知ノ如ク、鐵下年期又ハ新開免稅年期ノ規定ニ依リマ  
シテ、長キ年期ヲ與ヘテ開墾ヲ許シタル新田ガ、若シ年期中ニ於テ、水害ノ  
タメニ荒地トナリマシタ場合ニハ、更ニ荒地ノ免稅ヲ與ヘマスカラシテ、先  
ニ與ヘタ所ノ鐵下年期、又ハ新開免稅年期ト云フモノハ、ソレガタメニ消滅  
シテシマフコトニナツテ居ルノガ、是ガ現行法デゴザイマス、水害ヲ受ケテ  
ソレガタメニ、先ニ與ヘラレタ年期ヨリ、却テ水害ノタメニ免稅年期ヲ短  
縮スルコト云フヤウナ、奇觀ヲ生ズルノデゴザイマス、其故ニ茲ニ單行法ヲ設  
ケマシテ、荒地免稅年期中ノ期間ハ、前ニ與ヘラレテアル所ノ、鐵下年期又

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ議事日程變更ノ動議ニ、御異議ハアリマ  
セヌカ

ハ免租年期ヲ中斷シテ置イテ、サウシテ其荒地免租年期ダケヲ別ニ與ヘテ、先ニ與ヘタ所ノ年期ニハ、疵ヲ附ケナイヤウニシヤウト云フノガ、本案ノ趣意デゴザイマス、此事ニ附キマシテハ、現在此現行法デハ、サウシタクモスレトモノ出來ナイ、現行法デゴザイマス、非常ニ憫然ト認メナガラ、其取扱ガ出來マセヌカラシテ、現在其事實ノ差違ヲ居ルコトガ、アリマスノデゴザイマス、ドウカ是ハ時日切迫ノ際デゴザイマスガ、速ニ貴族院ニ送付ニナツテ、成立ヲ希望致シマス、尙ホ此本案ハ政府ニ於テモ同意ノコトデアリマス、此斷ヲ申シテ置キマス

○恆松隆慶君(百二十三番) 直チニ二讀會ヲ開イテ、讀會省略ヲ以テ、委員ノ報告通可決ヲ望ミマス  
○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ動議ノ如ク、讀會ヲ省略シテ直チニ議事ニ付スルコトニ、御異議アリマセヌカ  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通確定ヲ致シマス、委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

開墾地開拓地新開地年期繼續ニ關スル法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス  
○恆松隆慶君(百二十三番) 毎度日程變更デゴザイマスガ、二十八、二十九、ソレカラ請願デゴザイマスガ、是ハ一括シテ是ダケヲ議題トシテ、早ク決セシコトヲ望ミマス、多數ノ人ノ請願デゴザイマス、動モスレバ議事日程ヲ變更シマスガ、吾々モ既ニ出シタ案モアリマスレバ、ソレヲ無暗ニ妨ゲラル、ト云フ意思デアアルカ、餘リ先キノ方バカリ走ツテ、吾々ノ議案ガ甚ダ迷惑ヲ致シマス  
○議長(片岡健吉君) 恆松君ノ動議ニ附イテ反對ガアリマス、議事日程ヲ變更シテ、二十八ノ日程ヲ唯今議スト云フ恆松君動議デアリマスガ、反對ガアリマスカラ採決ヲ致シマス、恆松君ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
起立者 少數  
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、議事日程十二不動産登記法中改正法律案、第二讀會、全部ヲ議題ニ供シマス

不動産登記法中改正法律案(松島廉作君外) 第二讀會

○大村和吉郎君(五十七番) 本案ハ過日報告ノ節申述ベテ置キマシタ通、讀會ヲ省略シテ直チニ確定ヲ望ミマス  
○議長(片岡健吉君) 讀會省略ノ動議ガ大村君カラ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ動議省略ヲ致シマス、本案ハ原案通御異議アリマセヌカ

不動産登記法中改正法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通確定ヲ致シマス、議事日程十三

町村制中改正法律案、第一讀會ノ續  
十三 町村制中改正法律案(松島廉作君 第一讀會ノ續(委員長) 外一名提出)

○山田順一君(百二十三番) 唯今報告ヲ致シマスノハ、町村制中改正法律案デゴザイマスガ、委員長ノ松尾君ハ、今日不快デ副席デゴザイマスカラ、理事カラ、代テ御報告ヲ致シマス、極テ簡單ナ改正デゴザイマシテ、町村制中ノ第四條ノ第二項ニ少々ノ改正ガアリマス、即チ「郡參事會之ヲ決ス」トアルノヲ「ニ致シマシテ、ソレカラ」府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ」其次ノ「府縣參事會之ヲ決ス」ト云フノモ、矢張同様ノ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシト云フコトノ、唯今簡單ナル改正デゴザイマスガ、此町村制、第四條ノ第一項ハ、即チ此町村ノ分合ニ關スルコトデ、之郡參事會及縣參事會ノ決定ノコトハ、府縣知事若ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルコトニナツテ居ル、然ルニ第二項ノ方ハ町村ノ境界變更デゴザイマスカラ、是ハ府縣知事若ハ内務大臣ノ認可ヲ要セズト云フコトニナツテ居リマス、然ルニ實際此建議者ノ提出ニナル趣意ヲ聽イテ見マスルト、場所ニ依テハ、町村ノ感情等ヨリ、公平ノ議決ヲ失ウコトガアルト云フコトデアアル、委員會ニ於テ篤ト審議ヲ盡シテゴザイマスガ、町村ノ境界變更若クハ分合ト大シタ差ガナイ、町村若クハ郡市ニ取リマシテハ、大切ナコトデモゴザイマスカラシテ、ドチラモ同様府縣知事若クハ内務大臣ノ認可ヲ受ケル方ガ、相當デアラウト云フコトデ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ、可決致シマシテゴザイマス、讀會省略ヲ以テ可決ニナランコトヲ希望致シマス  
○贊成々々々ト呼フ者アリ) 私ハ本案ニ反對ノ意見ヲ述ベマス、本員モ此町村制改正案ノ委員一人デゴザイマシタガ、已ムヲ得ザル事故ノタメニ、少シ遲參ヲ致シマシタ所ガ、既ニ決定濟ノ所ニ、出席ヲ致シマシタノデゴザイマス、已ムヲ得マセヌカ、本員一個ノ意見ヲ述ベヤウト思ヒマス、簡短デゴザイマスカラ、議席カラ述ベマス、大體現今ノ町村制ハ、町村ノ廢置分合ト、村界ノ變更ト云フコトニ附イテハ、大ニ事ニ輕重ノ意味ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、境界ノ變更ト町村ノ廢置分合トハ、大ニ町村ノ廢置分合ノ方ガ、重イコトデゴザイマス、又境界ノ變更ニ至ツテハ、廢置分合ニ比シマスレバ、其事柄ヤ至ツテ小デアアルノデゴザイマス、故ニ現行法ハ町村ノ廢置分合ハ、唯府縣參事會ノ決議ニ一任セシメ、内務大臣ノ許可ヲ受ケルコトニナツテ居リマス、町村ノ境界ノ變更ハ、郡參事會ト府縣參事會ト一任シテアルノデゴザイマス、事ノ大小輕重カラ申セバ、此位ナ區別ハアツテ宜シイノデゴザイマス、故ニ本員ハ權衡上トシテ、現行法ヲ可トスル次第デゴザイマス、斯様ナコトマデモ、町村ノ境界ノ變更マデモ、内務大臣ノ許可ヲ受ケナケレバナラヌト云フヤウナコトニナリマシテハ、大ニ不便ヲ感スルノミナラズ、斯様ナコトハ却テ中央政府デハ事情ガ分ラヌノデゴザイマス、斯ノ如キコトヲ過大ニスルト云フコトハ、宜シクナイコトデアツテ、世ノ進歩スルニ從ツテ益々地方ニ一任シテ然ルベキノニ、却テ現行町村制ヲ改正スルコトノ、過大ニ失スルト云フヤウナコトヲ思ヒマス、吾々ノ執ラザル所デゴザイマス、因テ本員ハ現行法ヲ完全ナルモノト思ヒマス、委員會ノ修正ニハ反對ヲ致シマス  
○議長(片岡健吉君) 本案ハ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數  
 ○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決シマス、次ハ議事日程ノ十五號下年期新開免租年期地價据置年期ノ延長ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長報告、木村誓太郎君

十五 置年期ノ延長ニ關スル法律案(早 第一讀會ノ續(委員長報告)  
 川龍介君外三名提出)

(木村誓太郎君演壇ニ登ル)

○木村誓太郎君(九十八番) 本案モ、第十四日程ト同時ニ、委員會ニ於キマシテハ可決ヲ致シテ、隨分議論ノアル議案デゴザリマス、本案ハ前ノ第十四日程ノ開墾云々ノ議案トハ違ヒシテ、隨分議論ノアル議案デゴザリマス、政府ニ於キマシテモ、此案ニハ全然贊成ヲシテ居ラヌノデゴザリマス、此案ハ畢竟既往ニ年期ヲ附與シタモノヲ、近傍ノモノト不權衡ノモノヲ、年期中ニ於テ修正ヲシヤウト云フニ外ナラヌ案デゴザリマス、即チ委員會ニ於テハ之ヲ可決致シタノデゴザリマス、之ハ直チニ即決ト云フコトハ、私ハ能ウ申サヌノデゴザリマスタトキニ、ドウカ諸君御熟考下ステ置イテ、又明日ノ日程ニデモ上ボリマシテ希望致シマス

○花井卓藏君(百七十九番) チョット質問ガアリマス、本案ト同様ナル案ガ政府ヨリ提出ニナツテ居ルノデア、ソレト此案トハ、ドウ云フ關係ガアルノデゴザリイマセウカ、全ク違ヒマス、幾分カ關聯ハシマスルガ

○木村誓太郎君(九十八番) 全ク違ヒマス、幾分カ關聯ハシマスルガ

○花井卓藏君(百七十九番) 彼ノ法律案ヲ變ヘルト云フノデハナイノデゴザイマスカ

○木村誓太郎君(九十八番) サウデハナイノデゴザリマス、彼ノ法律案デハ年繼ヲスル極度ノ年限ヲ定メタモノデゴザイマスガ、本案デ見マスルト、此年期中ニ又年期ノ出來ナイマデニ、不權衡ナ年期ヲ直サウト云フニ、外ナラヌノデゴザイマス

○花井卓藏君(百七十九番) 分リマシタ

(此時議長、木村誓太郎君ト私語ス)

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員長カラ報告ニ止メタイト云フコトデゴザイマスガ、ソレデ御異議ハアリマセウカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ十六、是ハ委員長カラ議事日程ヲ延ベテ吳レロト云フ申出ガアリマシタガ、延ベマシテ御異議ハアリマセウカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ十七田畑地價特別修正法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、後藤文一郎君

十七 田畑地價特別修正法律案(後藤文一郎君外十一名提出)

(後藤文一郎君演壇ニ登ル)

○後藤文一郎君(二百七十四番) 田畑地價特別修正法律案ノ、委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、當委員會ハ本月ノ十九日及二十日並ニ二十二日ノ三日開キマシテゴザイマス、而シテ此原案ノ中ニ於キマシテ削除ヲ致シマシ

タ廉ガ、一箇所ト、ソレカラ又原案ニ追加ヲ致シマシタ廉ガゴザリマス、茨城縣ノ内五箇村ノ畑地價、ソレカラ岐阜縣ニ於キマシテ一箇村ノ田ノ地價、愛媛縣ニ於キマシテ二箇村ノ田畑ノ地價及六箇村ノ田地ノ地價デゴザイマス、是ダケガ追加ニナリマシタ、其追加ヲ致シマシタ理由ハ、原案ト同一ノ種類ノモノヲ調査シマシタ結果ニ於テ、之ニ加ヘタノデゴザリマス、ソレカラ削除ニナリマシタノハ、原案中ノ撮手縣ノ伊澤郡相去村ノ分デゴザイマス、是ハ會テ甲ノ郡ニ屬シテ居リマシテ、後ニ乙ニ屬シ、而シテ又今日デハ矢張、甲郡ニ返リマシタ町村デゴザイマス、シテ見マスルト云フト、之ハ全ク本案ノ他ノモノト同一ノ種類デハゴザリマセウカ、故ニ右ハ除クテ至當ト云フ委員會ノ決議デゴザイマス、右修正決議ニ付キマシテハ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ、可決致シマシタ次第デゴザリマス、若槻禮次郎君演壇ニ登ル

(政府委員大藏書記官若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(若槻禮次郎君) 此田畑地價特別修正法律案ニハ、不幸ニシテ政府ハ御同意申スコトガ、出來ナイノデゴザイマス、此案ハ三十二年ノ地價修正ノトキニ於テ、郡界ノ變テ居リマシタ部分ニ附イテ、再び地價修正ヲシヤウト云フ案デゴザイマス、併シ地價修正ト云フコトガ、容易ニ爲スベキコトデナイト云フコトハ、今更申上ゲマス程ノコトデゴザイマセウカ、ソレハ申上ゲマセウカ、斯様ニ致シテ致シマスレバ、此町村ガ這入ッテ居ッタガタメニ、益ヲ受ケタ其方ノ地價モ改正シナケレバ、此町村ガ這入ッテ居ッタガタメニ、由ノ其儘置イテ、其利益ノナイヤウナ部分ダケヲ改正スラバ、二十九年二十年頃カラ以後、郡ノ分合ト云フモノガ澤山出來テ居リマス、其分合ノ結果ニ依ッタモノハ、皆再ビ直シテ修正ヲシナケレバ、公平ヲ得ナイト云フコトニナリマス、然カスルトキニ於テハ、殆ド底止スルコトヲ知ラナイコトニナリマス、斯様ナ法案ハ、成ルベク否決ヲシテ載キタイノデゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ二讀會ヲ開カザルコトニ決シマス、議事日程ノ十八刑法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告石黑涵一郎君

十八 刑法中改正法律案(安藤龜太郎君 第一讀會ノ續(委員長報告) 外四名提出)

(石黑涵一郎君演壇ニ登ル)

○安藤龜太郎君(二百七十三番) 議事日程ノ十八十九ハ、併テ議題ニ付セラレシコトヲ...

○議長(片岡健吉君) 之ヲ併セテ議題トスルコトハ、出來ナイト思ヒマス

○石黑涵一郎君(二百番) 民法中改正案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス

(刑法ガ先キダト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 刑法カラ先キ...

○石黑涵一郎君(二百番) 唯今ノハ間違ッテ居リマシタ、刑法中改正法律案、此委員會ノ經過結果ヲ御報告申シマス(結果ダケテ宜イ)ト呼フ者アリ所ガ此問題ハ、チヨット結果ヲ御報告申シマスニ參リ兼ナルデス、少シ御話申サンナラヌ必要ガアル、此刑法改正ノ趣意ト云フモノハ、單ニ申セバ刑法其他ノ法律中ニ規定シテアル所ノ監視ノ刑ヲ廢シヤウト云フ法律案デゴザイマス、ソレデ現在監視ノ刑ニ處セラレテ居ル所ノモノ、及監視違犯ノ犯罪人ガ幾何アル



二十 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(早川 第一議會)

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(早川 第一議會) 龍介君外一名提出

○議長(片岡健吉君) 是ハ提出者カラ説明ガアリマスカ... 早川龍介君...

○新井章吾君(百四十五番) 是ハ極簡單ナモノデ、最早會期モ切迫シテ居リ...

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ賛成ガアリマスカ...

○議長(片岡健吉君) 共委員ハ此九名トシテ、議長ガ指名スルコトニ、御異議...

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ二十二名...

リマシタ、政府委員ニ於テモ此建議ガ通過スレバ、實地ニ就イテ調査スル...

○議長(片岡健吉君) 本案ノ賛否ノ採決ヲ致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起...

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス... 議事日程ノ二十五千島開發ニ關ス...

後ニ於テハアルト云フコトハ、諸君モ御承知ノ通アル、此ノ如キモノ、アルニモ拘ラズ、之ヲ唯手ヲ袖ニシテ、政府ハ見テ居ルト云フコトニ於キマシテハ、國家ノ上ヨリ致シマシテモ、誠ニ我國權及國防ノ事ヨリ、此國利上ノコトニ附イテモ、暫クモ之ヲ猶豫シテ居ルベキモノデナイト考ヘル(贊成々々)ソレダ最早此事ニ附キマシテハ、委員會ニ於キマシテ、滿場一致ヲ以テ可決ヲシテ居ルノミナラズ、此箇條ノ要件ハ既ニ之ニ記載シテゴザイマス通ノコトデゴザイマスカラ、願ハクハ此箇條ヲシテ、皆之ヲ行ハシムルト云フコトヲ注文デナイニ至リモノ、或ハ政府ヨリシテ著手シテ、是ヨリシテ之ヲ行フト云フ所ノモノニ至リマシテハ、早ク既ニ著手サレシコトヲ希望シマス、諸君(分ツテ)ト呼フ者アリ、此千島ノコトニ附キマシテハ、吾ハ誠ニ熱心及千島ノ島人モ熱心ニ、此事ノ早カラシメシコトヲ希望シテ居リマスカラ、願ハクハ滿場一致ヲ以テ、直チニ可決アラシメテ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ノ贊否ニ附イテ採決致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス

○議長(片岡健吉君) 大變暗クナツテ議案ガ分リ兼ヘマスガ、電燈ノ準備ガアレバ、マルデヤリタウゴザイマスガ、サウデナケレバ今日限ト考ヘテ居リマシマスガ、明日ハ午前十時カラト云フコトデゴザイマスカラ、寧ろ是ハ明日ニ讓ラセテヨカラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 明日ニ延べルコトニ附イテハ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 茲ニ尙ホ一ツ御諮リスルコトガアリマス、明日ノ議事日程デアリマスガ、法律ハ議事日程ニ掲ゲテモ、貴族院ニ送付スルヤウナモノハ、議事日程ヲ除クコト、致シマシテ、唯本院限決議ニナルモノ、ミマ、議事日程ニ擧ゲヤウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス——報告ガアリマス

委員ヲ指名スル左ノ如シ

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案

早川 龍介君 渡邊 猶人君 門脇 重雄君

中 辰之助君 長瀬 清一郎君 大矢四郎兵衛君

吉田 源八君 加藤 六藏君 雨森 菊太郎君

○議長(片岡健吉君) 明日ノ議事日程ヲ報告致シマス

議事日程 第二十號 明治三十四年三月二十四日(日曜日)

一 公債抽籤償還ノ實施ニ關スル建議案(梁原亮一外) (委員長報告)

二 補助貨幣ノ改鑄ニ關スル建議案(梁原亮一外) (委員長報告)

三 家祿賞典祿處分法施行ニ關スル建議案(植松隆慶外) (委員長報告)

四 外國語學校擴張ニ關スル建議案(神原才一提出) (委員長報告)

五 元寇殉難者國祭ニ關スル建議案(安部井壽根) (委員長報告)

六 請願法制定ノ建議案(平岡萬次郎) (委員長報告)

七 農事補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案(橋本宗外) (委員長報告)

八 農事試驗場、水産試驗場國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案(稻垣宗外) (委員長報告)

九 北陸及北越鐵道聯絡線速成ニ關スル建議案(西田外九名) (委員長報告)

十 埃宮會國庫補助ニ關スル建議案(井上角五郎) (委員長報告)

十一 花窟神社ニ關スル建議案(梁原亮一外) (委員長報告)

十二 海藻磯燒ケノ原因調査ニ關スル建議案(白井哲夫外) (委員長報告)

十三 (特別報告第九號)北見鐵道線路變更急設ノ請願 (委員長報告)

十四 (特別報告第十號)鐵道敷設法中追加ノ請願外十七件 (委員長報告)

十五 (特別報告第十一號)染織業獎勵保護ノ請願 (委員長報告)

十六 (特別報告第十二號)開港場指定ノ請願 (委員長報告)

十七 (特別報告第十三號)葉煙草專賣法改正ノ請願 (委員長報告)

十八 (特別報告第十四號)富山直江津間鐵道急設ノ請願 (委員長報告)

十九 (特別報告第十五號)賣藥課稅法改正ノ請願 (委員長報告)

二十 (特別報告第十六號)賣藥稅法改正ノ請願 (委員長報告)

二十一 (特別報告第十七號)矢作川河身改修ノ請願外四件 (委員長報告)

二十二 (特別報告第十八號)國債證券買入償却法廢止ノ請願 (委員長報告)

二十三 (特別報告第十九號)山梨縣監獄署谷村支署再設ノ請願 (委員長報告)

二十四 (特別報告第二十號)直江津蔚山間鐵道敷設工事第一期線ニ線上一件ノ請願外一件 (委員長報告)

二十五 (特別報告第二十一號)在外國賣淫婦取締法制定ノ請願 (委員長報告)

二十六 (特別報告第二十二號)鐵道敷設法中追加ノ請願 (委員長報告)

二十七 (特別報告第二十三號)賣藥規則改正並賣藥印紙稅規則全廢ノ請願 (委員長報告)

二十八 (特別報告第二十四號)北海道帝國大學設立ノ請願 (委員長報告)

二十九 (特別報告第二十五號)山形縣北村山郡山口村ヲ同縣東村山郡ニ編入ノ請願 (委員長報告)

三十 (特別報告第二十六號)愛知縣尾張國庄内川改修ノ請願 (委員長報告)

三十一 (特別報告第二十七號)阿賀川治水工事ノ請願 (委員長報告)

三十二 (特別報告第二十八號)北陸鐵道富山直江津間ノ急設ヲ望ム請願 (委員長報告)

三十三 (特別報告第二十九號)賣藥印紙稅全廢ノ請願 (委員長報告)

三十四 (特別報告第三十號)木曾長良指斐三大川上流改修ノ請願 (委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 是ニテ散會致シマス 午後四時三十一分散會